

季刊

労働総研

クォーターリー

2005年春季号

日本経団連の改憲要求とその歴史的社会的責任

福田 静夫

No.58

特集 拡大するEUの現状と課題

「労働関係からみたEU」 早分かり

宮前 忠夫

フランスから見たEU憲法

福間 健三

アメリカ「単独主義」とヨーロッパの将来

平河 寛

国際・国内動向

改憲をめぐる情勢とたたかいの広がり

今井 文夫

連合、全労連05春闘結果の評価と課題

鹿田 勝一

イラク選挙後の中東情勢

尾崎 芙紀

労働総研創立15周年記念海外調査に参加して

齊藤 隆夫

書評

平地一郎著『労働過程の構造分析』

藤澤 建二

新刊紹介

阿部芳郎著『ウィと言えない「ゴーン改革」』

坂ノ下 征稔

大江 洸・三上 満・小林 洋二著『憲法—人生をかけて守るもの』

小川 薫

全労連編『世界の労働者のたたかい2005—世界の労働組合運動の現状報告』

藤吉 信博

本棚

憲法会議・労働者教育協会／編・

『憲法問題学習資料集—憲法「改正」論議の本質と、改憲阻止の展望』

憲法会議編『月刊憲法運動』05年5月号・「憲法調査会報告書」総批判

民主法律協会編『萬井隆令・西谷敏先生還暦記念論文集

新たな権利闘争の地平をめざして』

年金者組合東京都本部編『15年史』

労働運動総合研究所

価格はすべて税込み表示です

これからの自治体防災計画

予防こそ災害対策の基本

最新刊!

中村八郎 著 ●A5判160頁 定価1950円

近年、大規模災害は年を追って増加し、住民の不安も高まっている。しかしその対策は、依然として発生後の応急対策や復旧・復興が中心で、予防対策は遅れたままだ。多くの災害現場を踏査し、自治体職員として市民とともに防災計画づくりに携わってきた著者の、実践的災害対策論。

日本の地方自治 その歴史と未来

宮本憲一 著 ●A5判290頁 定価2730円 現代自治選書

前著『地方自治の歴史と展望』に大幅加筆！明治期から「分権改革」以後の課題までを網羅し、歴史をふり返る中で未来を展望する、わが国の地方自治の通史。巻末年表付き。

デイ・サービスからまちづくりへ

主婦たちがつくったNPO「コスモスの家」

渡辺ひろみ 編著・山本敏貢 監修 ●A5判86頁 定価1200円

17年前、5人の主婦たちがささやかなデイサービスからスタートした「コスモスの家」(川崎市)は、「安心して暮らせるまちづくり」へと視野をひろげ事業を拡大してきた、その歩みと活動のすべて。

シリーズ地方自治構造改革を問う③

公務員制度の変質と公務労働

◇NPM型効率・市場型サービスの分析視点

二宮厚美・晴山一穂 編著 ●A5判312頁 定価2940円

NPM的手法の導入と「能力主義」「成果主義」「コスト主義」で、公務労働の変質が進んでいる。公務労働の現場からそれを検証し公共性と専門性・総合性を取り戻す課題を明らかにする。

好評発売中!

これならできる市町村財政分析

大和田一紘 著 ●B5判120頁 定価1890円

まちの財政は本当に危機なのか？ どうすれば住民要求は実現できるのか？ このまちでも簡単に手に入る、「決算カード」を使って、財政分析作業をABCからはじめよう。

検証「三位一体の改革」

自治体から問う地方財政改革

平岡和久・森 裕之 著 ●A5判196頁 定価2100円

「三位一体の改革」のターゲットとされている地方交付税の削減。都市自治体や中山間地域自治体の事例検証を通じ、現在の「改革」の実態に迫り、真の地方財政改革への展望を探る。

有事法制がまちにやってくる

だれをまもる国民保護計画？

弁護士 田中 隆 著 ●A5判130頁 定価1575円

すべての都道府県と市町村に臨戦態勢の「国民保護計画」づくりが迫られている今、地方自治体の位置と役割を法律に即し検討、自治体・住民の側から非戦・平和の道を探る。

公民の協働とその政策課題

地域と自治体第29集

横倉節夫・自治体問題研究所編 ●A5判292頁 定価2500円

「公民協働」「新しいガバナンス」について、住民・行政・議会の「協治」、および社会福祉、環境、都市計画など各分野から検証し、その可能性や問題点などを整理する。

改訂版Q&A 自治体アウトソーシング

指定管理者制度と地方独立行政法人の仕組みと問題点

自治体アウトソーシング研究会 編著 ●A5判174頁 定価1995円

改訂2版 出来！ 指定管理者制度を中心に、各手法のしくみと問題点をQ&A形式で紹介する。改訂2版にあたり、社会教育分野と市場化テストの新しい動向、指定管理者モデル条例案のポイントを加筆した。

労働総研クォーター

第58号 (2005年春季号)



目 次

● 日本経団連の改憲要求とその歴史的社会的責任	福田 静夫	2		
特 集 ● 拡大するEUの現状と課題				
■ 「労働関係からみたEU」 早分かり	宮前 忠夫	21		
■ フランスから見たEU憲法	福岡 健三	34		
■ アメリカ「単独主義」とヨーロッパの将来	平河 寛	41		
国際・国内動向				
■ 改憲をめぐる情勢とたたかいの広がり	今井 文夫	49		
■ 連合、全労連05春闘結果の評価と課題	鹿田 勝一	52		
■ イラク選挙後の中東情勢	尾崎 美紀	54		
■ 労働総研創立15周年記念海外調査に参加して	齊藤 隆夫	57		
書 評 ● 平地一郎著『労働過程の構造分析』	藤澤 建二	60		
新刊紹介 ● 阿部芳郎著『ウィと言えない「ゴーン改革」』			坂ノ下 征稔	62
● 大江洸・三上満・小林洋二著『憲法—人生をかけて守るもの』	小川 薫	62		
● 全労連編『世界の労働者のたたかい 2005—世界の労働組合運動の現状報告』	藤吉 信博	63		
本 棚 ● 憲法会議・労働者教育協会／編・				
『憲法問題学習資料集—憲法「改正」論議の本質と、改憲阻止の展望』		64		
＊憲法会議編『月刊憲法運動』05年5月号・「憲法調査会報告書」総批判		64		
＊民主法律協会編				
『萬井隆令・西谷敏先生還暦記念論文集 新たな権利闘争の地平をめざして』		65		
＊年金者組合東京都本部編『15年史』		66		

(本文中の書籍等の価格は、全て本体価格です。)

日本経団連の改憲要求とその歴史的社会的責任

福田 静夫

1 「反日デモ」と日本経団連

「戦後60年」の今年、4月に入ってから突然降ってわいたように3週間にわたって引き続いた中国の「反日デモ」は、「政冷経熱」といういささか安易な言葉によって覆いかくされてきた歪んだ日中関係を、改めて大きな国際的な焦点に浮かび上がらせることになった。その後、4月22日から24日にかけてジャカルタで開かれたアジア・アフリカ会議で、小泉首相がかつての日本の「植民地支配と侵略」についての「反省とお詫び」の演説をおこない、それを受けて小泉首相と胡錦濤中国国家主席との首脳会談が開かれ、中国政府の抑制方針もあって、当面のところ「反日デモ」は、表面的には終息したように見受けられる。そこで日本の政府は、非が中国側にあるという方向に世論を誘導し、「靖国参拝」が日本の固有の「死者」に対する弔い方であるし、かつての侵略戦争を正当化した「教科書検定」も「内政」問題であるという強弁と居直りによって、事態を乗り切っていくつもりになっている。

けれども、じつは、「反日デモ」が露呈させたのは、日本の「戦後60年」を否定して進行しつつある大きな「改憲」の危機であった。そしてこの「改憲」の危機にこそ、また「反日デモ」がなぜ起こったのか、そしてその後どうなるのかを解き明かす鍵がかくされている。「反日デモ」が掲げた中心的スローガンは、「日貨排斥」＝日本商品ボイコットであり、「日本帝国主義打倒」であった。そうしたスローガンが端的に指し示していたのは、自民党・公明党・民主党とそれぞれに論点を変えながらも「改憲」で足並みを揃えている「二大政党」下の政界であり、

さらにはみずから独自に「改憲」を要求し、「政治献金」によってそれを督励している日本の財界の動きであったのである。

今年の1月18日、自民党大会が開かれ、小泉首相は、「自民党新憲法制定推進本部」の本部長として、年内に「党是」たる「憲法改正」の成案をうると挨拶した。自民党大会は、「憲法起草委員会」を設け、森喜朗を総括責任者とし、各小委員会には中曽根康弘、宮沢喜一、橋本竜太郎等という自民党歴代の首相が名をつらね、自民党の結党50年を迎える今秋には改定草案を仕上げることになった。すでに日本の「歴史・文化・伝統」を強調して前文を全面的に書き直したり、第9条の第2項の扱いを焦点にしながら、自衛隊を軍隊として明記し、「日米同盟」の世界化に必要な「集団的自衛権」を承認する等々、いくつかのポイントはすでにマスコミに流されている。

だが同時に思い出しておくべきことは、この1月の自民党大会に合わせて、日本の財界の総本山たる日本経団連（会長＝奥田碩トヨタ自動車会長）の「国の基本問題検討委員会」¹⁾（委員長＝三木繁光東京三菱銀行会長、以下「検討委員会」）が、「わが国の基本問題を考える―これからの日本を展望して―」（以下、『経団連報告』、テキストはインターネットで公開されている）を公表し、「改憲」の要求を明らかにしたことである。

『経団連報告』（第IV章）によれば、「国際平和の希求、侵略戦争の放棄」を規定している「憲法第9条第1項」は「引き続き存置」するが、「戦力の不保持を謳う第9条第2項は、明らかに現状から乖離」している上に、「今後果たすべき国際貢献・協力活動」を進める上で「大きな制

約」になっているのであらためる。そして「自衛隊の保持」を明確にし、「集团的自衛権」は「わが国の国益や国際平和の安定のために行使できる旨を憲法上明らかにすべきである」とした(この「改憲」の論理がはらむ矛盾には後で触れる)。そして第96条の「改正要件」は、「厳格に過ぎた」ものなので、緩和すべきである、と付け加えている。このように「改憲」の手続きにまで言及していることには、なんとしても第9条の「改憲」を急ごうという日本経団連の姿勢があからさまに出ている。

先に経済同友会の「憲法問題調査会」の「憲法問題意見書」(03年4月)、日本商工会議所の「憲法改正についての意見—中間とりまとめ—」(04年12月17日)が出されていたから、こうして日本経団連が「改憲」を提案したことによって、日本の代表的な経済三団体がすべて「改憲」の線で足並みを揃えたことになるが、日本経団連の場合、「改憲」の姿勢の積極性において他に抜きん出ているのが特徴である。

まず奥田碩経団連会長は、「経団連報告」が公表された当日、自民党大会で挨拶し、「経済界としても、資金面からの支援をすすめたい」(『朝日新聞』05年1月19日)と、「改憲」に対する「政治献金」を行うことを明言した。

この「改憲」支援のための「政治献金」という姿勢は、その後も一貫して、3月31日の「自由民主党と政策を語る会」に出席した奥田会長は、「会員企業」が「社会貢献の一環」として「政治寄付」を行うように期待したいと挨拶した(『日経連タイムズ』05/3/31)。4月14日、「民主党と政策を語る会」では、「国会の場で政府・与党と建設的な政策論議を展開」して欲しい、とくに「社会保障制度の改革」では「抜本改革の先送りは許されない」と述べて、小泉政権の福祉切り捨てと消費税の導入を支持する挨拶を行い、宮原副会長が、「政策評価に基づく企業の社会貢献としての政治寄付を推進している」と、ここでも政党献金に露骨に言及した(同上、

05/4/14)。とくにこの場合は、中国の「反日デモ」の最中であり、あたかもトヨタ、ホンダ、スズキ、三菱などの各自動車会社が出店する上海モーターショーが4月22～28日にかけて開かれる直前のことであった。「政治献金」の「甘言」に釣られて状況を黙過している民主党もあまりにも無節操であるが、また中国問題に対する経団連首脳側の驕りをも見過ごせない。

さらに日本経団連は、昨年4月27日、小泉首相のもとに「安全と防衛協力に関する懇談会²⁾」(以下「防衛懇」)が設けられた時、座長には荒木浩東京電力顧問(元経団連副会長)、委員には張富士男日本経団連副会長(当時トヨタ自動車社長)という大物を送り込んだ。この関連で言えば「経団連報告」をまとめた「検討委員会」は、この防衛懇の設置を受ける形で、昨年5月27日に、日本経団連総会で設置されたわけである。日本経団連という日本の財界の代表団体が、そしてまた日本最大の、そして世界最大規模の多国籍企業を代表するトヨタが、政権与党と組んで、日本の「改憲」と「防衛」とを一体化した政治の実現に動き出した意味は重大である。

ジャカルタで小泉首相が、アジア・アフリカ80カ国の首脳を前にして、「反省とお詫び」の言葉を述べたというニュースに、『ワシントン・ポスト』は、「日本は戦死者の栄誉を讃え、近隣諸国の傷口を開く」(05/4/23)という見出しをつけた。その同じ日に、自民党・民主党の議員80人と代理人88人を加えた総勢168人の政党人が大挙して春季例大祭中の靖国神社に集団参拝したことも、併せて報じたからである。参拝者のなかには内閣府副大臣、防衛庁副長官、さらに政務次官2名が含まれており、それとは別に閣僚として参拝した麻生太郎総務相がいた。日中会談の後でも、小泉首相は、「靖国参拝は適切に判断します」として、従来の姿勢を変えていない。小泉演説は、韓国メディアが報じたように、「日中首脳会談を成功させるための方策」であり、「国連安保理常任理事会入りに向け、アジア

日本経団連の改憲要求とその歴史的社会的責任

諸国の信頼獲得を意図」したもの（『毎日新聞』4月23日）にすぎなかった。「反日デモ」は日本の責任だ、というのが胡錦濤中国主席の指摘だが、日本の「二大政党」政治の喜劇的な錯誤よりは、残念ながらそれを悲劇的に裏づけてあまりがある。そしてその錯誤を最大に支え、督励するものとして、「経団連報告」とそれにともなう日本経団連の行動がある。

「経団連報告」は、バンドン会議50周年を記念してアジア・アフリカ会議が開催される年に公表されたものとして、日本の戦後史上最悪の政治的文書である。その「改憲」の要求は、友好と連帯によってさらに発展強化されるべき日中関係の発展を妨げ、バンドン会議50周年の精神を傷つけ、会議に結集した80カ国の日本に寄せている善意の期待を裏切り、日本国民の歴史的な大義、良心、利益に根本的に対立したものである。かつて日本の侵略戦争で2000万人をこす犠牲を強要されたアジアの諸国は、日本がいまいちど海外に出兵する政治をつくりあげてをけって許さないだろう。日本の憲法の理念は、世界の平和と連帯の流れのなかで再発見され、実現されようとしている。「経団連報告」は、この歴史のなかで、その「現実性」によって検証されなければならない。以下、「経団連報告」に焦点を当てて、その「改憲」要求の思想的・道徳的な質を検討することにしよう。

2 『経団連報告』——詭弁の「改憲」論

「経団連報告」は、いったい、どのような理由で第9条を中心とした「改憲」を要求しているのだろうか？

「経団連報告」の第IV章のはじめに、「綻びが目立つ現行憲法」として、「改憲」の内容にかかわるいくつかの問題点を列挙している。「現行憲法」については、(1)翻訳調でわかりにくい前文の表現、(2)第9条に見られる規定と現実の乖離、(3)国際平和に向けた主体活動への制約、(4)実質的に機能していない違憲立法審査権、(5)厳格すぎる改

正条項など、様々な問題を抱えている。」

(1) まず「現行憲法」は「翻訳調でわかりにくい前文の表現」だというのは、しばしばあげられる「改憲」理由である。けれども、「前文」には、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする」決意で、主権者たる国民がこの憲法を確定する、と述べられていることが理解できなかったのだろうか？ また多大の犠牲をアジアに強要した侵略戦争と国民自身の蒙った戦争の惨禍とへの深刻な反省に立つて、恒久平和、民主主義、人権の諸理念を定め、全世界の国民とともに、より豊かで平和な共存の未来を選びとることにしたという、日本の憲法と国民自身のアイデンティティの表明を読みとることもできなかったのだろうか？ 自国の主権の維持と他国との対等な関係を統一するところに、戦後の国際関係の原則をおくというはっきりとした日本の歴史的進路を確認することもなかったのだろうか？

「前文」が分からないという「経団連報告」の言い分は、その国語能力の欠如ではなくて、道理があることでも都合の悪いことはなしにするという、あまりほめあげたものではない道徳的能力の欠如を示しているのだろう。じっさい「経団連報告」は、「政府」にたいして、「自衛隊」が「集団的自衛権」を「行使」して、「戦争」ができるようにしろ、と要求しているのだから。また「日米安保体制」が昔も今も、「台湾海峡」と「朝鮮」とを東アジアの危険地域とし、中国、北朝鮮、そして以前にはソ連を「仮想敵国」としてきたし、いまでもその構図はあまり変えようとしていないし、日本の「戦争責任」にしても、しばしばドイツと比較して批判されるように、まともに向き合ってきてはいないのだから。さらにアメリカとの関係は、「自国の主権の維持と他国との対等な関係」といっても、日本の首相自身がプッシュ大統領の「ボチ」だと得意になって言っているほどのものだ。だからこういう都合の悪い「前文」のリクツは、無視するのが一

番だというわけなのである。

(2) つぎに、「第9条に見られる規定と現実との乖離」という理由。この理由は、それだけとれば、二つの解決の道があるはずである。ひとつは、第9条の規定に従って、違憲の現実を変更する道。もうひとつは、逆に、違憲の現実にしたがって、第9条を変更する道であり、「改憲」派が共通して挙げる道である。前者の解決の道をとるなら、違憲の現実を積み上げてきた戦後の保守政治を問い、いまや「改憲」要求を公然化させるまでになった日米安保体制そのものを廃棄する以外にないことになる。だが「経団連報告」の関心は逆である。いまや「日米安保体制」が、より全面的で、より世界的になり、ブッシュのアメリカが9・11以降、国連の枠からはみ出して単独行動主義をとりはじめたので、この新しい「日米同盟」のためには、いまや第9条が「制約」となったから、「改憲」というもうひとつの道を選択する、というのである。

「経団連報告」のこの選択は、結局のところ、1950年、アメリカ占領軍の「ポツダム政令第260号」によって、朝鮮戦争に出動した日米軍の空白を補うために設置された「警察予備隊」に始まる時点にまで議論を押し戻すことになる。「特車」なる戦車を持ち、銃で武装している軍隊を、第9条の制約から、「警察予備隊」という名でごまかしたのが出発点である。翌51年9月、「サンフランシスコ平和条約」が「日米安保条約」・「日米行政協定」と抱き合わせて結ばれたが、ソ連、中国、インドなどの参加はなかったし、アメリカ・イギリスによって決定された条約に対する日本からの一切の論議は許されなかった。この「講和」は、「片面講和」であったために、アジアを中心にした戦後処理に多くの問題を残したばかりではなく、アメリカ占領軍に駐留継続を許し、沖縄の全面占領と本土の全土基地化、自衛隊による再軍備を日本に条件づけることになった。こうして憲法の規定と現実との「乖離」はますます拡大していった。日本

の従属とアジアへの敵対という現実ができあがったのである。その現実のもとで、「朝鮮特需」、続いて「ベトナム特需」³⁾など、日本の財界は、「戦争」を利用して、「経済復興」から一挙に世界的な「経済大国」への道を駆け上がった。ベトナム戦争を背景にした60年の日米安保条約改定の後、90年代の湾岸戦争、2001年のアフガン戦争、ついでイラク戦争と、たえず「戦争責任」と「戦争犯罪」とを問われ続けてきたアメリカの「戦争」と「日米安保体制」が展開していくにつれて、「集団的自衛権」は不断に拡張され、「自衛隊」の海外派兵の既成事実化が、二段跳び、三段跳びの形で進行していった。

だが第二次世界大戦に匹敵するほどの犠牲者を世界各地に生み続けてきた「戦後」の「戦争」のなかでのこの強大なアメリカの現実だけに目を奪われた「経団連報告」は、他ならぬその現実が、また「戦争放棄」、「戦力保持の禁止」・「交戦権の否定」を規定した憲法第9条に、世界的な現実性と普遍性とを増大させてきているというもう一面の真理に気づくことがなかった。イラク戦争の帰趨に見るように、国連の規約に背き、国際法に違反し、虚偽の情報操作に基づいて先制攻撃に踏み切った、大義なきブッシュのアメリカの戦争。その現実とは、不正義であり、無法であり、人道に対する犯罪であった。

かつて国際連盟から脱退して「単独行動主義」をとり、真珠湾への「先制攻撃」を加えた日本。その日本を「東京裁判」で裁いたことのあるアメリカが、15年戦争を正しかつたとする「教科書」を「検定」で正統化し、「A級戦犯」を祀る靖国神社参拝を「平和」の祈願と強弁する小泉内閣によって「支持」されて、「単独行動主義」と「先制攻撃」とでイラク戦を強行し、優に10万人を超える一般市民の犠牲を出しているこの現実。第9条の規定に対して、このような悪魔の冗談のような「現実」を優位させる「経団連報告」は、あきらかに「戦争責任」と「戦争犯罪」とを問われるべき立場にみずから身を置い

日本経団連の改憲要求とその歴史的社会的責任

ている。「日米安保体制」が直接間接に関わってきた「戦後」の戦争に対するいっさいの「戦争責任」を総決算してみる課題を回避することはできない⁴⁾。

(3) 上の議論を前提にすれば、「経団連報告」が第3の理由としている「国際平和に向けた主体的活動への制約」と言うことの誤りは、はっきりしている。

憲法第9条が「日米同盟」にとって「制約」であるという発言は、「集団的自衛権を日本が禁止していることは、同盟協力の制約になっている」と述べたいわゆるアーミテージ・リポート(米国防大学戦略研究所特別報告)のなかに見られる。アーミテージ前米務副長官は、昨年7月に来日した時にも、「日米同盟における日本の拡大された役割」を求め、イラク戦争における「米英同盟」が「日米同盟のモデル」となる、という発言を繰り返した(『しんぶん赤旗』04/7/24)。だが、そのモデルとされたイギリスでさえ、ブレア首相はイラク戦争への協力や情報操作を批判されて、大幅に労働党の得票率を減らした。イラク派兵の有志連合国のうち、イタリアのベルルスコーニ首相は13の州知事選挙でわずかに得たのは2州だけという惨敗。再組閣で延命をはかったが、派遣軍の撤退の声におかれて一挙に政権は不安定化している。アジアでもシンガポール、タイ、フィリッピンなどがイラク派兵の再検討をはじめ、ブルガリア議会はイラク派遣軍の年内撤退を5月5日に決定した。このようにイラク戦でのアメリカの孤立がいつそう進んでいるなかで、「日米同盟」を支えるために第9条の「制約」をはずすという論拠は、ますますその逆こそが真であることを示すようになっていく。

(4) 「改憲」の理由に「違憲立法審査権」が挙げられているが、それは「改憲」問題と言うよりも、それ以前の問題である。最高裁判所裁判官の国民審査に見るように、意思表示のない票を適格票に数えたり、憲法に忠実であろうとす

る司法修習生の裁判官任用を拒否したりすることで、政権に都合がよくて、自衛隊、安保条約、首相靖国参拝等に違憲の判決をけって下さず、被爆者、強制連行・強制労働、従軍慰安婦等々の戦争被害者に対する救済においては国家責任を免責して恥じない今日の裁判制度ができあがった。こんな裁判制度の下で、一番利益を受けてきたのは、大企業である。「大企業の門前で憲法が立ち止まる」状態はいつまでも引き続いていて、女性差別、ガラスの檻、過労死、残業手当未払いなど、先進諸国では例を見ないような悪法の限りを続けているのは、何よりも日本経団連のメンバーたちである。まずは「隗(かい)よりはじめよ」と、昔の人なら言ったものであるが、こと「企業の社会的責任CSR」という点では、日本経団連については、すでにイロハのイ、つまり「遵法 Compliance」という至極当然のことからはじめる他はないだろう。

(5) 最後に問題となっているのは憲法第96条で、憲法の「改正」には、衆参両院でそれぞれの議員の3分の2、「国民投票」では過半数の賛成を必要とするというのが、「厳格すぎる改正条項」だ、という。だが、第96条を改めて、「改憲」のハードルを低くすることから始めようという本心は、自民党や民主党などに「政治献金」を行い、自分の息のかかった「二大政党」制で事が容易に回るようにしたい、というところにある。

だが本当は、「国民投票」が最も重要で、そこには「主権者」の、ルソー的な意味での「全体意志」が反映されるのでなければならない。けれど「改憲」の結果が投票権をまだもたない若い世代や、意思表示を十分にできない状態の高齢者・障害者・入院患者などの一定の国民部分についても、その将来利益を無条件的に拘束するのだから、必要な国民投票の母数は、全国民であるべきだろう。国民投票の母数を有権者に限定するのはもちろん、18歳への年齢切り下げでもかなりの妥協であって、ましてや国会議員

の過半数だけで決定しろというのは、憲法の全体拘束性にまったく留意しない暴論である⁵⁾。

以上見てきたような理由にならない理由をあげて、「経団連報告」は「改憲」を要求するのだが、肝心の第9条の「改憲」の論理そのものはどのようなものか、それをたしかめることで、ここでの議論の締めくくりとしておきたい。さきに大意を引いておいたように、「経団連報告」は、第9条第2項を改めることに問題を絞っている点で、特徴的である。

さて第9条についてであるが、一方では、憲法第9条第1項は、「規定されている国際平和の希求、侵略戦争の放棄」がわが国の基本理念である「平和」に根ざすものだから、「引き続き存置」する、という。他方では、「戦力の不保持を謳う第9条第2項は、明らかに現状から乖離」している上に、「今後果たすべき国際貢献・協力活動」を進める上で「大きな制約」になっているので、「自衛隊の保持を明確」にし、「わが国の主権、平和、独立を守る任務」を果たすと同時に、「国際社会と協調して国際平和に寄与する活動」、とくに「同盟国への支援活動が否定されている」ので、「集団的自衛権」は「わが国の国益や国際平和の安定のために行使できる旨を憲法上明らかにすべきである」とする。

この議論を整理してみると、こういうことだろう。一方では、国民に対しては、第9条第1項の「戦争放棄」条項は「存置」してあるから、第9条は依然として「平和」的な規定だよ、といい顔をしてみせる。他方では、アメリカの「改憲」要求に対して、多少もって回ったところはあるけれども、第9条第2項以下に「平和」のためなら、そしてまた「日米同盟」のためなら、「集団的自衛権」の「行使」ができると書き込んでいます、と納得させるのである。だがこうした形の「改憲」のやり口は、大江健三郎がノーベル賞受賞講演のなかで指摘している「あいまいな日本の私」、つまり「あいまいな」とは、「ambiguous:二義的=二枚舌的」で、「ambiva-

lent:両価的」である論法（『曖昧な日本の私』岩波新書）の典型例を蒸し返しているにすぎない。

この二枚舌のトリックは、第9条第1項に経団連的な第2項を加えることで、第9条の意味をまるっきり反対のものに逆転してしまうところにある。つまり第9条の条文通りならば、第9条第1項では、「正義と秩序を基調とする国際平和を希求」しているから、「戦争」や「武力による威嚇または武力の行使」を「放棄」し、第2項では、だから「戦力」は保持しないし、「交戦権」も否定するということになる。自衛権は否定しないが、武力の行使は認めないので、「戦力」の保持は禁止される。ところが第2項に「軍隊」を保持するし、「集団的自衛権」を含めて「交戦権」を承認するとなると、話が変わってくる。第1項は、「国際平和」のためならば、「武力による威嚇又は武力の行使」は、「国際紛争を解決する手段」としても、放棄しないと、読み替えられるのである。いうまでもなくこの読み替えにさいしては、「国際平和」の論理的な位置はまったく逆転する。現行の第9条では、「国際平和を希求」しているから「武力」の行使も、保持もしない、という根拠の意味を与えられていて、「武力」を制約する役割を担っている。それに対して、「経団連報告」の読みでは、「国際平和を希求」するためには「武力」の行使も、保持もゆるさるという目的の意味を与えられていて、「武力」に対する「制約」は取り払われ、「平和」という名目さえあれば、「戦争」も、「武力」も、「集団的自衛」もみんな正当化されてしまうのである。かつての日本の侵略戦争も、「東洋平和」の目的を掲げていた。今のアメリカの戦争は、「テロ」や「攻撃」の「脅威」から「平和」を「未然に予防」するために、「先制攻撃」を正当化する。第2項の「制約」なき第9条は、こうして「平和」を名目にする「戦争」なら何でもありの正当化論理にとすり替えられてしまうのである。

「経団連報告」の「改憲」の理由もその論理

日本経団連の改憲要求とその歴史的社会的責任

も、とうていまともな論議には耐えない。その第9条の「改憲」は、「平和」と偽って「戦争」の毒饅頭を食わせる悪徳商法そのものではないか？

だが、衆議院憲法調査会は、5年間の調査の結果として、「9条1項を維持し、集团的自衛権の行使や国連の集团的安全保障への参加などの2項改憲を否定しない」ことを多くの意見の集約点として挙げた最終報告を強行採決した。「経団連報告」の毒饅頭は、すでに効果を発揮し始めているのである。

3 「永遠戦争」構想か「永遠平和」の構想か

「経団連報告」と「防衛懇報告」とには、共通の状況認識がある。「経団連報告」は、第1章「わが国を取り巻く現状と問題認識」を「国民や企業を脅かす危機」から説き始める。「東西対立による冷戦の終焉」以後、「宗教・民族に起因する紛争・内戦の頻発、ミサイル・大量破壊兵器の拡散など」、「脅威の内容は複雑で予想困難なものへと変化している。とりわけ9・11に代表される非国家主体によるテロは、世界の平和に対する大きな脅威となっている」というのである。「防衛懇」の「安全保障と防衛力に関する懇談会資料」（以下「防衛懇報告書」、英訳副文添付）も同じで、第1部「新たな日本の安全保障」は、「1. 21世紀の安全保障」として、「2001年9月11日、安全保障に関する21世紀が始まった」とし、「もはやテロリストや国際犯罪集団などの非国家主体からの脅威を正面から考慮しない安全保障政策は成り立たない」、と書いている。これは、日本の政府と財界が、ブッシュのアメリカの状況認識と安全保障観にどっぷりと身を浸してしまっている証拠である。じっさいのところ、とくに第二期大統領就任以後のブッシュ大統領は、「9・11」の「テロ」を「戦争」だと捉え、「非国家主体」の「脅威」を未然に防ぐために、「国連」とは関係なく、「有志連合」を結集して「先制攻撃」に訴えるという「単独行動主義」を国是

に高めているからである。

だがこの種の「9・11以後」理論に特徴的なのは、アメリカ極の「単独行動主義」によって「敵」を不断に発見もしくは創造し、あれこれの「有志連合」的な「軍事同盟」をとり結んでつねに戦争を継続しようという「永遠戦争」の構想はあっても、「国連」に結集し、国際法と人道法とによって不断に「和解」と「連帯」を掲げ、「軍事同盟」を解体し、戦争の原因を取り除いて確実な「平和」を構造的に創造する「永遠平和」の構想をまったく欠落していることである。アメリカのアフガン戦争、イラク戦争の経緯に示されているように、「戦争」は容易に「平和」に転ずる気配はない。「防衛懇報告」から「経団連報告」が引き写している「台湾海峡」危機論がポスト・イラク戦争の一つとして浮上しているが、この4月末に台湾の最大野党国民党の連戦主席が49年の中台分裂以後初の訪中、歓迎を受けたことに見られるように、「未だ冷戦期の対立関係が残っている」（「経団連報告」）という見解は、大きく現状からズレてしまった。「防衛懇報告書」はもっと挑発的で、「北朝鮮」に加えて、「台湾海峡兩岸の間で軍事衝突が起こる可能性も否定できない」と書き、ミサイル防衛（MD）の導入、武器輸出三原則の緩和、軍事革命（RMA）技術の日米共同研究、「存在する自衛隊から、より機能する自衛隊」への転換等々を提唱している。

数ヵ月先の状況認識でさえ根本的に狂っている時に、「冷戦期」を上回る軍事化に日本を引きずり込もうとする日本経団連の「改憲」の論議は、あまりにもアナクロニズムであり、正気の沙汰ではない。

こうした「経団連報告」の浅薄な「永遠戦争」の構想に、「永遠平和」の構想が対立する。

去年は、ドイツの哲学者イマヌエル・カント Immanuel Kant (1724—1804) の没後200年を国際的に記念した年であった。日本経団連にとっての去年は、「経団連報告」の検討委員会を設置

し、「防衛懇」に代表役員を送り込んで、「日米安保体制」をテコにして如何に日本憲法の「戦争放棄」の規定を転覆させる理屈をつくり出すかに腐心した年であった。だがカントにとっては、なによりもその著作『永遠平和のために』（宇都宮芳明訳、岩波文庫）によって、記念されるに値した。1795年に書かれ、その翌年に増補して出版されたこの小冊子は、全2章からなり、第1章では「国家間の永遠平和のための予備条項」を扱い、第2章では「さらにそのための『確定条項』」を扱っている。「経団連報告」の根本的な欠陥を鋭く暴き出している点で、この210年前の古典に如くものはないだろう。

カントは、その第1章の第一の予備条項で、「将来の戦争の種を秘かに保留して締結された平和条約は、けっして平和条約とみなされてはならない」と指摘している。『経団連報告』が、「サンフランシスコ平和条約」と抱き合わせて押しつけられた「日米安保条約」を前提にして、憲法の「前文」を軽蔑的に扱い、第9条を改変して、日本を「戦争する国」にすることを要求していることを考えてみるとよい。カントは、すでに210年も前の著作で、「経団連報告」とそれが前提としているブッシュのアメリカの錯誤の論理的な根元をぴったりと言い当てていたのである。

第1章第2項も「経団連報告」のために書かれたような気がする。「独立しているいかなる国家（小国であろうと、大国であろうと、この場合問題ではない）も、継承、交換、買収、または贈与によって、他の国家がこれを取得できるということがあってはならない。」

ここで取りあげられているのは、20世紀になって、「民族の自決権」と呼ばれることになる問題である。当時カントは、小封建諸邦の分立に悩み、国家的統一のなお未完なドイツにあって、フランスがブルジョワ革命によって強力な近代的統一国家に変身するのを目前に見ていた。それだけにカントにとっては、国民的な統一と独

立が、それもととりわけ近代史に遅れて登場する国民にとっての国民的な統一と独立が、世界史上の緊急の課題と考えられたのは当然であった。この第2項に見る遅れたドイツの現状に根ざしたカントの要求は、大国列強の角逐する以後の世界史のなかにおいてみると、カントが後発国の独立の要求を世界の「永遠平和」の先決要件としたという主張となり、21世紀の今日に通じる歴史的真相を言い当てていることになる。

カントによると、「国家」、つまり政治的装置としてのそれではない、いわゆる「国」は、「所有物」ではなく、「それ自身以外のなにものにも支配されたり、処理されたりしてはならない人間社会である。」そのために、自分の幹も根ももっている国家を、ほかの国家に接合することは許されない。こうした取得方法は、ヨーロッパに危険をもたらしている考えであり、そのようなやり方で、「土地の所有を拡げるやり方」も、さらには「一国の軍隊をほかの国に貸し与え、共同の敵ではない第三国を攻撃するのに使用する」やり方も、誤りである、という。この見地によれば、かつて日本が植民地をもうけ、韓国を併合し、傀儡政権をつくり、侵略戦争を繰り返してきたのは間違いであり、戦後はアメリカが日米安保条約によって日本をアメリカへの従属下においたのも誤りであろう。もちろん「安保体制」下で、いわゆる「朝鮮特需」、「ヴェトナム特需」で巨利を挙げることなど論外である。ましてや今日、「経団連報告」が主張するように、イラク戦争を先例として、「日米同盟」を強化し「第三国」に「先制攻撃」を加えることなどはもってのほかである。

第1章第3項では、カントは、「常備軍は、時とともに廃止されなければならない」と書いている。カントは、きっと、日本憲法が第9条をもつ先駆性を賞賛するだろう。そして常備軍を新しくおくために第9条を廃棄しようとする「経団連報告」の愚かしさを叱責することだろう。

こうしてカントは、第2章の確定条項として、

日本経団連の改憲要求とその歴史的社会的責任

世界の各国が「共和的」な「市民体制」であること、「国際法」が「自由な諸国家の連合制度」に基づくようになること、「世界市民法」が「普遍的な友好をもたらす諸条件に制限」されること等の条件を挙げ、そうした諸条件が満たされることで、世界は「永遠平和」に向けて前進していくという見通しを与えた。このカントの「永遠平和」の構想は、カントの述べた条件どおりではなかったものの、1920年、第一次世界大戦後に「国際連盟」を生みだす思想的な母胎となった。カントの210年前の「永遠平和」構想に向き合う時、「経団連報告」は、おのれの至らなさや根本的な錯誤とに恥じ入るべきである。およそ知的な誠実さがあればの話であるが。

しかしまた、事柄が第一次世界大戦後に成立する「国際連盟」に及ぶ時、「経団連報告」の「改憲」要求は、いままたひとつの歴史的限界を確認するように迫られることになる。なぜなら、今年4月の「反日デモ」は、ちょうどヴェルサイユ条約が問題化している時点の1919年にその精神的な起源をおいていたからである。

今年3月1日、盧武鉉韓国大統領は、第86回「3・1節」の記念演説で重要な演説をおこなった。竹島問題、教科書問題にも触れながら、日韓国交正常化40周年の今年、韓国はこれまでフランスのような「寛大な隣人」となろうとして、節制と努力を払ってきたが、「われわれの一方的な努力」だけではなく、とくに「日本と日本国民の真摯な努力」が必要だ、と呼びかけた。「過去の真実を究明して心から謝罪し、賠償することがあれば賠償し、そして和解」することにおいて、日本がまたドイツにならうべきではないか、というのである。「拉致問題による日本国民の憤怒を十分に理解」するが、同時に、日本も立場を替えて、「日帝36年間、強制徴用から従軍慰安婦問題にいたるまで、数千、数万倍の苦痛を受けた我々国民の憤怒を理解しなければならない」と、強調した⁶⁾。日本人のみずからの「拉致問題」における耐え難さが、韓国の歴史のな

かにある何万倍もの同じ受難への理解に至らない日本側の厚い偏見と差別の壁。それを越え、フランスにとってのドイツでありうることを、「先進国であると自負する日本の知性」に期待したこの演説は、残念ながら、日本ではあまり大きな関心を集めなかった。

この盧武鉉大統領の心打つ誠実な演説は、86年前、つまり日韓併合下の朝鮮で発せられた1919年の「3・1独立宣言」が日本の良心に呼びかけた声に真っ直ぐに連なるものであった。

「民族的要求に由来せざる両国併合の結果が畢竟姑息の威圧と差別的の不平及び統計数字上の虚飾の下において利害相反せる両民族間に永遠に和同する能はざる怨満を益々深からしむる今來の実績を觀よ」、「今日吾人の朝鮮独立は朝鮮人をして正当なる正策を遂げしむると同時に、日本をして邪路より出でて東洋の支持者たる重責を全ふせしめんとし、支那をして夢寢にも免れ能はざる不安恐怖より脱出せしめんとし、また東洋平和上重要な一部をなす世界平和、人類幸福に必要な階段たらしめんとするものなり。」⁷⁾

この「3・1独立宣言」は、天皇に直属した寺内正毅朝鮮総督の武断政治のもとで呻吟していた朝鮮人民が、第一次世界大戦の終わりとともに、「強権の時代」に代わって「道義の時代」が到来したと受けとめた新しい時代の息吹を率直に反映している。じっさい1917年には、ツァーリのロシアを倒したレーニンの「平和の布告」が出され、無併合・無賠償の講和、秘密外交の廃止、平和、社会主義の訴えが広く共感を与えていたし、他方では専制主義のドイツ敗北後のヴェルサイユ条約に向けて、レーニンを意識したウイルソンが「14ヵ条」の提案を行い、そのなかには「民族自決」の原則が入っていた。

そのような「道義の時代」への感奮は、まず東京の朝鮮人留学生たちによる「2・28独立宣言」となり、京城においては東学党の流れを汲む天道教、キリスト教、仏教などの宗教諸派が

結集して、押さえた筆致ではあっても、芯のとおった格調のたかい「3・1独立宣言」を生むことになった。「朝鮮独立」が「日本人を邪路」から脱せしめ、「支那」を覚醒させ、「東洋平和」と「世界平和」に連なるという大きな構想は、そのまま今日の時代の東アジアの課題に結びつくものとなっている。いわゆる「万歳事件」として知られるこの「3・1独立宣言」事件は、朝鮮総督府の弾圧を受け、集会人員約202万人のうち、死者約7500人、逮捕者約4万7000人という犠牲者を出す⁹⁾が、中国やアメリカに独立政府を設けて、ヴェルサイユ条約諸国に「朝鮮独立」を訴えていく。盧武鉉大統領が、「3・1運動は、実に素晴らしい歴史」と言い、「3・1精神は、現在も人類社会と国際秩序の普遍的原理として尊重される」と言葉を継ぎ、「上海政府から今日のわが政府に至る大韓民国の正統性の根源になりました」と指摘するのは、こうした開明的で、寛容な朝鮮人民の歴史的体験であった。

同じことが中国の「反日デモ」についても言える。韓国の「3・1運動」のニュースは、第一次世界大戦後の状況を「公理の時代」と受けとめていた中国の孫文派に伝わり、やがて学生たちが中国の運動の中心的担い手になって登場する。すでに中国の学生たちが、15年の日本の対中「21ヵ条」、とりわけ中国自身が勝利国であるのに、青島が返還されず、日本が「山東半島」の權益をドイツから引き継ぐことの不当性を批判し、日本の軍国主義にたいする闘争を強めていたなかで、「3・1運動」が報じられたことは、学生たちを大きく励ました。だが4月30日、ヴェルサイユ講和会議で、自らの植民地問題を抱えたイギリスやフランスが日本側の主張を認め、ウイルソンも追認したことで、中国側の主張は無惨にも敗北を喫してしまったが、その日本においても、22年7月、日本共産党が創立され、ロシア革命と中国への干渉戦争に反対、朝鮮・台湾の植民地解放を求め、日本の専制的な天皇制にたいして、主権在民の主張を対抗させる運

動が産声を挙げた。

戦争に対する平和、民族の独立と自決等を内容とした道義・公理の要求は、20年、「国際連盟」が結成されるさいの規約の前文に反映された。締約国は、「戦争に訴えざるの義務」、「各国間の公明正大なる関係」、「国際法」、そして民族の独立・自決を曖昧化した表現であるが、「人民の相互の交渉」における「正義」、「国際協力」などを遵守することが定められた。とくに28年、「不戦条約」が締結され、その第1条は、「国際紛争解決の為戦争に訴えることを非」とし、「国家の政策の手段」としての「戦争を放棄する」と宣言し、第2条では、いっさいの「紛争または紛議」は、性質・原因の如何を問わず「平和手段」による以外の処理・解決をしてはならないと定めた。このいずれについても、日本は、いったんは批准したものであった。

第二次世界大戦を経て、平和と民族独立の問題は、民主主義と自由の基本的人權の確立と不可分なものとして、発展的に再確認された。45年6月、二度までもくり返された「戦争の惨害」から「将来の世代」を救うために、また「基本的人權と人間の尊厳及び価値」、「男女」の同権と「大小各国」の同権を確認し、自由と社会進歩、隣人としての平和な生活、国際平和と安全の維持のために、「共同の利益の場合」を除いては、「武力を用いない」を決定した「国際連合憲章」ができあがり、日本の敗戦後の10月には、その憲章に基づく国際的な機構として「国際連合」（以下「国連」）が成立した。そしてその国連の基本的な精神を人權の上で具体化したものとして、48年、国連第3回総会にいて、画期的な「世界人權宣言」が決議される。日本国憲法が46年に公布、翌47年に施行されたのは、日本の敗戦によって第二次世界大戦が終わり、国家間に戦火が絶えたこの奇跡のような期間のことであった。そしてまた日本が戦争から解放されたことは、抑圧と戦争の日本からの解放を求め続けてきた韓国と中国の歴史的な願望が実現さ

日本経団連の改憲要求とその歴史的社会的責任

れたことでもあった。

歴史的な回顧がやや長くなったが、問題はこの4月、中国で起こった大規模な「反日デモ」が、韓国の盧武鉉大統領の「3・1節」運動に連動していたことの歴史的由来を思い返すことであった。

「経団連報告」は、今年の3月以降、こうしたアジアの近代史から現代の世界史につながる歴史の記憶の現場にもまた立ち会わされているのである。だがそこには、歴史の呼びかけに応えるだけの「知性」はなかったし、ドイツに比せられるだけの「道徳的決断」の可能性もなかった。しかも本来は、そこで必要なのは、現在の日本がよって立つべき自らの世界史的アイデンティティを確認する作業であつたけれども、それを自ら拒否しているという自覚さえもまったくなかった。

日本のマスコミの報道の多くも、デモの暴力的・破壊的な側面や「官製」的な操作、あるいは「ガス抜き」だという皮相な見方に終始した点では、かつての朝鮮の「3・1独立運動」や中国の「5・4運動」について、滅茶苦茶な反日行動がやられているという報道をおこなったかつての新聞報道の愚を繰り返したただけであつた。この無批判なマスコミには、「3・1運動」や「5・4運動」を軍部と警察の発表に追従して、センセーショナルな「反日暴動」として報道したことが、関東大震災の時、「朝鮮人暴動」という事実無根の流言飛語を生む心理的な温床となり、その結果として、6000人をこえる朝鮮人、中国人、日本人社会主義者が自警団・軍隊によって虐殺されたという歴史的事実を思い起こしてもらわなければならない（たとえば千葉県における追悼・調査実行委員会編『いわれなく殺された人びと』青木書店参照）。

中国の今年の「5・4運動」の記念日である5月4日の「青年節」は、「反日デモ」の再発が懸念されたが、中国政府は、北京ではデモの禁止、天安門広場の封鎖、武装警官による日本大使館

警備などの処置をとった。その一方、「ゴールデンウィーク」の日本では小泉首相は外遊から帰って動かず、町村外相、安倍幹事長代理などの自民党の政府閣僚や代議士が大挙してワシントン詣でを行い、アメリカの大統領府関係者に、「靖国参拝」も「改憲」も、ともに日本の平和主義に立ったものであると、とくとくと説明していた。

このような喜劇的な日本政治の歴史的錯誤のなかに、「経団連報告」がおかれている。日本経団連の代表が座長を務めた「防衛懇」の審議過程のなかで提供された検討資料のなかに、「不安定な弧」と名づけられるマップが出てくる。アメリカ国防省に由来するこのマップ（たとえば第6回配付資料「自衛隊の現状」所収、他に第4回）は、朝鮮半島から、中国南部と台湾海峡とをかすめ、マラッカ海峡を覆うインドネシア、インドからパキスタンを経て、イラン、イラクを含めて、イスラエルの中近東にいたる半月弧に向けた「防衛」構想を描き出している。そのマップを念頭において「経団連報告」を読めば、「テロや海賊」からの「シーレーンの安全確保」を問題にし、そこに世界覇権主義的な「日米同盟」によって秩序と安定をもたらすことを国益と考えていることが見えてくる。これは、15年戦争下の侵略主義的な「生存圏」や「生命線」の発想そのものではないか？

この構図のなかからは、アジアの「恒久平和」の構想はけっして出てこない。アジアの隣人からの呼びかけに耳を傾ける姿勢もない。世界とアジアの隣人から見た時、「経団連報告」の「改憲」姿勢は、ジャカルタでの白々しい小泉首相の「反省とお詫び」演説とならんで、日本の支配層にはどんな意味でも真面目に「戦後60年」を語る資格がないということについてのいまひとつの証明である。小泉首相は、昨年の9月、国連総会で安保理常任理事国入りのために、国連分担金の多さをちらつかせた演説をおこなった。しかし、ジャカルタでの白々しい演説の時点で、すでに中国と韓国とは、日本政府の切望

する国連安保理常任理事国入りに反対する態度をはっきりさせた。どう見ても、アジア侵略を主導した「A級戦犯」を祀る靖国神社への集団参拝が行われ、「改憲」によってアメリカと手を組み、「先制攻撃」路線の片棒をかつぐことが「平和」への国際貢献だと称する二枚舌の日本は、アジアに要求される真摯で誠実な「平和の隣人」としては失格なのである。「永遠平和」構想なく、「永久戦争」構想のさまよい人ともいふべき「経団連報告」にも、その真実が知られた時、日本経済の国際的な信任ある未来を失わせた歴史的責任が問われなければならない時が来るだろうことは間違いない。

4 「経団連報告」と「企業の社会的責任」

「経団連報告」は、いったいどうして強引な「改憲」論を主張することができるのか？ それは、そうすることが当面のブッシュのアメリカの要求に応えることであるからであり、またそれが日本経団連の代表する多国籍的な大企業集団にとっての利益でもあるからである。アメリカと利益を共通にし、日本の国益を代表しているのだという驕りは、「今日の世界第二位の経済大国を築き上げたこと」に「自信と誇り」をもつべきであると言ひ、「企業」が「経済社会の中心的なプレーヤー」となって、「国の繁栄」を支え、「経済や産業のグローバル化」においても、「社会文化のグローバル化」においても、「重要な役割を果たしている」、という尊大な言葉となっている。この言葉をわれわれは、もはや多国籍化し、「グローバル化」した「企業」からすれば、それを支えている「国民」にはもはや「中心的なプレーヤー」の座はない、という驕りの放言として聞く。そしてまさにそれだからこそ、こんにちの「企業」については、きびしく「企業の社会的責任」（以下CSR:Corporate Social Responsibility）⁹⁾が問われなければならない、と考える。それも日本経団連については、世界的な大企業を結集している団体であるだけ

に、とりわけ国際的なレベルにおけるそれが問われて当然であろう。ここでは、「経団連報告」の「改憲」論に関わって、紙数の制約もあるから、2つの「CSR」問題だけを取りあげておこう。

第1に、問題にしたいのは、「企業」、それも日本経団連のおこなう「政治献金」の問題である。02年5月、日本経営者団体連盟と経済団体連合会が統合して日本経済団体連合会（日本経団連）が発足したのだが、奥田新会長は、11年間自粛してきた「政治献金」の再開を言明、昨年は日本経団連が献金「斡旋」のための「優先政策」を基準にして自民党・民主党を「政策評価」し、40億円の募金目標を立てた。「経団連報告」は、「企業献金」とは、「個人や企業が各々の責任の下で自由な競争」を営むなかでの、「良き企業市民」としての「社会的責任」だ、と弁解する。これがとんでもない暴論であることは明らかである。

かつて経団連が「企業献金」の斡旋を中止したのは、93年にリクルート事件が発覚し、細川内閣によって「政治改革」関連法が成立、「公的助成」と個人献金を促進することになったからであった。ところが2000年から企業献金を規制するはずの「政治資金規正法」が先延ばしされている一方、最近も鈴木宗男収賄事件、日本歯科医師会による政治献金、自民党長崎県連へのゼネコン献金事件など、事態は悪くなりこそすれ、少しも改善されていない。憲法違反の疑いの強い「政党助成」を廃止することが問題であるのに、その上に最大の汚職政党を中心にして「企業献金」を行う理由はまったくない。

とりわけ自然人としての「市民」ならば選挙権があり、個人としての「政治献金」は「社会的責任」の一つであるけれども、「企業」にはその資格がなく、多様な従業員には政治的自由を許容する組織体であるから、「企業市民」の名前で特定の政治的立場を取ることは許されない。ましてや「公益法人」であって、特定の「優先

日本経団連の改憲要求とその歴史的社会的責任

政策」にもとづいて、政権党とそれに最も近い政党を「政策評価」し、その貢献度に応じて、「企業」の拠出による莫大な「政治献金」を配分するというのは、明らかに「贈賄」である。それは、「優先政策」への「職務権限」の行使を目的としており、たとえ日本経団連が「幹旋」を行うのだとしても、評価基準を決定していて、傘下の企業が拠出するのであって、「幹旋」というのは脱法行為の別名にすぎないからである¹⁰⁾。とりわけ現在の日本経団連は、自民党大会での会長挨拶や政党懇談会での関連発言に見られるように、「経団連報告」が要求する第9条を中心とした「改憲」要求を「優先政策」に掲げ、強大な資金力を圧力にして、それぞれに「改憲」を競わせ、「政党評価」を行うとしているだけに、いっそう「政治献金」の目的は「贈賄」に一義化するのである。

一部の新聞は、日本経団連の「政策評価」に基づく「政治献金システム」が米英で高く評価されたという報道（『産経新聞』05/9/25）を流したが、イラク戦争の最大の両当事国が日本の「改憲」と海外派兵の公然化のための取り組みを歓迎しないはずがない。だが、国際的な「CSR」問題において、すでに古典と言えるのが1986年にスイスで開かれた「コーン卓会議」（これには日本の企業のリーダーも参加した）だが、その原則7に「違法行為等の防止：利潤ではなく平和を求めて」が掲げられているし、97年9月、カナダ政府によって公布された「カナダ企業の国際的倫理綱要」は、その「価値」観の最初に、「人権と社会正義」を据え、「賄賂の授受や汚職を生みだすことのないビジネス環境」を守ると定めている。こうしたモチーフは、「世界人権宣言」や「EU基本憲章」を前提にしている国連（国連人権高等弁務官「企業と人権」2000/1、国連・グローバル契約室/人権高等弁務官室共編「企業実践に人権を定着させる」05/1/26）やEUの最近の達成（EU「グリーン・ペーパー」01/7、それへの各国応答書、「EU議会報告」

03/4/28、）では、いっそう平和・社会的正義・人権について意識的になっている。これらと比較するだけでも、「経団連報告」が第9条の変更を要求しながら、「武器輸出三原則」の全面的な解禁を実現し、アメリカのミサイル防衛計画の日本への導入に参画することに意欲的である状況は、けっして国際的な「CSR」の原則に合うわけではない。まして「改憲」のための「政治献金」によって、財界の不法な圧力をかけることは、とうてい公正な国際社会の批判を免れることはできない。

それどころか、じつは第9条の「改憲」と「政治献金」は、日本経団連が昨年改定した「企業行動憲章」そのものに違反していることを指摘しておかなければならない。その第1項には、「社会的に有用な製品・サービス」を「開発・提供」するとし、第2項には、「公正、透明自由な競争ならびに適正な取引を行う」と書いている。「企業行動憲章」の「手引き」（いずれも日本経団連のHP）には、第1項について、そこでの「製品・サービス」を説明して、「省エネルギー、省資源、環境保全を同時に達成できるように、地球に優しい技術・商品を開発すること」と書いているが、そもそも「戦争」・「軍隊」・「集団的自衛権」・「武器輸出三原則」解禁と言ったことすべては、説明に用いている「地球に優しい」といった言葉に真っ向から対立することではないか？ 「CSR」の問題意識は、最近では、「自然の持続的な発展」という環境理論を社会・政治に展開する国際的傾向があることは、すでにEUでは当然のことであることに注意したい（たとえばEU理事会「CSRに関する雇用・社会政策理事会の決定」02/12/2-3）。第2項の説明にしても、「基本的な心構え」として、「違法な行動はもちろん、不当な手段による利益の追求や、国際的に説明のできないような不透明な行動をしない」とし、「政治、行政とのもたれ合いや癒着ととれるような行動をなくすため、まず、行政への依存意識を排除しなければならない」

と書いているが、「二大政党制」を育成することを公言し、「政治献金」を餌にして自民党と民主党に「改憲」を競わせ、「機能する自衛隊」の「集団的自衛権」の「行使」を目指した日本経団連首脳の行動は、一体「もたれ合い」でも「癒着」でもないというのだろうか？ かつての経団連当時は、「企業行動憲章」を「倫理綱領」と呼んでいたのだが、日本経団連は、それを改定してたんに「企業行動憲章」と呼ぶことにした。「倫理」を冠することに多少の恥ずかしさを感じたというより、「倫理」もへったくれもあるのかという日本経団連の驕りをそこに見たい。

それを示す興味深いエピソードが「防衛懇」（第7回、04/7/27）の「議事要旨」に紹介されている。「武器輸出に関しては、死の商人になる、あるいは、企業が儲けたいから輸出したがっている」といった議論ではなく、各国が集まって共同開発を進める際に、入れてもらえなくなるという点に留意する必要がある、というのである。この発言は、要約だし、匿名のものだから、ただちに日本経団連出身の2名の委員の発言とは言えない。しかし、2つのことははっきりしている。まず、「武器輸出」に関しては、日本経団連にとっては、「死の商人」という批判を想起せざるをえないほどにも、やましいことであつたにしても、やましさに居直った議論がおこなわれたのだということ。もうひとつは、多国籍企業であるから、国民的な生死や、その武器が誰に向けられ、いかなる人間的な悲惨や環境破壊に結びつくかは関係なく、「各国」の「死の商人」の仲間に入ることには「留意」することが大事だと考えられていること。もしそうでないと言うなら、日本経団連は、「経団連報告」の第9条の「改憲」とそれに関連するいっさいの要求を放棄し、「政治献金」によって日本の国民とアジアの諸国民に敵対する政治をおこなわせる圧力をただちに中止するべきであろう。

「CSR」という視点から、「経団連報告」について問題にしておきたい第2の点は、まさに

日本経団連の国際的な責任にかかわる。

前の方で触れたことだが、国連はこの5月8日、9日のいずれか、もしくは両日を、「記憶と和解の日」にすることを満場一致で可決した。それが、ドイツのナチズムが英米軍に無条件降伏をした60周年の日の5月8日であり、ソ連軍に降伏した5月9日ではあっても、日本がポツダム宣言を受託した敗戦の日の8月15日でもなければ、米戦艦ミズリー号上で連合軍との間の降伏文書に日本代表が署名した9月2日でもなかった。のちに日本にかかわって、いずれか国連として記念するべき日が提示されたという気配もない。戦争責任と戦後責任についての国際社会の評価は、ドイツと日本とについて、またしてもはっきりと差別化されているのである。

その国際的な評価の意味を考えるためには、「経団連報告」が日本の未来にどのような「国家目標」を与えようとしているのかを見てみればよい。「改憲」を第IV章で問題にした後、第V章で、「より民主的で効率的な統治システムの実現」というテーマが取りあげられている。最初に「国と国民の関係」を論じているところから、「経団連報告」の考え方の特徴が出てくる。まずは、一票の「格差是正」という、たしかに日本の民主主義にとって重要な問題から入りながら、続けて、「政治寄付を促進する制度整備」という問題に移る。驚いたことに、「政治寄付」は国民の重要な政治参加の手段だと論じつつ、「良き企業市民」としての社会的責任を果たすために、「政党の政策を評価」に基づいて、「政治寄付を行いやすい環境を整備する必要」があり、それによって「政策本位の政治」が実現できるというのである。「政治献金」は、経団連にとっては、新しい国づくりの一環であつたのである。そして「政党本部」が「公的助成」に頼るのは好ましくはないと言いながら、憲法違反であるその政党助成金を廃止することを要求しないにおいて、「企業」の「政治寄付」が市民個人の「自発的な政治寄付」を促進する積極性があると

日本経団連の改憲要求とその歴史的社会的責任

いて、企業献金を自画自賛するのである。

もちろん「企業人」が一人の自然人として、市民として個人の私費から「政治寄付」を行うことには積極性があるし、どんな問題もない。しかし「企業人」が、「企業」を代表する場合にも、それを「企業市民」と呼び、自然人の市民と同一の権利主体として、市民社会のなかに位置づけることがすでにインチキである。さらに選挙権のない「企業」に「政治寄付」の「権利」を与え、それを容易にするための制度を整えるとなると、対等平等な自立した人間によって構成される民主主義は土台から破壊することになる。「企業」の「政治寄付」は、「企業」の「社会的責任」だといって胸を張っているのだが、それは、人権を蹂躪することが「企業」の「社会的責任」だというに等しい。

こうした「企業」と「人権」との関係を倒錯させた日本型の「CSR」の発想からすれば、「経団連報告」が描き出そうとする「国民の権利と義務」の関係がまた、倒錯した形をとって現れることに何の不思議もない。「国民の価値観の多様化と個人の権利・自由の拡大」につれて、「無責任な利己主義が蔓延」しつつあり、「個人」には、「公（おおやけ）」を担う「気概」が失われているというのである。大企業がリストラ・派遣・パート化や合理化・効率化を強行することで巨大な利益をあげ、企業減税によって潤っている分、社会福祉・社会保障の改悪によって国民の生存権の保障が弱まり、そのもとで個人責任だけが強調されている悲惨な事情が出現しているのだが、それを「経団連報告」は、「公」を担う気概の欠落した姿として描き出すのである。この手の倒錯叙法にかかれば、憲法第22条の「居住、移転および職業選択の自由」の規定は、「自由および権利」は「濫用」されてはならず、つねに「公共の福祉」に「責任」を負うべきものであるといった具合に、「自由」のひどく制限的な解釈を生み出すことになる。そうなれば、若者が圧倒的な就職難で苦しんでいるとし

ても、それは「企業」の都合で設定された「職業選択の自由」の範囲のこととして我慢すべきであって、けっして「働く権利」などという主張をして、「公共の福祉」を占有する「企業」に逆らうようなことをしてはならないわけである。第29条の「財産権は、これを侵してはならない」という規定も読み替えられてしまう。「財産権」が「国としてのプロジェクト推進」に支障を来してはならないとされるのである。「国としてのプロジェクト」を自由にできる多国籍企業集団は、いまや「公共の福祉」の名によって、基本的な自由権の一つである「財産権」さえも侵害する権利を露骨に主張できるようにする、というのが「経団連報告」の読み方なのである。そこで考えれば、第9条を「改憲」して、第2項で「軍隊」を置く意味は、「外国」の敵に備えるためのものであるよりも、むしろ「国内」の不満・抵抗を弾圧する装置としてのものであることが分かる。ずいぶんヒドイ「解釈改憲」の手法である。このように国民への敵意を内在させた日本であるから、日本企業を被告とするものをも含めて、かつての「戦争責任」に属するいくつもの裁判——「従軍慰安婦」、「強制連行」、「挺身隊」からはじまって、「731部隊」、「南京虐殺」、「劉連仁」、「平頂山」等々——は、その加害の事実は認められながら、ほとんど一律に敗訴が続くことも説明できるであろう。

日本経団連は、外資系企業91社を含むわが国の代表的な企業1,306社を中心に、会員数1,623社（経団連HP、04年5月現在）。日本の企業数は286万社といわれ、そのうちの99.7%、雇用においては70%を中小企業が占めているから、日本経団連は、一握りの多国籍企業中心の大企業集団の別名である。そのような特権的な「企業」集団が、小泉自公政権の支配する国家から多大な便宜と利益を提供され、その見返りとして莫大な「政治献金」を提供し、政財官の底なしの汚職と癒着を構造化することが、「経団連報告」のえがく古くて新しい国家像である。「社会的貢

献」とか、「公正な競争」とかという題目は、情け容赦のないリストラ・失業・賃下げの嵐に国民生活を巻き込むぞということであり、例年3万人をこえる自殺者を生みだし、年金・介護保険・医療保険など総じて社会福祉を切り捨てることの他ではない。また「グローバル化」とは、日本の産業の空洞化が進むことであり、農業をつぶし、食糧自給率をさらに押し下げることである。そうした苦難の状況を国民の「自己責任」として放置し、それに抵抗する動きにたいしては、アメリカの「愛国法」にならって、もしくはかつての「治安維持法」にならって、基本的人権の制限をほしいままにし、弾圧を加える。そうした逆立ちした「憲法」への「改憲」をおこない、大企業による独裁的な「治安国家」体制をつくりだすこと。こんなところが「経団連報告」の未来の国家像なのだろう。

こんな日本の現実と未来をしか発信できない「経団連報告」であってみれば、どうして日本に「戦後60年」の国連の記念日を託すことができるだろうか？ 国連・グローバル契約室／人権高等弁務官室共編「企業実践に人権を定着させる」は、企業と人権との関係から「CSR」を考える一般むけの冊子であるが、次のような「序言」をおいている。

『「世界人権宣言」が50年以上前に採択された時には、国際的な場での基本的な役割を担ったのは、それぞれの国でした。それぞれの国が、それぞれの法の下で、人々の人権を保護する第一番の責任を負う状態が続きましたが、大きな影響力を持つ他の役割を担っている者たちもまた、人々の権利に導かれ、その権利を遵守する責任を負うべきであるという当然な要求がしだいにおおきくなってきています。政治社会 public society や市民社会のさまざまな組織からは、いろいろの企業は広く一般に同意された基準を推し進め、尊重するためになしうることをすべてを行うべきであるという声が、ひんぱんに、また強く聞こえてくるようになっていきます。』

たしかに2002年9～10月にかけて、経団連も「CSR」調査のために、欧州派遣団を送った。しかしその「欧州調査報告 欧州における『企業の社会的責任(CSR)』」を読んでも、どこにも「人権」という言葉は出てこない。欧州委員会を訪ねているのに、である。またスイスを訪れているが、国連の「人権委員会」に調査の足を運ぶことはなかった。すでにその頃、「行動のための7つのステップの概要」が出ていて、第1に「人権問題のアイデンティティ」が言われ、第2に「政策を発展させるオプション」として「世界人権宣言」と「ILOの中核労働基準」が企業政策の基礎だと言われていることを知ったはずである(上掲の2000/1国連文書)。そもそも「CSR」は、アメリカの「秃げ鷹」ヘッジファンドを規制する課題をもって国際的な関心事となった経緯を考えれば分かるように、国際的な企業の責任と言えば、第1に人権問題が据えられるのが当然であった。だがその世界最強の多国籍軍団の一つである日本経団連をはじめとする日本の財界団体には、まったくその意識が欠落しているのである。またこの報告には、各企業へのアンケートが併載されているが、「企業の社会的責任」について回答のあった634社中、各社の重視している項目は、「より良い商品・サービスの提供」の93.1%、「収益確保」が74.9%と比較すると、「人権の保護・尊重」は21.8%、「世界の貧困・紛争解決への貢献」は3.6%にすぎない。

「企業」が「人権」を制限すれば、「治安国家」のどん詰まりにゆきつくが、逆に「人権」を基礎にし、「人権」を発展させる「企業」ならば、「持続的な発展」の展望が自然についても、社会についても開けてくる。「企業」が「人権」に服すべきであって、「経団連報告」の言うように、けっして「人権」が「企業」によって制限されるのであってはならない。これが、少なくとも現在前提にするべき「CSR」の基本的構想である。そこから「世界人権宣言」やそれを具体

日本経団連の改憲要求とその歴史的社会的責任

化した「国際人権規約」の人権諸規定に基づいた「CSR」を、「国際標準化機構：ISO」をととして企画化することが、「ISO」の「社会責任」会議で提案されている（藤好重泰「会社の不法行為なくすたのもしい力『CSR』」、『建交労』05/2）。「経団連報告」の「CSR」の諸原理では、民間ベースの「ISO」を通して国際化することさえ困難であろう。

結局のところ、「経団連報告」の「中心的プレーヤー」論は、近代国家においては国民こそが「中心的なプレーヤー」として位置づけられていなければならないという、国家論の根本問題を無視して、その力に驕った言い草にすぎなかった。あらためて「人権」に立脚して、日本型「CSR」の根本的な再検討と、みずからの「企業倫理」への誠実さの証明が必要だろう。そのためには、「経団連報告」の第9条の「改憲」を廃棄することしかないだろう。

むすび

「経団連報告」は、「改憲」の立場から「企業」と「社会」との関係性を転倒してとらえることで、アジアと世界のあたらしい動きから孤立し、その限界を露呈することになった。そもそも「9・11」以後のプッシュのアメリカの動きから切り取った部分的な世界像に基づいて、「日米軍事同盟」をアジアの範囲を超えた「世界化」されたものへと再編・強化し、国連なしで「単独主義」的に行動する「日米同盟」のパートナーとして日本を位置づけなおすということには無理がある。それは、結局、「冷戦期」の敵対状態をアジアに持ちこみ、近隣諸国のきびしい批判と抗議にさらされることになった。

いまや世界は、軍事同盟の強化に熱中することは、あまりにも異常なことと見るようになっていく。旧ソ連を中心としたワルシャワ条約機構は1991年に解体した。アメリカを後ろ盾とした東南アジア条約機構（SEATO）はすでに79年、中東の中央条約機構（CENTO）は75

年に解体しているし、アメリカ大陸の米州相互援助条約は、メキシコが脱退して軍事条約としては事実上機能しなくなっているし、オーストラリア・ニュージーランド・アメリカ相互安全保障条約（ANZUS）も、88年以来、ニュージーランドの非核政策のために、機能しなくなっている。ヨーロッパの北大西洋条約は、イラク戦争で主要国が分裂し、戦略上の場ではなくなったとして、米欧関係の見直しの主題になっている。そしてそれに代わって、仮想敵をもたない地域的な平和の共同体づくりの動きが広がっている。アジアの33億人を擁する東南アジア友好条約、EU基本権とEU憲章とによってさらに人権と国連中心主義を明確にし、旧東欧圏にまで拡大しようとしているEU（欧州連合）は着実に成長しているし、紛争の平和解決と自立を宣言した南米共同体が昨年発足した（この項、志位和夫「日本共産党3中総幹部会報告」、『しんぶん赤旗』05/4/9参照）。

「9・11」以降の局面でアメリカのイラク戦争に攪乱されていた世界は、イラク戦の行き詰まりとアメリカの国際的な孤立の進行につれて、あらためて「国連原則」にしだいに立ち戻って、「戦後60年」段階における世界の基本的な諸問題に立ち向かい始めているように見える。日本には、第二次世界大戦で未決のままにやり過ぎてきた「戦争責任」があり「戦後責任」がある。その最大の当事者である日本の支配的な「政治」と「経済」が、「日米共同体」の「世界化」のための第9条の「改憲」を打ち出してきたことで、あらためて「戦争責任」と「戦後責任」とに正面から向き合わざるをえない状況に立ち至ったのが、「反日デモ」であり、日本の国連安保理常任理事国入りを韓国と中国が拒否するという事態であった。そしてその中で、韓国の盧武鉉大統領によって、日本がドイツであれかしという悲痛な願望が表明された。

同時にこうした国際的な関係の悪化は、国内においては国民の「いのち」と暮らしが悪化し、

「戦後」に獲得してきた諸権利が次々と剥奪され、空洞化していく過程と相即していた。この機会に、衆議院欧州各国憲法調査議員団報告書で、ドイツとイタリアの憲法についての調査を読んだ時、どちらもが、それぞれの形での「侵略戦争放棄」条項（ドイツ基本法第26条、イタリア共和国憲法第11条）をもっていたことと、どちらもがいわゆる「社会国家」として自己規定をしていたことが印象に残っている（ドイツ基本法第20条、イタリア共和国憲法第3条）。この場合の「日本的な」ものを、「CSR」の境地から考えてみたことが、この小論であった。論じ残したことはあまりにも多いが、それはまた論じるべきものとして残っているという手応えを感じている。

この稿を書き上げた後で、5月13日、昭和天皇の誕生日を「昭和の日」とすることが、国会で自民党・公明党・民主党の多数決で決定され、再来年度からの施行が決まった。旧憲法のもとで反戦・平和・民主主義の運動を弾圧し、中国への侵略戦争に乗り出し、15年にわたるアジア・太平洋戦争の戦乱に最大の責任を負っている天皇を記念する「祝日」。韓国や中国の「反日デ

モ」を恐れて、決定を遅らせていたことに、すでにこの「祝日」のやましき、黒々と刻印されている原罪への自覚がある。また同じ頃、自民党の「新憲法起草委員会」（森喜朗委員長）が改憲の条文化を夏以降に延ばし、諸意見を調整するために「諮問委員会」を設けたと言う報道があった（『朝日新聞』05/5/13）。有識者として、三浦朱門、上坂冬子等が入った他に、経済界から三木繁光（日本経団連副会長、「経団連報告」責任者）、北条格太郎（経済同友会代表幹事）、高梨昌芳（日本商工会議所副会頭）の名が上がっている。経済界の3団体がそろい踏みで、政権党の「改憲」に直接に手を貸すのである。「戦争」の民営化が日本についても問題化し、日米共同作戦・相互協力が「中台紛争」を想定してなおも進行中と言うことも伝えられているなか、日本の財界は、いっそう「賄賂」性を明確にした「政治献金」についても、「CSR」一般についても、「死の商人」としての歴史的・社会的責任についても、さらに立ち入った国民的な追及を避けがたい立場に身を置き、国民的な追及に挑戦してきている。この挑戦にどう答えるのか、いよいよ問われているのは国民の行動である。（ふくた しずお・会員・日本福祉大学名誉教授）

- 1) 「検討委員会」の委員名は、委員長の三木繁光（東京三菱銀行会長）のほかに、第1回出席者名簿として次の名が挙げられている。日本経団連の役職名と、企業の職名の表記とが混乱しているようだが、公表された形のままである。会長奥田碩（トヨタ自動車会長）、副会長和田紀夫（日本電信電話社長）、評議員会副議長高原慶一郎（ユニ・チャーム社長）、東日本旅客鉄道社長大塚隆毅（国民生活委員長）、三菱マテリアル名誉顧問秋元勇巳（資源・エネルギー対策委員長）、凸版印刷社長藤田弘道（労働法規対策委員長）、日本ユニパックホールディング会長小林正夫。
- 2) 「防衛懇」の委員は以下の通りである。荒木浩（東京電力顧問）、五百旗頭真（神戸大学法学部教授）、佐藤謙（都市基盤整備公団副総裁）、田中明彦（東京大学東洋文化研究所教授）、西元徹也（日本地雷処理を支援する会会長/元防衛庁統合幕僚長）、樋渡由美（上智大学外国語学部教授）、古川貞二郎（前内閣官房長官）、柳井俊二（中央大学法学部教授/前駐米大使）、山崎正和（東亜大学学長）、張富士夫（トヨタ自動車社長）。政府側としては、小泉首相のほかに、官房長官（福田康夫/細田博之）、内閣危機管理監（野田健）など。荒木浩座長は、日本経団連元副会長。
- 3) 「朝鮮戦争」では主として米軍からの「直接特需」に依存

したが、「ベトナム戦争」では、「直接特需」の他に「間接特需」が大きな比重を占めるようになった。期間もアメリカの介入が1961年から75年までの長期にわたったために、駐留米軍関係の個人消費、輸送・交通・通信・荷役から死体処理にいたる役務などの需要が発生し、「第三国經由特需」や「対米輸出特需」などの迂回特需、隠れ特需が加わった。その品目も非人道的なナバーム弾・ボール爆弾・枯れ葉剤のようなジェノサイド型武器から、トラック・ジープ、さらには軍服、カメラ、小型テレビ、その他の日用品雑貨にいたるまでの無数の範囲にわたったので、動員された企業数・製品量も大幅に増大し、膨大な金額に達する需要を生んだ。通産省の不完全な統計によっても、直接特需だけで、1964年度3億1400万ドル、5年後の69年には6億4880万ドルと倍増しながら、アメリカが敗北する75年まで、「ベトナム特需」は続いた（ベトナム戦争の記録委員会『ベトナム戦争の記録』大月書店、78年）。日本政府は、ベトナム戦争を「北からの侵略」に対する「集団自衛」と言うことで、沖縄と日本本土をアメリカの侵略基地とし使用させ、LSTの乗組員を斡旋し、南のゴジンジェム傀儡政権に200億円を提供した。この点で、1967年、民衆法廷たる「東京法廷」は、「日本政府、および日

日本経団連の改憲要求とその歴史的社会的責任

本独占資本は、アメリカのベトナム侵略、戦争犯罪に積極的に協力・荷担しており、国際法上、アメリカの共犯者として有罪であった（東京法廷『ジェノサイド』、青木書店）。

- 4) 普通、15年間にわたった「アジア・太平洋戦争」にたいする責任を問う時に、アジアに対して2000万人以上の犠牲者をもたらした、と言われる。しかし戦後においても、朝鮮戦争、ベトナム戦争、さらには最近では第一次湾岸戦争、アフガン戦争、そして現在のイラク戦争と、日本が軍事基地の提供、兵站の便宜から、多面的な軍用・非軍用器材の生産・修理・加工、とりわけRMA（Revolution in Military Affairs：暗視装置や無人兵器などIT技術の革新によって、味方の最小の被害で敵に最大の殺傷効果をもたらすような軍事作戦の変革）にかかわる情報産業にいたるまで、戦争にかかわって利益をうけている部門の広がりやを考慮してみると、「戦後」の戦争に関わっても日本の新しい「戦争責任」・「戦後責任」が問われるべきではないか？ たとえば、ベトナム戦争にかかわる1967年の「東京法廷」と「ラッセル法廷」、湾岸戦争にかかわる91年の「クラーク法廷」、アフガニスタン戦争に関わる04年の「アフガニスタン国際戦犯民主法廷」、05年の「イラク法廷」など、「民衆法廷」のなかでは、すべて戦後の戦争についての日本政府の戦争責任が指摘されている。その点は明白であるだろう。拙著『いのちの人間学』（青木書店、1998年）の第2章第1節2「戦後の戦争」と「結び」で提起した「日本の政治の加害体質」という視点は、依然として必要だと考えている。
- 5) たとえば『衆議院欧州各国憲法調査議員団報告書』（2000年11月）。そこにはローマ在住の作家塩野七生氏と憲法に関して「懇談」をした記録が載っている。そこでは氏は、「ローマ法」は「人間がつくったもので神聖不可侵なものではなく、必要に応じて改変が可能」だったという見地から、「日本国憲法は改正されるべきです」、「私の考える憲法改正は、96条のみを改め、改正は、両院の過半数の賛成のみをもって足りる」とし、「国民投票というものが、いかに実効性をもつことは、自身がイタリアに暮らしていて、痛切に感じている」と述べている。この発言が、「改憲」派にとって大きなリップサービスであったことは言うまでもない。イタリアも首相に大統領的な権限を与え、上院の役割を低めるなど、ベルルスコーニ政権の「改憲」案が積み上げられてきているからである。ただし「国民投

票」では圧倒的に「護憲」派が有利と予測されているし、当面の中道右派優勢の上下院の構成は、イラク戦争での不評が響いて、次回総選挙では中道左派優勢のものに逆転すると見られているために、「改憲」案を何時「国民投票」にかけるか、その見通しははっきりしていない。イタリアでの「国民投票」の重要さは、1947年のイタリアの「共和国憲法」の成立、女性の人権の社会的認知（たとえばカトリック教会教義に沿った「離婚」禁止や「中絶」禁止を定めた法令を廃止した74年の「離婚法廃止」、81年の「妊娠中絶法の廃止」）など、概してイタリアの社会的進歩に関わって「国民投票」が果たしてきた役割は大きく、時には政争の手段となることもあるが、「実効性をもたない」とはとうてい言えない（とくに女性の権利については、拙著『危機のイタリア 1993-1994』、文理閣、94年、第6章「『家族』のカトリック概念」を参照）。

- 6) 蔵武鉉「日本の知性に訴える」、『世界』05年5月号。
- 7) 長田彰文「日本の朝鮮統治と国際関係」、平凡社、145-146ページ。
- 8) 比較史・比較歴史教育研究会編『共同討議：日本・中国・韓国』ほるぷ出版、1985年、348ページ。
- 9) 差しあたり日本における「企業の社会的責任」の理解については、「企業活動のプロセスに社会的公正や環境への配慮などを組みこみ、ステイクホルダー（株主、従業員、顧客、コミュニティなど）に対しアカウントビリティを果たしていくこと」（谷本寛治編著『CSR経営』中央経済社、04年）という規定が参考になるが、「世界人権宣言」や「基本権憲章」など、基本的な人権の国際的な到達点に依拠する姿勢が欠落する点で、国連やEUなどにおける「CSR」の理解とは、根本的な落差がある。その落差は、すでに日本経団連の前身である経団連「経団連企業行動憲章」（以下「経団連憲章」、1996年）において、どう覆いようもない。
- 10) ここでの論点については、株主オンブズマン代表森岡孝二関西大教授・政治資金オンブズマン代表上脇博之北九州市立大学法学部教授から、04年1月20日付で、日本経団連宛の「要請書」を参照。（<http://www1.newweb.ne.jp/wa/ka-buombu/040122-1.htm> また<http://homepage2.nifty.com/~matsuyama/mondai.pdf>）。

一条ずつ、「今」にとっての意味をつかまえる

読んでみませんか 教育基本法



小森陽一×大原穠子

第二次大戦中「国民学校」一期生だった大原氏と、戦後世代の近代文学研究者である小森氏が、前文から第11条までを読み解く。読む機会の少ないこの法律を、平易な言葉と大阪弁で言い換え、その大切さをうきほられた深い意味などから、子どもと教育の現在を照らし出す。

〈A5判〉定価1260円（税込）送料210円

新日本出版社 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 電話03(3423)8402〔営業〕 郵便振替00130-0-13681

特集／拡大するEUの現状と課題

「労働関係から見たEU」早分かり

宮前 忠夫

I. 欧州連合・欧州共同体とその機構

1. EUの歩みのあらまし

現在の欧州連合(The European Union, EU、「欧州同盟」と訳される場合もある)は、経済と社会の進歩を促進するために結束した欧州の25の加盟国から成り立っている。公用言語は20で、会議などの通訳・翻訳は最大380通りとなる。本稿では英語表記のみを、必要最小限の原語と略称について、併記する。

EUに至る歴史を概観すれば次のとおり。まず、世界平和確立の要としてのヨーロッパを建設する礎石として、欧州石炭鉄鋼共同体(ECSG)が1951年締結されたパリ条約(資料1)によって創設され、それに続いて欧州経済共同体(EEC)と欧州原子力共同体(ユーラトム)が1957年のローマ条約によって設立された。

次いで、1986年の単一欧州議定書の下で、3つの共同体はすべての域内国境を徐々に廃止し、ついには単一市場を完成させた。そして、1992年にオランダのマーストリヒトで調印され93年

に発効した欧州連合条約(マーストリヒト条約)によって、欧州(諸)共同体(3つの共同体の総称で、複数形The European Communities) —とりわけ、欧州共同体(EC)—を軸としつつ、特定分野(①共通外交・安全保障政策、②刑事問題に関する司法協力)での政府間協力、および、経済通貨同盟設定をめざして欧州連合を誕生させた。なお、ECSG条約は、同条約の規定にもとづき、設立後50年を迎えた2002年7月に失効した(資料2)。

欧州通貨同盟(EMU)は1990年発足し、1999年1月には、12カ国の参加で経済通貨同盟(統一通貨ユーロ)の発足に続き、2002年1月からはユーロ現金も流通し始めた。

現行のEU設立に関する基本条約(以下、EU基本条約〔注〕)は、初のEU条約である上記マーストリヒト条約、および、その改定条約であるアムステルダム条約を経ての、改訂条約であるニース条約(2000年12月合意、2001年2月調印、2003年2月発効)である。ニース条約のもとで、EUは2004年5月、新たに10カ国を迎

資料1 世界とヨーロッパの平和をめざして発足——欧州石炭鉄鋼共同体条約(1951年4月18日調印、1952年7月23日発効) 前文からの抜粋

世界平和は、それを脅かす危険に対抗できる創造的努力によってのみ、保全されることを考慮し、組織化されかつ生氣発刺たるヨーロッパが文明に対して行うことのできる貢献は、平和な関係の維持に不可欠であることを確信し、ヨーロッパは、現実の連帯をまず第一に創造する具体的実践と、経済発展の共同の基盤の確立とによってのみ、建設されるものであることを認識し、

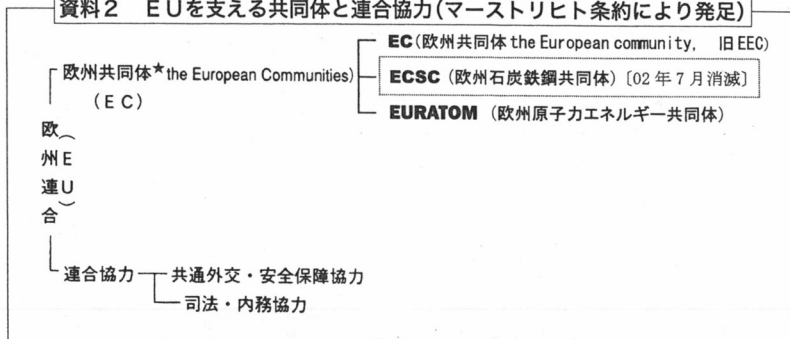
上記の諸国〔＝ドイツ連邦共和国など6カ国〕の基幹的生産の拡大により、生活水準の向上と平和的事業の進展とに寄与することを希求し、

歴史上存在してきた敵対に代えるに、諸国の本質的利害関係の融合をもってし、経済共同体の設立により、多年血なまぐさい対立により離間していた諸国民の間に、一層広く一層深い共同体の最初の礎石を据え、かつ将来の共通の運命を方向づけることのできる制度の基礎を築くことを決意し、

ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体を創設することを決定し、〔以下省略〕

特集・拡大するEUの現状と課題

資料2 EUを支える共同体と連合協力(マーストリヒト条約により発足)



★ EU (欧州連合) はマーストリヒト条約 (1993年11月1日発効) にもとづいて、それまで通称「EC」とよばれていた欧州 (諸) 共同体 (the European Communities) が発展・転化したものである。この欧州 (諸) 共同体は三つの共同体 (欧州経済共同体=EEC、欧州石炭鉄鋼共同体=ECSC、欧州原子力エネルギー共同体=EURATOM) の総称としての名称であるため複数形 Communities) である。しかし、マーストリヒト条約は上記三つの共同体のうち、EEC (the European Economic Community) の名称を EC (the European Community) に変更した。本稿中で共同体 (the Community) と呼んでいるのはこの単数形の EC である。なお、ECSC は条約期限50年を経て、2002年7月、消滅した。

資料3 EU拡大のあゆみ

(既加盟国の総計または平均を100として比較)

年	加盟国	総人口の増加 (%)	GDP総計の増加 (%)	新加盟国平均一人当たりGDP (%)
1952	欧州石油鉄鋼共同体 (ECSC) 設立 (ECSC は条約期限50年経過の2002年消滅) ベルギー、フランス、(西) ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、オランダ			
1958	欧州経済共同体 (EEC) 発足 (ローマ条約発効)			
1967	欧州共同体 (EC) に発展			
1973	イギリス、デンマーク、アイルランド	33.4	31.9	95.5
1981	ギリシャ	3.7	1.8	48.4
1986	ポルトガル、スペイン	17.8	11.0	52.2
1993	EU (欧州連合) に発展 (マーストリヒト条約)			
1995	オーストリア、フィンランド、スウェーデン	6.3	6.5	103.6
2004	キプロス (ギリシャ系)、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロヴァキア、スロヴェニア	19.6	9.1	46.5

資料出所: EU 統計局などの資料による・統計は2003年分

え入れ、25ヵ国体制となった (以上の EC・EU の歩みのあらましをまとめたものが資料3である)。

(注) 「EU基本条約」は、欧州連合条約、欧州共同体設立条約をはじめ、関連議定書、宣言などを含む総称であるが、本稿では便宜上、欧州共同体設立条約のみを指す用語として用いる。

2. EUの機構と機関

EUは本節末尾に掲げる諸機関によって運営されている。EUの機構は行政、立法、司法の

3権分立で、行政を欧州委員会が、立法を欧州議会が、司法を欧州司法裁判所が受け持っている。さらにEUの財政管理を監査する会計監査院、経済・社会的な利益を代表するいくつかの諮問機関、単一通貨ユーロを発行し管理する欧州中央銀行、そしてEUの資金調達・投資を円滑に進める欧州投資銀行などがある。EUの最高意思決定機関は欧州理事会 (EU首脳会議、いわゆる「EUサミット」) である。

EUの機関

- ① 欧州委員会
- ② 欧州議会
- ③ 欧州理事会
- ④ 欧州連合理事会（閣僚理事会）
- ⑤ 欧州司法裁判所と第一審裁判所
- ⑥ 欧州会計監査院
- ⑦ 経済社会評議会
- ⑧ 地域委員会
- ⑨ 欧州投資銀行
- ⑩ 欧州中央銀行

3. EUの各機関の役割

① 欧州議会（European Parliament）

25ヵ国の約4億5,400万人の欧州市民を代表する欧州議会の主要な役割は、EUの政策を展開するために様々な発案をすることである。フランスのストラスブールを拠点とする欧州議会は、諮問の機関から出発したが、次第に権限が強化され、現在では、特定分野の立法における欧州連合理事会との共同決定権、EU予算の承認権、新任欧州委員の一括承認権などを持っている。欧州議会の議員は加盟各国を1つの選挙区として直接選挙（選挙方式は各国の制度による）により選ばれる。任期は5年。直近選挙は2004年6月に行われた。

欧州議会の議員数は15ヵ国体制当時は626人（規定上の上限は700人）であったが、2004年5月からは新規加盟10国からの議員162人が加わったが、ニース条約の規定により、次期任期（2004～2009年）については732人で選挙が行われた。定員は各国の人口に配慮しつつ、人口の少ない国の政治的意見も適度に反映されるよう、資料4の通り配分されている。

② 欧州委員会

欧州委員会はEUの行政執行機関（一国に例えれば、政府に相当する）であり、EUの機構において唯一、法案を提出する権限を持つ機関

である。また、新たなEU法採択に至るあらゆる段階でその影響力を行使している。

欧州委員会はEUの諸条約を施行するための規則を発令し、EU予算の歳出を管理している。欧州委員会は加盟国を条約違反で提訴したり、EUの競争ルール違反があった場合、企業や個人に罰金を科したりする権限も持っている。

欧州委員会は各加盟国から1人任命される計25人の委員で構成される。委員と委員会の任期は5年間。

加盟諸国は欧州委員会委員長を任命する前に欧州議会に諮問することになっており、また、欧州委員会委員の正式任命の前に、欧州議会の一括承認を得なくてはならない。現委員長はポルトガル出身のジョゼ・マヌエル・バローゾ氏である。

欧州委員会の委員は任務遂行にあたって、出身国政府の意向にいささかも左右されてはなら

資料4 EU加盟国および新規加盟予定国の欧州議会議員数

国名	1999～2004 年	2004～2007 年	2007～2009 年
ベルギー	25	24	24
*ブルガリア	-	-	18
*キプロス	-	6	6
*チェコ	-	24	24
デンマーク	16	14	14
ドイツ	99	99	99
ギリシャ	25	24	24
スペイン	64	54	54
*エストニア	-	6	6
フランス	87	78	78
*ハンガリー	-	24	24
アイルランド	15	13	13
イタリア	87	78	78
*ラトビア	-	9	9
*リトアニア	-	13	13
ルクセンブルグ	6	6	6
*マルタ	-	5	5
オランダ	31	27	27
オーストリア	21	18	18
*ポーランド	-	54	54
ポルトガル	25	24	24
*ルーマニア	-	-	36
*スロバキア	-	14	14
*スロベニア	-	7	7
フィンランド	16	14	14
スウェーデン	22	19	19
英国	87	78	78
計(最高)	826	732	786

注) 国名の順番は自国語表記におけるアルファベット順。

* 2004年5月1日より新規加盟した10ヵ国

※ 2007年に加盟予定の候補国

資料出所：欧州委員会

特集・拡大するEUの現状と課題

ず、EUの利益のためにのみ行動することを義務づけられている。欧州委員会の委員はそれぞれ一つ以上の政策領域に関して責任分野をもつが、それぞれの決定に関して連帯責任を負っている。

労働問題を担当する部局は「雇用・社会的問題・機会均等総局」であり、担当欧州委員はヴラジミール・シュピドゥラ氏（チェコ前首相）である（資料5の枠で囲った太字部分）。

③ 欧州理事会 (The European Council)

欧州理事会はEUにおける政治レベルの最高意思決定機関であり、一般にはEU首脳会議あるいはEUサミットと呼ばれている。加盟国の首脳と欧州委員会委員長で構成され、欧州連合理事会議長国（半年任期の輪番制）の首脳が議長を務める。

年に最低2回（通常は、特別会議を含めて年4回）の会議を開き、一般的政治方針を策定することによりEUの指針を決定し、活動を促進する。

④ 欧州連合理事会

(The Council of the European Union)

欧州連合理事会は各加盟国を代表する各分野の閣僚によって構成されるEUの主たる意思決定機関で、一般には欧州閣僚理事会と呼ばれている。閣僚理事会の会議は「全般的問題・対外関係」理事会会議、「司法・内政」理事会会議、「農業・漁業」理事会会議など分野別に9種類開催され、議題に応じて異なる閣僚が出席する（欧州連合理事会としては単一の機構であり、9種類の会議は「分科会」的な位置を占める。英語表記もThe Council of the European Unionと単数扱いである）。

加盟国は半年ごと（1月～6月、7月～12月）に交代で議長国を務める（2005年前半はルクセンブルク、後半はイギリス）。なお、閣僚理事会の議事の準備は、加盟国のEU大使によって構

成される常駐代表委員会（COREPER）が行う。閣僚理事会の指示に沿って、主に委員会や作業部会を設けて具体的な準備にあたる。

2000年12月にフランスのニースで開催された首脳会議で、閣僚理事会における意思決定方式に関して、各加盟国が拒否権を放棄して特定多数決制を適用する分野を定め、各国投票権の票数分配が協議された。

投票権の票数は資料6の通りで、各国の人口に比例した定数が割り当てられている。特定多数決での可決には321票中の232票が必要とされるほか、賛成国の合計人口がEU全体の62%に達することが必要。62%に達しない場合は決議は可決されない。このため、EU人口の20%以上を占めるドイツなどが反対に回った場合、提案が拒否される公算が強く、実質的に「大国」の比重が強まることになる。特定多数決制を導入する分野は29にのぼるが、税制（間接税および法人税）、社会保障、入国管理・難民問題などは対象外である。

⑤ 欧州司法裁判所・第一審裁判所

欧州裁判所はEU法の解釈を行う欧州連合の最高裁であり、25人の裁判官（各加盟国より1人ずつ任命）、および、これを補佐する法務官8人から成る。法廷での効率を考慮して11人の裁判官で構成する「大法廷」として裁判を進めることができる。

憲法裁判所、国際裁判所、行政裁判所、労働・普通裁判所としての機能を併せ持っている。加盟国の国内裁判所で提起されたEU法上の問題について、「先行判決」を下す制度をもつ。また、事実審理を中心的に行う第一審裁判所が1990年に設置された。在ルクセンブルク。なお、欧州人権条約にもとづいて設置されている欧州人権裁判所（在ストラスブール）とは別の機関である。

資料5 欧州委員会の部局構成

日本語訳名（非公式・仮訳）	英語名
総合サービス部門	GENERAL SERVICES
統計局（ユーロスタット）	Eurostat
報道・コミュニケーション局	Press and Communication Service
出版局	Publications Office
事務総局	Secretariat General
政策部門	POLICIES
農業・農村開発総局	Agriculture and Rural Development DG
競争総局	Competition DG
経済・金融総局	Economic and Financial Affairs DG
教育・文化総局	Education and Culture DG
雇用・社会的問題・機会均等総局	Employment, Social Affairs and Equal Opportunities DG
運輸・エネルギー総局	Transport and Energy DG
企業・産業総局	Enterprise and Industry DG
環境総局	Environment DG
漁業・海事総局	Fisheries and Maritime Affairs DG
保健・消費者保護総局	Health and Consumer Protection DG
情報社会総局	Information Society DG
域内市場・サービス産業総局	Internal Market and Services DG
共同研究センター	Joint Research Centre
司法・自由・安全務総局	Justice, Freedom and Security DG
地域政策総局	Regional Policy DG
研究総局	Research DG
税制・関税同盟総局	Taxation and Customs Union DG
対外関係部門	EXTERNAL RELATIONS
欧州援助協力局	Europe Aid Co-operation Office
開発総局	Development DG
拡大総局	Enlargement DG
対外関係総局	External Relations DG
人道援助局	Humanitarian Aid Office (ECHO)
通商総局	Trade DG
対内サービス部門	INTERNAL RELATIONS
予算総局	Budget DG
欧州不正対策局	European Anti-Fraud Office
共同・通訳会議業務局	Joint Interpreting and Conference Service
法務局	Legal Service
人事・総務総局	Personnel and Administration DG
翻訳局	Translation Service

資料出所：欧州委員会

特集・拡大するEUの現状と課題

⑥ 欧州会計監査院

閣僚理事会によって任命された25人の委員(各加盟国から1人)で構成される。業務の効率を考慮して特定のタイプの報告書や意見採択については数人の委員で行うことができる。欧州会計監査院は、歳入が遺漏なく徴収され、歳出が合法かつ正常な方法で行われているか、また、財務管理の健全性を監査する。

⑦ 経済社会評議会

経済社会評議会は雇用者(使用者)、労働者、その他の利益分野(農民、職人、中小企業・中小製造業、専門職者、消費者代表、科学・教育関係者、共同組合、環境保護運動など)の3つのグループを代表する評議員により構成される。評議員の数は旧加盟15ヵ国からの222人(拡大後も15ヵ国の評議員数に変更なし)に加え、資料7の通り新規加盟国から増員するかたちとなり、25ヵ国317人。欧州議会、欧州理事会および欧州委員会において経済的・社会的政策に関する決定が採択される前に、EU基本条約137条(資料8)にもとづく同評議会への諮問が行われる。

⑧ 地域委員会

地域委員会は加盟各国内の自治体、地域当局の代表委員222人および同数の代理委員により構成されている。閣僚理事会あるいは欧州委員会は、教育、交通・電気通信・エネルギーの欧州

資料6 欧州連合理事会における各加盟国の票数

国名	各国定数
ドイツ、フランス、イタリア、英国	29
スペイン、ポーランド*	27
オランダ	13
ベルギー、チェコ*、ギリシャ、ハンガリー*、ポルトガル	12
オーストリア、スウェーデン	10
デンマーク、アイルランド、リトアニア*、スロバキア*、フィンランド	7
キプロス*、エストニア*、ラトビア*、ルクセンブルグ、スロベニア*	4
マルタ*	3
計	321

★は2005年5月1日に新加盟した10ヵ国
資料出所：欧州委員会

横断ネットワークなど地域の利害が関係する領域の問題について、地域委員会に諮問する。

⑨ 欧州投資銀行

欧州投資銀行は、EUの目的に沿った投資に資金を供与するために設立された。法人格を持つ同銀行は、財政的には独立しており、EU加盟国の共同出資によって成り立っている。同銀行は非営利貸付機関として、金融市場への投資からの収益を、インフラ整備や産業・中小企業の国際競争力向上に関するプロジェクトへの融資など、EUの政策推進に還元する。

⑩ 欧州中央銀行

欧州中央銀行は、ユーロ参加各国(12ヵ国)の中央銀行と共に、物価の安定を第一目標とする欧州中央銀行制度に属している。同制度の基本任務は、ユーロ圏の金融政策の策定と実施、加盟国の外国為替オペレーション、外貨準備金の保有と管理、および決済制度の円滑な運営の促進である。

II. EU法の制定と労働関係

1. EUの目的と規定対象範囲

EU基本条約(ニース条約のうち欧州共同体設立条約)は2条でEU(より正確には、欧州共同体)の目的・使命を定めている(資料8)。

資料7 経済社会評議会の加盟各国の評議員数

国名	各国定数
ドイツ、フランス、イタリア、英国	24
スペイン	21
ベルギー、ギリシャ、オランダ、オーストリア、ポルトガル、スウェーデン	12
デンマーク、アイルランド、フィンランド	9
ルクセンブルグ	6
15ヵ国	222
ポーランド*	21
ルーマニア*	15
ブルガリア*、チェコ*、ハンガリー*	12
リトアニア*、スロバキア*	9
エストニア*、ラトビア*、スロベニア*	7
キプロス*	6
マルタ*	5
27ヵ国計	344

(注)

* 2004年5月1日より新規加盟した10ヵ国。

※ 2007年に加盟予定の候補国。

資料出所：欧州委員会

そこには、直接に、労働関係に関する言及として、「高水準の雇用および社会的保護、男女平等」、「生活水準および生活の質の向上」などの「促進」が挙げられている。

欧州連合理事会は、EU基本条約が定めるこうしたEUの設立目的の範囲で立法権をもつ。そして、基本条約3条では、EUの活動には以下の事項が含まれる旨、規定されている。

- (a) 加盟国間の物〔＝財貨〕の輸出入における関税および数量規制、ならびにこれらと同等の効果をもつ他のすべての措置の撤廃
- (b) 通商政策
- (c) 加盟国間の物、人、サービスおよび資本の移動の自由に対する障壁の撤廃を特徴とする域内市場
- (d) 第IV編（ビザ・入国管理・亡命・人の移動の自由に関するその他の規定）に定める域内への入国と移動に関する措置
- (e) 農漁業分野における共通政策
- (f) 交通分野における共通政策
- (g) 域内市場において競争が歪められないことを確保する制度
- (h) 共通市場の運営に必要なレベルの加盟国国内法の近似化
- (i) 共同雇用政策の開発により効果を高めることに視点を置いた、加盟諸国の雇用政策の調和促進
- (j) 欧州社会基金を含む社会的分野における政策
- (k) 経済的・社会的結合の強化
- (l) 環境分野における政策
- (m) 共同体産業の競争力強化
- (n) 研究および技術開発の促進
- (o) 欧州横断交通ネットワークの確立および開発の促進
- (p) 高水準の健康保護の達成への貢献
- (q) 質の高い教育・訓練および加盟国の文化繁栄のための貢献

- (r) 開発協力分野の政策
- (s) 貿易促進、経済および社会の発展を共同で促進させるための第3国・地域との連携
- (t) 消費者保護の強化への貢献
- (u) エネルギー、市民保護および観光分野の措置

これらの一般的規定を受けて、労働関係の具体的内容は「XI編 社会的政策、教育、職業訓練、青年」とくに「1章 社会的規定」（136～145条）で詳細に規定されている（資料8）。

その内容は、きわめて詳細かつ具体的なものである。ここで繰り返すことはしないが、一点、読者の注意を喚起しなければならないことがある。それは、EU（より正確には欧州共同体）は労働関係のあらゆる分野について規制したり、法制化したりできるわけではなく、重大な制約があるのだということである。

その制約とは、EUが拠って立つ「補完原則」と関連して、137条4にある「自らの社会保障制度の基本的原則を決定する加盟国の権利を侵害してはならない」、および、同条5の「本条の規定は、賃金、団結権、ストライキを打つ権利〔＝ストライキ権〕、ロックアウトを〔労働者に対して〕強行する権利〔＝ロックアウト権〕には適用されない」という規定に関わるものである。

つまり、EUは、社会保障制度、賃金、団結権、スト権に関しては独自の決定や法制化をする権限を与えられていない、という事実である。この問題は、従来から、欧州労連（ETUC）と傘下労組の多くが批判し、改革を要求している、EUが抱える重大な矛盾であり、そのあり方をめぐる争点である。現在、批准手続中のEU憲法条約にも、こうした制約が改革されないまま引き継がれており、労働組合運動の大きな部分が、憲法条約（批准）に反対する理由の核心的内容となっている。

2. EU法の形態

欧州裁判所で審理の対象となるEU法として

特集・拡大するEUの現状と課題

法的効力を認められているのは以下のものである。

①広義のEU基本条約（欧州共同体設立条約のみでなく、欧州連合条約なども含んでのニース条約など）

②共同体立法——規則（Regulation）、指令（Directive、「命令」とも訳される）、決定（Decision）、勧告（Recommendation）、意見（Opinion）

③欧州裁判所の判例

④加盟国に共通する法の一般原則

以上のうち、EU内で企業や個人を直接・間接に規制したり法的効力を及ぼす法律は共同体立法であり、基本条約の二次法という位置を占める。そして、規則、指令、決定は法的拘束力を持つが、勧告、意見は法的拘束力をもたない。EU基本法249条はこれらの共同体立法の拘束力等について、次のように定めている。

「249条 理事会と共同して行為する欧州議会、理事会、〔欧州〕委員会は、その任務を遂行するために、かつ、本条約の規定に従って、規則を策定し、指令を発し、決定を下し、勧告を行い、意見を述べる。

規則は、全般的に適用される。規則は、その全体において義務的であり、かつ、すべての加盟国において直接適用される。

指令は、達成されるべき結果について、当該指令が差し向けられる各加盟国を拘束するが、方式および手段の選択は加盟国当局に委ねられる。

決定は、それが宛先とする受領者に対し、その全体において義務的である。

勧告および意見は、一切の拘束力を持たない」

労働関係分野の諸問題は一般に指令で規定される（これまで採択された主な労働関係指令は資料9の太字記載部分）。労働関係の指令も上記

のEU基本法249条にもとづいて各加盟国の責任で国内法化などの措置がとられるので、指令の規定する内容（労働条件・基準等）は加盟国にとって、順守すべき最低限要請であり、労働者にとって、最低基準あるいは最低保障の役割を果たす。

直接の立法手続きではないが、欧州委員会が法案策定から、採択あるいは廃案に至る過程を促進するために、通達（コミュニケーション）を出すことがある。通達は法的拘束力をもたない。

3. EU法の制定プロセス

EU法の制定過程では、欧州委員会が唯一、法案提出権限をもち（欧州連合理事会が原案を提起する場合もある）、欧州理事会と欧州議会が制定する権限を共有している。条約に定められている項目分野ごとに意思決定手順に差異がある。

EU法制定過程には主に以下の3つの手続きが適用される。

① 諮問手続き

EUの基本的な政策決定プロセスは次のとおりである。欧州委員会が法案を欧州連合理事会に提出し、欧州議会は同理事会からの諮問〔＝協議〕要請に従い、意見を同理事会に提出する。同理事会は全会一致あるいは特定多数決で法案を採択する。

② 共同決定手続き

欧州委員会の提出した法案に対し、欧州議会と欧州連合理事会との間に見解の相違がある場合には、欧州議会と欧州連合理事会からの同数の代表で構成される調停委員会による協議段階が設定されており、最終的に欧州議会が拒否権を行使できる。同手続きでは、欧州議会は欧州連合理事会とほぼ同等の権限をもつ。

4. EU法制定と労働組合

以上に見てきたとおり、EU法を制定するうえで、直接に決定権限をもつのは、欧州理事会および欧州連合理事会（欧州閣僚理事会とも呼ばれる。現在、取り扱う分野別に9種類の理事会会議がある）である。制定プロセスでいえば、欧州委員会が法案提出権を、欧州議会が共同決定権をもっている。これらの権限は労働関係法制についても、当然、あてはまる。

労働関係法制という視点からみれば、欧州連合理事会としては、「雇用・社会的問題・保健・消費者問題」理事会会議が管轄し、決定権限をもって執行している（ただし、基本的には、管轄する各欧州連合理事会会議が法制を決定・採択するものの、開催のタイミングなどの事情によっては、九つのどの欧州連合理事会会議でも、管轄分野以外の法令も決定・採択できるしくみになっている）。法案提出権をもち、行政執行にあたる欧州委員会内では、「雇用・社会的問題・機会均等総局」が、直接の労働関係問題の担当部局である（資料5の太字部分）。

こうした、法制をふくむEUの労働関係問題の政策の決定・採択への労働組合の関与権は、次のようなものである。第1は、EU基本法137条2項、140条、141条3項などに規定されている経済社会評議会への諮問（協議）を通じての関与権である（資料8）。

第2に、同138条に規定されている、欧州委員会による法案提出前の労・使への諮問（協議）に際しての関与権である（資料8）。以上の関与権（欧州委員会への、労働組合との協議の義務付け）のほかに、欧州レベルの使用者側と労働者側の協議・対話（いわゆる「労使対話＝ソーシャル・ダイアログ」）の道が開かれており、欧州委員会はこれを促進することを義務づけられている（同138条1項、139条1項など）。

このようにEUにおいては、労働組合が労

働者の利益代表としての代表制を公認されている（ただし、EU自体が社会保障制度、賃金、団結権、スト権に関しては独自の決定や法制化をする権限をもたないという重大な制約があることは1で触れたとおりである）。そして、EUレベルの利益代表として、諮問機関の資格を公認されているのは、労働者側では欧州労連（ETUC）であり、使用者側では、欧州産業連盟（UNICE）、欧州公共企業センター（CEEP）である。

欧州労連（欧州労働組合連盟＝European Trade Union Confederation）は、1973年2月に結成され、現在、34ヵ国、76の加盟労働組合、11の（欧州レベル）産業別労組によって構成され、加盟人員は約6000万人である。このほかに、オブザーバー参加が2労組ある。本部は、ベルギーのブリュッセルに置かれ、書記長はイギリスのTUC（英労働組合会議）出身のジョン・モンクス氏が務めている。なお、EUの平均労働組合組織率は新加盟国を含む25ヵ国で26.4%、旧加盟15ヵ国で27.3%（いずれも2001年）である。

資料8 EU基本条約（欧州共同体設立条約＝ニース条約）の労働関係条項を抄訳（英文テキストから訳出）

2条

共同体は、共同市場および経済・通貨同盟の設立、ならびに、3条および4条にうたわれた共通の政策あるいは活動の実施をつうじて、共同体全域で、経済活動の調和的で、均衡のとれた、持続可能な発展、高水準の雇用および社会的保護、男女平等、持続的でインフレを伴わない成長、高度の競争力および経済的成果における高いレベルでの取れん、環境の質の高度な保護・向上、生活水準および生活の質の向上、加盟国間における経済的および社会的な結束と連帯、を促進することを、その使命とする。

XI編 社会的政策、教育、職業訓練、青年

1章 社会的規定

136条

共同体および加盟国は、1961年10月18日にトリノで調印された「欧州社会的憲章」、および、「労働者の社会的基本権に関する1989年共同体憲章」〔＝いわゆる「欧州社会憲章」〕に規定された社会的基本権を考慮して、雇用の促進、向上を維持しつつ生活条件および労働条件の調和を可能にするためのこれらの条件の改善、適切な社会的保護、経営者と労働者の間の対話、高水準の雇用の継続および社会的排除撲滅のための人的資源の開発、を目的とする。

特集・拡大するEUの現状と課題

この目的を達成するため、共同体および加盟国は、国内慣行—とりわけ契約関係の分野における国内慣行—の多様な形態、および、共同体経済の競争力維持の必要性、を考慮に入れた措置をとる。

共同体および加盟国は、このような発展は、社会的制度の調和を促進するような共同市場の機能から生じるだけでなく、本条約に規定されている諸手続き、および、法律、規則、行政行為の近似化からも、生じると考える。

137条

1、136条の目的を達成するために、共同体は次の諸分野における加盟国の活動を支援し、補完する。

- (a) 労働者の健康と安全を守るための、とりわけ労働環境の改善
- (b) 労働条件
- (c) 労働者の社会保障および社会的保護
- (d) 労働契約終了に際しての労働者保護
- (e) 労働者に対する情報提供および協議
- (f) 労働者と使用者の利益の代表および集団的擁護—共同決定を含み、本条5を前提とする
- (g) 共同体領内に適法に居住する第三国国民の雇用条件
- (h) 150条に抵触することなく労働市場から排除された人々の労働市場への統合
- (i) 労働市場における機会および労働待遇における男女平等
- (j) 社会的排除の撲滅
- (k) (c) 項に抵触しない、社会的保護の現代化

2、この目的のために、理事会は、

- (a) 知識の向上、情報および優れた慣行の交流の推進、革新的なアプローチの促進、経験の評価、を目的とするイニシアチブを通じて—加盟国の法律および規則のいかなる調和をもすることなしに—加盟国間の協力を促進するための措置を採用することができる。
- (b) 加盟各国に普及している条件および技術的規則を考慮しつつ、1 (a) ~ (j) に挙げた分野において、指令によって、段階的实施に関する最低要件を採用することができる。これらの指令は、中小企業の設立および発展を阻害するような行政的、金融的、法律的制約を課するものであってはならない。

理事会は—欧州議会および経済社会評議会に諮問した後、欧州委員会の提案にもとづいて全会一致で行為する本条1 (c)、(d)、(f)、(g) に挙げられた分野を除いて—経済社会評議会および地域委員会に諮問した後、251条に規定された手続きに従って行為する。理事会は欧州議会に諮問した後、欧州委員会の提案にもとづいて全会一致で行為しつつ、本条1 (d)、(f)、(g) に適用される、251条に規定された手続きをとることを決定できる。

3、加盟国は2に従って採択された指令の実施を、使用者側と労働者側の共同の要請にもとづいて、両者に付託することができる。

この場合—当該加盟国は、指令によって課されている結果を保障する立場にいつでも立てるようにする必要なあらゆる措置をとることを要請されているので—249条に従って、指令が国内措置に転換〔＝国内法化あるいは国内措置化〕されなければならない期日までに、使用者側と労働者側が必要な措置を協約によって導入し終えることを確保する。

4、本条に従って採用される規定は、

- 自らの社会保障制度の基本的原則を決定する加盟国の権利を侵害してはならない。
- 加盟国が本条約と両立する、より厳格な保護的措置を維持し、あるいは、導入することを妨げてはならない。

5、本条の規定は、賃金、団結権、ストライキを打つ権利〔＝ストライキ権〕、ロックアウトを〔労働者に対して〕強行する権利〔＝ロックアウト権〕には適用されない。

138条

1、委員会は、共同体レベルでの使用者側と労働者側の協議を促進する任務を負い、かつ、当事者双方へ均衡のとれた支持を確保することによって、両者間の対話を容易にする措置をとらなければならない。

2、この目的のために、委員会は、社会政策分野における提案を行う前に、共同体行為の考えられる方向について、使用者側および労働者側に諮問する。

3、そのような諮問の後、もし、委員会が共同体行為が望ましいと考える場合には、委員会は、想定される提案の内容について使用者側および労働者側に諮問する。使用者側および労働者側は、委員会に意見、あるいは、それが適当な場合には、勧告を提出する。

4、こうした〔前項の〕諮問に際して、使用者側および労働者側は、139条に規定された手続きを開始したいという自らの要望を、委員会に通告することができる。この手続きの期間は、当該使用者側と労働者側、および、委員会が一致してその延長を決定する場合を除き、9ヵ月を超えることはできない。

139条

1、使用者側と労働者側が望むならば、共同体レベルの両者間の対話は、協約を含む契約関係に進めることができる。

2、共同体レベルで締結された協約は、使用者側と労働者側、および、加盟国に特有の手続きと慣行に従って、あるいは、137条に含まれる事項については、署名当事者の共同要請を受け、委員会提案にもとづく理事会の決定によって、実施されなければならない。

当該協約が137条(2)に挙げられた領域のいずれかに関連する規定を1つ以上含んでいる場合—この場合は、理事会は全会一致で議決するが—を除き、理事会は、特定多数決により議決する。

140条

136条の目的を達成するために、かつ、本条約の他の規定に抵触することなく、委員会は、本章に規定されるすべての社会的政策の領域において、とりわけ次の諸事項において、加盟国間の協力を奨励し、かつ、加盟国間の行為の調整を奨励にする。

—雇用

—労働法および労働条件

—初級職業訓練および高等職業訓練

—社会保障

—労働災害および職業病の予防

—労働保健衛生

—団結権および労使間の団体交渉

この目的のため、委員会は、国内レベルで生じる問題および国際組織に関わる問題の双方について調査を行い、意見を伝達し、かつ協議を行うことによって、加盟国と密接な関係を保ちながら行為する。

委員会は、本条に規定される意見を伝達する前に、経済社会評議会に諮問する。

141条

〔本条中、とくに断らないかぎり、賃金の前語はpay〕

1、各加盟国は、同一労働あるいは同一価値労働に対する男女同一賃金の原則が適用されるように確保する。

2、本条の適用上、「賃金 (pay)」とは、使用者から労働

者に対し、雇用に関して現金または現物で、直接または間接に支払われる、通常の、基本賃金 (basic wage)・基本給与 (basic salary)、あるいは、最低賃金 (minimum wage)・最低給与 (minimum salary)、および、その他のすべての報酬 (considerations) を意味する。

性にもとづく差別のない、平等な賃金とは、以下のことを意味する。

- (a) 出来高払い賃金は、同一の計算単位にもとづいて算出されること。
- (b) 時間払い賃金は、同一の仕事 (job) について同一とすること。

3、理事会は、第251条に規定される手続きに従い、かつ、経済社会委員会に諮問した後、同一労働あるいは同一価値労働に対する男女同一賃金の原則をも含む、雇用および職業における男女機会均等原則ならびに均等待遇原則の適用を保障するための措置を採択するものとする。

4、労働生活における男女間の実際的な完全平等を確保することを目的として、均等待遇原則は、不均等な状態に置かれている性の成員が職業的成功 (occupational career) を追求し、あるいは、職業生活上の不利益を回避し、または、この不利益の補償を受けることを容易にするために、特別の利益を供与する措置を加盟国が維持し、あるいは、導入することを妨げない。

142条

加盟国は、有給休暇諸制度間の現行の等価値性を維持するように努力する。

143条

委員会は、共同体における人口統計的状况も含めて、136条の目的の達成の進捗について、毎年、報告書を作成する。委員会は、当該報告書を欧州議会、理事会、経済社会評議会に提出する。

欧州議会は、委員会に対して、社会的状況に関する特定の問題についての報告書を作成するように要請することができる。

144条

理事会は、加盟国間の、および、委員会との間の、社会的保護政策に関する協力を推進するために、欧州議会への諮問を経て、諮問機関の地位をもつ社会的保護委員会を設置する。同委員会の任務は次のとおりである。

- 加盟国および共同体における社会的状況と社会的保護政策の推移を監視する。
- 加盟国間の、および、委員会との間の、情報、経験、優れた慣行の交流を促進する。
- 207条に抵触することなしに、その権限の範囲内で、理事会あるいは委員会の要請に応じて、あるいは、自らのイニシアチヴで、報告を準備し、意見を定式化し、他の仕事を引き受ける。

自らの任務を遂行するために、同委員会は使用者側および労働者側との適切なコンタクトを確立する。

各加盟国および委員会は同委員会のメンバー2人を任命する。

145条

委員会は、共同体内部における社会的状況変化に関する章を、欧州議会に提出する年次報告の中で、別立てで、設けなければならない。

欧州議会は、社会情勢に関するあらゆる特定の問題についての報告書の作成を、委員会に要請することができる。

資料9 欧州統合の歩み——労働関係 (主な指令を含む) を中心とした略年表 (太字は「指令」を中心とした重要事項) (作成 宮前忠夫)

- 1946年9月19日 チャーチル英首相がヨーロッパ合衆国構想を提唱
- 1951年4月18日 ベルギー、ドイツ連邦共和国、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダの6カ国がE C S C設立条約(パリ条約)に調印。52年8月10日、業務に着手
- 1955年6月1-2日 E C S C外相会議が「メッシーナ宣言」を採択。欧州経済共同体 (E E C) および欧州原子力共同体 (E A E C = Euratom) の創設を決定 [メッシーナはイタリア南部にある都市]
- 1957年3月25日 E E C設立条約 (第1ローマ条約) およびE A E C設立条約 (第2ローマ条約) 調印。調印国はE C S C加盟6カ国
- 1958年1月1日 ローマ条約発効
- 1965年4月8日 欧州3共同体 (E C S C、E E C、Euratom) の理事会および執行機関を統合する条約 (ブリュッセル条約) が調印される
- 1967年7月1日 ブリュッセル条約発効により、単一閣僚理事会、単一委員会 (E C委員会) 発足。以後3共同体は欧州共同体 (E C) と総称される
- 1968年10月15日 労働者の域内自由移動の権利を原則的に認める「共同体内における労働者の移動の自由に関する理事会規則」(1612/68/EEC) が採択される
- 1970年1月1日 対外通商政策に関する権限が加盟国からE Cに移行
- 1972年4月24日 通貨の「トンネルの中のスネーク (蛇)」制度開始。加盟国通貨間の交換レートの変動幅を2.25%以内とする
- 1973年1月1日 デンマーク、アイルランド、イギリスが加盟し、E Cは9カ国に拡大
- 1973年2月 欧州労連 (E T U C) が結成される
- 1973年3月11-12日 アイルランド、イタリア、英国が通貨「スネーク」制度を離脱。蔵相会議、固定レートによる対ドル共同変動相場制を決定
- 1974年1月21日 雇用・社会問題担当相理事会が「共同体の社会行動計画」を採択。①雇用問題、②生活・労働条件の調和、③E C社会・経済政策の決定への労使の参加、という3分野がE Cの活動対象となる
- 1975年2月10日 「男女同一賃金原則の適用についての加盟国法制の近似化に関する指令」(75/117/EEC) が採択される
- 1975年2月17日 「集団解雇 (= 大量解雇) に関する加盟国の法制の近似化に関する指令」(75/129/EEC) が採択される (後に改定され、92/56/EEC、98/59/EEC)
- 1975年3月10-11日 初めての欧州理事会が開かれる
- 1977年2月14日 「企業譲渡の際の労働者の権利の保護に係る加盟国法制の近似化に関する指令」(77/187/EEC、いわゆる「既得権指令」) が採択される (後に改定され 98/50/EC、2001/23/EC)
- 1977年7月1日 加盟9カ国間の関税撤廃
- 1978年12月19日 「社会保障分野における男女均等待遇原則の実施の促進に関する指令」(79/7/EEC) が採択される
- 1979年3月13日 欧州通貨制度 (E M S) 発足
- 1979年6月7-10日 加盟9カ国で直接普通選挙による初めて

特集・拡大するEUの現状と課題

1980年10月20日	の欧州議会選挙実施 「使用者の支払い不能の際の労働者の権利の保護に係る加盟国の法制の近似化に関する指令」(80/98/EEC、いわゆる「賃金確保指令」)が採択される(後に改定され2002/74/EC)	1995年1月1日	にも拡張適用する指令97/74/ECに改定) オーストリア、フィンランド、スウェーデンがEUに加盟
1980年11月27日	「危険有害物質による汚染の危険からの労働者の保護に関する指令」(80/1107/EEC)が採択される	1995年3月26日	シェンゲン協定発効。ベネルクス3国、スペイン、ドイツ、フランス、ポルトガルの間で旅券審査廃止
1981年1月1日	ギリシャが加盟	1995年10月7日	「欧州の雇用戦略——進歩と展望」と題する通達を欧州委員会が採択
1984年9月26日	ECと中国、通商・経済協力協定に調印	1995年12月14日	欧州レベルの労使が育児休業に関する労働協約に調印
1986年1月1日	スペイン、ポルトガルが加盟、加盟国は12カ国に	1996年6月3日	「UNICE(欧州産業連盟)、CEEP(欧州公共企業センター)、ETUC(欧州労連)によって締結された育児休業に関する枠組み労働協約についての指令」(96/34/EC)が採択される(上記の、欧州レベル労使による育児休業労働協約を指令として採択)
1986年2月7日、28日	単一欧州議定書、加盟12カ国政府により調印	1996年12月13-14日	欧州理事会、欧州経済通貨同盟(EMU)のための安定成長協定に合意、ユーロ紙幣のデザインが一般公開される。EU首脳、国際犯罪撲滅に取り組む意思を公約
1986年7月24日	「職域社会保障制度における男女均等待遇原則の実施に関する指令」(86/378/EEC)が採択される	1997年6月6日	欧州レベルの労使がパートタイム労働に関する労働協約に調印
1986年12月11日	「農業を含む自営業に従事する男女の均等待遇原則の実施および妊娠中または出産後の自営業の女子の保護に関する指令」(86/613/EEC)	1997年12月7日	「パートタイム労働に係る欧州レベルの労働協約をEU法に転換する指令」(97/81/EC)が採択される(後に改定され98/23/EC)
1987年7月1日	単一欧州議定書発効	1997年12月15日	「男女同一賃金および均等待遇の分野における举证責任に関する指令」(97/80/EC)が採択される
1989年6月12日	「労働者の安全衛生の改善を促進する措置の導入に関する指令」(89/391/EEC)が採択される	1999年1月14日	欧州レベルの労使が有期雇用に関する労働協約に調印
1989年12月8-9日	欧州理事会が「欧州社会憲章」をイギリスを除く11カ国で採択	1999年6月28日	「UNICE(欧州産業連盟)、CEEP(欧州公共企業センター)、ETUC(欧州労連)によって締結された有期雇用労働に関する枠組み労働協約についての指令」(1999/70/EC)が採択される
1990年6月28日	「職場の発がん性物質暴露リスクからの労働者の保護に関する指令」(90/394/EEC)が採択される	1999年1月1日	欧州単一通貨、ユーロが誕生
1990年10月3日	ドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国の間のドイツ統一に関する条約発効	1999年5月1日	アムステルダム条約発効
1990年10月8日	イギリスがEMSに参加	2000年12月7日	欧州基本権憲章を欧州理事会が採択
1991年6月25日	「アスベストに曝される危険からの労働者の保護に関する指令」(91/382/EEC)が採択される	2001年1月1日	ギリシャ、12番目のユーロ参加国となる
1991年6月24日	蔵相理事会、VAT(付加価値税)とアルコール、たばこ、鉱油に対する物品税の調和で大きく前進。1993年よりVATの標準税率は15%以上となる	2001年7月18日	欧州委員会が「企業の社会的責任(CSR)に関する欧州の枠組みを促進する」と題したグリーン・ペーパー(CSR緑書)を発表
1991年10月4日	「雇用契約または雇用関係に適用される条件を労働者に情報提供する使用者の義務に関する指令」(91/553/EEC)が採択される	2001年10月8日	「労働者の関与に関して欧州会社法を補完する指令」(2001/86/EC)が採択される
1993年1月1日	単一市場始動	2002年1月1日	ユーロ紙幣・硬貨の流通開始
1993年11月1日	欧州連合条約(マーストリヒト条約)発効により、欧州連合(The European Union=EU)創設	2002年3月11日	「EUにおける労働者への情報提供および協議の一般的な枠組みを設定する指令」(2002/14/EC、いわゆる一般労使協議会指令)が採択される
1993年11月23日	「労働時間編成の一定の側面に関する指令」(93/104/EC、いわゆる「労働時間指令」)が採択される(後に改定・拡張適用され1999/63EC、2000/34EC、2000/79ECを経て、2003/88/EC)	2002年7月2日	欧州委員会が「企業の社会的責任に関する委員会通達——持続的發展への企業の貢献」を発表
1993年12月5日	「成長、競争力、雇用に関する白書」(COM(93)700)、いわゆる「ドロール白書」を欧州理事会が発表	2003年1月30日	「労働者の関与に関して欧州協同組合法を補完する指令」(2003/72/EC)が採択される
1994年6月22日	「職場における年少者の保護に関する指令」(94/33/EC)が採択される	2003年2月1日	ニース条約発効
1994年7月27日	欧州委員会が「欧州社会政策に関する白書」(COM(94)333)を発表	2003年6月13日	「欧州の将来に関するコンベンション」が欧州憲法(制定)条約草案を採択
1994年9月22日	「共同体規模の企業または企業グループにおける従業員に対する情報提供、協議のための欧州労使協議会または(それに代替する)手続きの設置に関する指令」(94/45/EC、いわゆる「欧州労使協議会指令」)が採択される(97年にイギリス	2004年5月1日	チェコ、エストニア、キプロス(ギリシャ系)、ラトヴィア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロヴェニア、スロヴァキアがEUに加盟

- 2004年10月29日 欧州憲法（制定）条約調印
2004年12月13日 「物（＝財貨）とサービスへのアクセス
および（物とサービスの）供給における
男女平等待遇原則の実施に関する指令」
（2004/113/EC）が採択される
2005年2月8日 欧州委員会が、国境を越えて運行する列
車運転しに関する労働時間指令案（欧州
レベルの鉄道サービス部門労使が締結し
た労働協約を指令に転換する内容）を発
表
2005年3月8日 「雇用・社会的問題・機会均等総局」担
当のシェビドゥラ欧州委員が欧州男女平
等问题研究所の設立を提案
2005年4月8日 欧州委員会がリストラと雇用に関する通
達を発表
2005年5月11日 欧州議会が、欧州委員会が2004年9月22
日提出し、制定手続中の労働時間指令改
定案のうち、時間外労働を含む就労同時
時間の上限48時間の選択的除外（オプタ
ウト）を容認する各項を撤廃する修正案
を可決（この項は2005年5月22日現在で
記載）

〔①資料データ類は、とくに断らない限り、2005年3月現在、②訳出は英文テキストを使い、資料を含め、すべて宮前による、③「EUの機構と機関」に関しては駐日欧州委員会代表部による解説と資料を参考にし、資料の一部を引用させていただいた〕

（みやまえ ただお・会員・欧日問題研究者）

21世紀の世界を動かすAALAの清新な息吹をつかむ

アジア・アフリカ・ラテンアメリカ

いまこの世界を どう見るか

不破哲三著

アジア・アフリカ・ラテンアメリカ——その過去・現在・未来に焦点を当てて、躍動する今日の世界を多角的に語り、自主・平和の外交が持つべき国際的視野を明らかにする。大きな反響を呼んだ日本AALA創立記念講演（4月）は、本書で初めて発表するもの。他に、アジア政党国際会議の報告、第二次大戦終結60周年をめぐる世界論など。

〈A5判〉定価1155円（税込）送料210円

アジア・アフリカ・ラテンアメリカ
いまこの世界を
どう見るか
不破哲三



〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 電話03(3423)8402〔営業〕郵便振替00130-0-13681

新日本出版社

フランスから見たEU憲法

福間 健三

【目次】

- I EU統合過渡期の憲法
- II 憲法条約の中味が抱える諸問題
- III 結び

I EU統合過渡期の憲法

昨年10月29日、ローマのEU首脳会議でEU憲法条約が調印され、2年以内に加盟各国の国内批准手続きがとられます。仏は、国内の批准手続きとして国民投票を選択し、シラク大統領は、それを今年5月29日に設定しました。将来、EUの最高法規となっていく可能性を秘めた条約です。

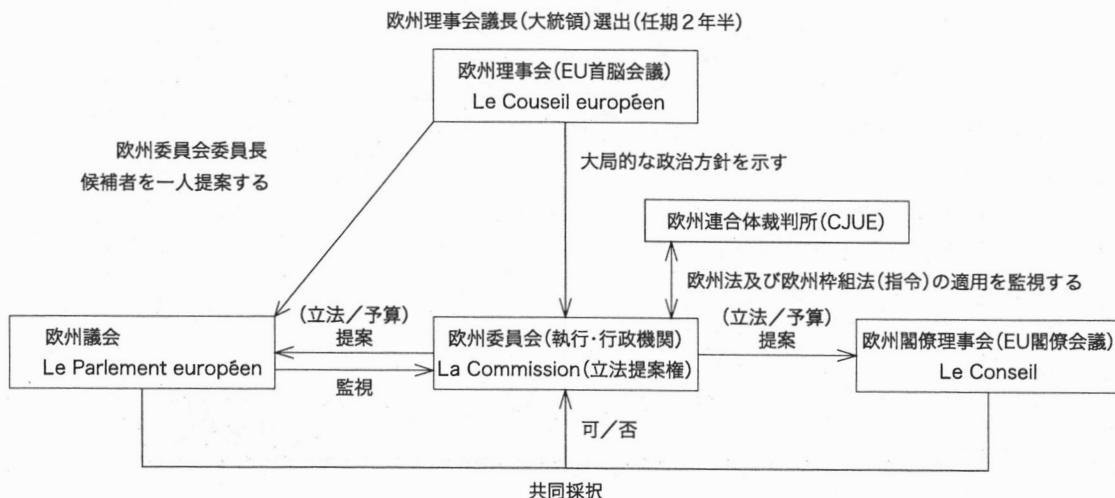
構成は、前文、(I部):連合体の政治的決意・綱領的文書、所謂Politics文書、(II部):基本権憲章(市民的自由権、経済・社会権、さらに環

境権などを含む)、(III部):ローマ条約からニース条約に至る連合体諸条約の集大成、所謂Policy(政策的)文書、(IV部):改正手続きなどを定めた一般諸規定となっています。

各国の政治的合意に基づく条約ですから、それが全加盟国によって批准されたとしても、それで、いきなり各国の主権が放棄されるわけではありません。しかし、法的には条約であっても、政治的(各国の権力を統合に向けて組織化する)には、EU憲法としての拘束力を持ち、各国憲法及び法律に対して、それとの整合性を要求する事になります。EU統合過渡期の憲法と言えるでしょう。

その過渡期性を如実に示しているのが、その条約によるEU統治機構です。先ず、その見取り図を紹介しておきます。

EU統治機構図



見取り図概説

(1) EU議会 (732名/任期5年) :

Le Parlement européen

EU (欧州) 議会に法案提出権はなく、委員会で練られた法案が議会と閣僚理事会に提出され、両者の共同採択に委ねられる。予算の決定に関しては、議会で採択された予算案が、閣僚理事会で承認されなければならない。EU 議会はEU 諸国民による普通選挙で選出され、5年間で任期とする732名の議員で構成されているが、独自の立法権はない。またEU 理事会から提案されたEU委員長候補者について、議会は、それを信任/不信任する権限があっても、EU委員長を選任する権限はない。

(2) 閣僚理事会 (25名) = 欧州閣僚会議 :

Le Conseil

閣僚理事会は、加盟25ヵ国政府代表としての責務を負う。欧州枠組み法 (指令) 等については、議会との共同採択となっているが、予算の最終決定権は、議会より閣僚理事会の方に重みがある。閣僚理事会には、さらに圏内加盟国の政治・経済・司法・警察の調整を図る圏内一般問題を対象とする圏内内部会と、外交政策や共同安全保障政策 (PESC) を決定し、国際協定を認否する権限を与えられた外交会合の二つが設置される。

(3) 理事会 (25名) + EU委員長 + EU外相 :

Le Conseil européen / = 欧州首脳会議

EUの大局的な政治方針を決定し、EU委員会委員長をEU議会に指名 (提案) する。2年半を任期とする理事会議長を選出し、立法作業には関与しない。

(4) EU委員会 (委員長、外相を含め25名/任期5年) : (執行・行政機関/立法提案権)

La commission

EU法、枠組み法 (指令) 案を練り、議会と閣僚理事会に提案、EU法の適用状況を監視、予算の執行、EU政策の調整・管理などが主要な任務で、国際的にEUを代表する機関となり、EU機構の中核に位置する。

(5) 連合体 (EU) 司法裁判所 :

Cour de justice de l'Union européenne (CJUE)

現在EU諸条約に沿って、同裁判所は、EU枠組み法 (指令)、EU法と加盟各国国内法との整合性を求めながら、様々なケースで、必要な見解、判例を示しているが、憲法条約批准後も、同憲法、EU枠組み法 (指令)、EU法と加盟各国憲法、国内法の整合性をEU委員会と共に監視し、違約国に対して制裁措置をとる権限を持つ。

その他、EU会計検査院、欧州 (EU) 中央銀行、委員会諮問機関としてEU経済社会委員会、及びEU地域圏委員会などがある。さらにEU機関ではないが、1949年に欧州の民主主義と人権を擁護する目的で設立された欧州評議会 (40ヶ国) と欧州人権裁判所 (欧州人権規約) がある。

この見取り図から見えてくる特徴は、諸国民 (25ヵ国) の委託を受けた連合体 (EU) 権力と加盟各国主権の並存です。

II 憲法条約の中味が抱える諸問題

憲法条約の中味が公表されて以来、仏では、いち早く共産党が、それを国民的議論のテーブルに乗せ、全国各地で、EU憲法の是非をめぐる討論集会を組織してきました。もちろん共産党だけではなく。欧州諸国民の未来を決定する重要なテキストですから、社会党、労働組合、幾つかの市民団体もそうした取り組みを強化してきました。それに関する多くの文献やパ

特集・拡大するEUの現状と課題

ンフレットも出回り、仏での憲法条約議論も、国民投票を2ヵ月後に控えて、かなり成熟してきたように見受けられます。ここでは、重要な問題での議論全体をカバーする事は出来ませんが、問題を3点に絞り、まとめておきたいと思います。

- (1) ニース(2000年)で採択された“欧州基本権憲章”が“憲法第2部”に全文盛り込まれた事をどう評価するか
- (2) 市場万能主義に一定の制約を課したという議論をどう評価するか
- (3) 公共サービスの充実に正当な根拠を与えるものという議論をどう評価するか

(1) 形式上の前進(実態的前進なし)

憲法は、四部構成で、その第2部が基本権憲章に充てられています。基本権憲章というのは、2000年のニースEU首脳会議で採択された宣言で、ニース条約の中には取り込まれず、法的な拘束力のあるものではありませんでした。市民的・政治的自由権に関しては、欧州人権規約や国際人権規約、EU諸国の憲法、CJUEの判例等を反映し、それと全く同一レベルの人権として、経済的・社会的権利を同一文書の中にまとめたものです。

(i) 欧州での評価

当時、欧州労連(CES)は、条約の中には取り込めなかったものの、この宣言を積極的に評価し、当時のCES書記長エミリオ・ガバリオは、「憲章を一つの出発点として、闘いの継続」を呼びかけながら、「この憲章は、我々にとって法的拘束力を持つべき性質の文書でなければならない。したがって条約の中に取り入れられなければならない。同憲章が単なる宣言に止まらず、それを条約の中に取り込む原則に立った明確な決定と日程表で、さらに先へ進むよう、ニースに結集したEU各国首脳に厳粛に要求する。同憲章の未来は、EU建設の大黒柱を約束するも

のである」事を訴えていま(L'Humanite, 06, Dec, 2000)。

こうした流れからすれば、今度の憲法条約第2部に基本権憲章が取り入れられた事で、いち早く、欧州労連がこの条約に賛意を表明したのも、頷けない事ではありません。

しかし、第2部の前文と第七章(憲章の解釈と適用に関する一般規定)には、新たに挿入されたテキストが付け加えられています。前文では、ここでも“資本、商品、サービス、人の移動、及び定住の自由”が再確認され、第七章では、憲法に取り入れられた憲章ですから、理屈としては、重大な法的価値を帯びるにもかかわらず、その重みは、極度に限定されています。“この憲章は、連合体(EU)に如何なる新しい義務も権限も生み出さない”(II-111)。

憲章に認める法の適用は、多くの場合“国内行政と法”に委ねられ、“憲章諸規定の要請(invocation)は、EUとその加盟国の諸機関によって執られた法的・行政的措置の適法性についての解釈と監督に限って許容され”(II-112)、事実上、憲法の中で、形式だけを備えた村八分の別扱いとなっているように見えます。

憲法条約を採択する欧州首脳会議(欧州理事会)を目前に控えた昨年(2004年)の6月10日、ジョン・モンクス(CES現書記長)は、憲法条約に取り入れられた基本権憲章が英国の横やりで極度に制限された内容になっている点を見抜き、「憲章の憲法的地位に関して、勤労者の諸権利に具体的なインパクトを与える措置というよりも単なる宣言に制限され、その地位が侵食されている事に特別な憂慮」を表明し、同6月17日の記者会見では、「基本権憲章をストライキ扇動者憲章として敵視し、あらゆる局面で、その骨抜きを図り、それでなくても既に非効率的で、誰一人望まないような法外で虚構の憲章に仕立てた」ブレア政権を酷評しました。同6月20日のEU政府首脳による(ブレア政権が望んだ形での)憲法条約採択後、同条約に対するCESの

姿勢に大きな変化が生まれた事は言う迄もありません。憲章に名実ともに憲法的地位を与える社会的力関係の構築と、それに向けた欧州規模の闘いの継続です。

(ii) 仏での評価

基本権憲章が憲法に取り込まれたにしても、憲法に示された経済的・社会的権利から見れば、多くの欠陥を含んでいる事が仏の何人もの専門家から指摘されています。

仏では、基本的人権の歴史が、大きく二つの世代に分けて考えられています。第一世代の人権は、1789年の仏市民革命と共に生まれた人権宣言で、個人の市民的・政治的自由権を宣言したものです。第二世代の人権は、二つの大戦をくぐりぬけた後、1946年に公布された憲法前文で、国民の社会的・経済的権利を宣言したものです。両方とも現行憲法に、その憲法的価値が与えられています。この第二世代の人権概念が強いところに、個人の市民権・自由権を徹底して主張するアングロ・サクソン（英米）と違った仏の特色があります。

第二世代の人権概念が、仏では“国民債権者”“国家債務者”という概念で説明されていますが、要は、国家は国民に対して借りがあり、それを清算していくのが国家の義務であり、責任であるという考えです。その点について、ツールーズ第1大学法学部のセルジュ・ルグール教授は、「1946年憲法の前文に、“労働権”(le droit au travail)が宣言されているが、高失業率は、我が国でその権利が尊重されていない事を示す。しかし、国家が、失業保険制度や雇用斡旋制度(ANPE)で、失業者を保護するのに必要なメカニズムを機能させている限りにおいては、間接的に、国民の“労働権”を尊重している事になる。

もし、社会がこの権利を全てに尊重(満足)させることが出来なければ、国家には、必要な代償措置を執る義務が生じる」(L'Humanite, 25, oct, 2004)事を指摘しています。

憲法条約第2部(基本権憲章)のII(自由)―75に、“職業の自由と労働する権利”の項目がありますが、“労働権”(Le droit au travail)と“労働する権利”(le droit de travailler)では、意味が全く違ってきます。

それに関連して、同教授は、「ここでは、“労働権”が“労働する権利”と“職を探す自由”に置き換えられている。これは、我々が考え得る中で、最も自由主義的なもので、基本権の決定的な後退である。“自由”と“債権論”の概念から逸脱し、純然たる自由放任への道である。職が欲しければ、各自が勝手に個人の責任で、そうしろという事を意味し…」(L'Humanite, 25, oct, 2004)、リベラリズムの究極点である弱肉強食の掟に道を開く事を強く警告しています。

欧州には、欧州評議会と欧州人権規約があり、欧州人権裁判所も設置されています。欧州人権規約では、同規約がカバーする諸国民の個人通報制度も認められ、人権に関する射程は基本権憲章より遥かに広く緻密であるというのが、識者の圧倒的な認識です。その点でも、基本権憲章のEU憲法への取り込みが、必ずしもEUにとって前進を意味する事にはなりません。

(2) 市場万能主義に一定の制約を課したか？

2002年のEU通貨統合(ユーロ導入)で、EUは、一応連合体としての経済的統合基盤を達成しましたが、1997年のアムステルダム条約、2000年のニース条約を契機に、政治的・社会的統合へのステップが焦眉的となってきました。ニースで基本権憲章が、宣言として採択され、2004年には、憲法条約の調印で、憲章を条約に取り込み、政治的・社会的統合へ大きな一歩を踏み出しました。

そうした中で、憲法条約賛成派は、憲法第1部のI(連合体の定義と目的)―3―3と4を楯に、“社会的”市場経済、公正な貿易、完全雇用などへの言及をニース条約からの前進と評価

特集・拡大するEUの現状と課題

していますが、同憲法は、それと同時に直前のⅠ－2項で、“競争が歪められない自由な圏内市場”という具合に、一定のクギをさしています。問題は、条文の美辞麗句ではなく、欧州の勤労者・諸国民が、欧州経済共同体（EEC）発足（ローマ条約／1957年）以来、あるいは連合体（EU）発足（マストリヒト条約／1992年）後、その統合過程で何を経験して来たかです。

ここに幾つかの資料があります：「スウェーデンでは、過去6年間（1999－2004）で約半分の郵便局が廃止され、職員の1/3が雇用を奪われた」；「2004年だけで仏テレコム職員の14500人の雇用が奪われた」（L'Humanite, 18, Dec, 2004）。「1990年－2000年の間に、欧州のエネルギー部門（電力・ガス・石炭・石油）では、エネルギー市場の規制緩和によって21万人の雇用が削減され、市場自由化の論理が、現状どおり追求されれば、2001年－2010年の間に、さらに25万人の雇用が奪われる」；「仏の電力・ガス公社だけに限っても、2000年－2003年の3年間で、8000人の雇用が奪われた」（第2回FNME－CGT大会報告／Oct, 2003）。そして、EUエネルギー市場自由化指令に基づいて、仏電力・ガス公社の株式が2004年には部分的に公開され、2007年度のエネルギー市場完全自由化に向かって、突き進んでいます。また「開発途上国83ヶ国（人口15億人）で一人当たりの国民所得が、10年前の一人当たりの国民所得以下となった（1日1ドル以下）」（アムネスティー・インターナショナル／2000）；「開発途上国に対する先進国の公的開発援助額は減りつづけ、今日途上国の債務額とほぼ同額で、開発に結び付かない」（国際エネルギー・鉱山労連／juin, 1999）。

以上の例は、氷山の一角に過ぎません。欧州で具体的に展開しているのは、“社会的”市場経済ではなく、“自由化”市場経済で、“社会的”というのは飾り物に過ぎないというのが、多くの勤労者と労働組合活動家の意見となっています。また、憲法条約第1部Ⅰ－3－4では“連

合体は、…自由で公正な貿易に貢献する”となっていますが、債権国と債務国の関係で、自由貿易が“公正”に行われると思う者がいるのでしょうか。1957年のローマ条約以来、欧州は、もともとそんな言葉で飾られた条約を結んできましたが、事実の展開は“市場と自由競争”に政策的な規制を課すものではなく、逆に“市場と自由競争の原理”が、連合体の政策を輪郭付けてきたものと考えられます。

（3）“公共サービス”の充実に正当な根拠を与えるものとなっているか？

<公共サービス／Service public>は、仏人の日常生活に良くなじんだ言葉となっていますが、その背景には、戦後、仏人がそれに取り囲まれて生活してきたからでしょう。健康、医療、老齢、失業、家族、交通、水、エネルギー、通信など生活に死活的な係わりをもつ分野で、公共サービスが極めて重要な役割を担ってきました。

しかし、今度の憲法条約案では、公共サービスという言葉が、Ⅲ－238に一度だけ例外的に顔を出すだけで、その代わりに登場してくるのが<経済的公益サービス／Service d'interet economique general (SIEG)>という言葉です。異なった言葉の選択の背後には、欧州の未来について異なった構想がある事をうかがわせます（社会的欧州に対する自由主義的欧州）。

憲法条約を積極的に支持する仏社会党幹部の一人ストロス・カーン氏は、意図してか、本人の混乱なのか、二つの言葉を全く同一視し、「憲法条約は、ついに公共サービスをその正当な意義（価値）において認知した」（OUI ; Lettre ouverte aux enfants d'Europe : page74 / Dominique Strauss-Kahn）とまで言い切り、Ⅲ－122の条文にある経済的公益サービスを<公益サービス／SIG＝公共サービス>（同上page73）に置き換える芸当までやっています。彼の頭には、公共サービス＝公益サービ

ス (SIG) = 経済的公益サービス (SIEG) という図式が予めあるものとは考えられません。そこで、先ず二つの言葉 (二つの概念) を整理する為にも、専門家の声を聞いておきましょう。

「“経済的” 公益は、“一般的” 公益ではない。そこで問題となるサービスの存在理由は、もはや国民の“必要性” に応えるためのものではなく、“経済的利益” に応えなければならないものとして、競争力と収益力に拘束される。EU 言語から“公共サービス” という言葉が拒否されているのは、“公共サービス” の概念が、国民の“必要性” に応える事を最優先し、そうしたサービスは、公共の力そのもので報われるという内容を含んでいるからだ。しかし、それは欧州の選択した道ではなかった。“公共サービス” を競争に従属させるという考えは、既に1957年のローマ条約で表明されていた」(Services public: M, Dauba et M, Rizzi/Ed, Le Temps des cerises 2004)。

基本的なサービスと公共財産に全ての国民が“平等” にアクセス出来る権利は、仏だけに限るものではなく、普遍的に理解されている“公共サービス” の本質です。

憲法条約の中で、経済的公益サービス (SIEG) が始めて登場するのは、基本権憲章の II-96 (経済的公益サービスへのアクセス) で、“連合体は、その社会的・地域的紐帯を推進する為、同憲法に基づいて加盟各国の立法と行政に規定された SIEG へのアクセスを認知し、尊重する” となっていますが、ここには、“平等” という言葉も、公共財産 (エネルギーや水 etc) といった言葉も登場しません。SIEG へのアクセス権を“加盟各国の立法と行政” に委ね、“同憲法に基づいて” という条件を付け、再び憲法に注意を喚起していますが、III-122 (ストロス・カーン氏が SIEG を公共サービスと同一視して論じた条項) では、SEIG が尊重しなければならない条件を厳格に規定し、SIEG に対する国家の役割を制限した I-5、公共企業体、及び SEIG が自由競争の

原理に服する事を明確に規定した III-166、SIEG に対する公的援助を厳しく制限した III-167、容認出来る公的援助を規定した III-238 を具体的に挙げています。

SIEG に関する諸条項は、これまでの EU 諸条約の中に、既に組み込まれていたもので、それらに基づく EU 指令で、水、テレコム、郵便、エネルギー、鉄道 (公共交通) の解体・民営化が進められてきました。“公共サービス” を自由競争に委ね、収益力を競う原理に委ねると、直接打撃を受けるのは、社会的な弱者 (老人、子供、貧困者) であり、地理的には、中心から外れた地方の小都市や村の衰退と荒廃です。“持続的開発” “均衡のとれた (欧州) 国土開発” を唱えるのであれば、SIEG ではなく、民主的な公共サービスが必須の条件である事を、この間、様々な EU 自由化指令で打撃を受けた欧州の労働者や農民が一番良く知っています。

自由主義に貫かれた“経済的公益サービス” ではなく、“公共サービス” を真に充実・発展させる道について、先程の専門家は、「この憲法案は、EU 圏を世界経済戦争に対応できる経済圏に再編する意図に応えるものだ。これへの対案は、過去に逆戻りする事ではない：国民の“必要性” は変化し、研究開発費用は、過去とは比べ物にならない…。これらは、戦後、仏解放時点で構想された“公共サービス” の概念とは違った公共サービスを要請するものだ。もちろん、公共サービスは守るに値するものである。欧州レベルで、各国の公共企業体と公共サービスのモデルを今一度、テーブルに乗せ、それぞれの経験を再検討してみる事が緊要だ：新しい欧州公共サービス・モデル構築の方向として、(i) 近代的な質を備えた公共サービスに全ての市民がアクセス出来る権利、(ii) 欧州レベルで、単なる商品として競争原理に左右される事のない公共部門の認知、(iii) 職員、需要家、地方議員の経営に関与する権利の認知、(iv) そして、過去 20 年間の自由化政策を欧州レベルで総括し、

特集・拡大するEUの現状と課題

株式の公開・民営化を当面凍結する事が取り敢えず必要である」(同上)事を強調しています。

Ⅲ 結び

仏の憲法条約支持派は、5月29日の国民投票で、仏が条約の批准を拒否した場合、“「仏は欧州の孤児になる」(ロカール仏社会党欧州議員)；「欧州のマヒと仏の孤立」(サルコジUMP党首)；「政治的異変」(ドロール元欧州委員長)”(フィガロ紙, 21 mars, 2005)などと国民の危機感と警戒感を煽っていますが、この間、国民的な議論が成熟する中で、過半数の仏国民は、批准拒否でも“「欧州に重大な支障をもたらさない」；「仏の立場を弱めるものではない」”と答えています(3月4日のIPSOS世論調査)。

また、最近相次いで二つの世論調査が発表されました。一つは、CSA(世論調査会社)とル・パリジャン紙(仏日刊紙)によるもの、もう一つは、IPSOS(別の世論調査会社)とル・フィガロ紙によるもので、前者は3月16、17日付の調査、後者は3月18日、19日付け調査です。それぞれ18日と21日の朝刊に、その調査結果が掲載されています。昨年のEU憲法条約調印後、初めて同条約批准反対派が賛成派を上回る調査結果がでました。CSAの調査では、投票に行くと答えた人の中で反対派が51%、賛成派が49%、棄権あるいは未決定が53%となっています。またIPSOSの調査でも、反対派が52%、賛成派が48%という結果がでました。

これは、偶然の結果ではありません。国民がEU憲法議論に一層大きく参加しつつある事を物語っています。EU25カ国のうち4/5(20カ国)がこの憲法条約を批准すれば、理屈としては、同条約発効となりますが、EU創設・牽引

の機関車である仏国民の批准拒否には、特別な重みがあり、今後のEU各国(未批准の国々)国民の決断に重大な影響を及ぼすことは確実です。仏の批准拒否(あるいは、EU5カ国以上の批准拒否)という事態になったとしても、それで「欧州がマヒする」という事にはなりません。少なくとも2006年11月までは、ニース条約が効力を持ち、場合によっては(条約内容の修正)、2009年まで延長も可能です。従って、批准が拒否されても、欧州に法的な空白が生まれる事はありません。批准拒否の場合には、欧州理事会が、憲法制定会議(Convention)を再び召集するか、あるいは政府間協議会で憲法条約の修正が検討されることになるでしょう。現憲法条約の批准に反対する事と欧州の統合に反対する事は、全く別問題です。仏の圧倒的多数の勤労者が、欧州の統合を求めています、何でもいから統合すれば良いというものではありません。どのような欧州を目指すのか(社会的欧州なのか? 自由主義的欧州なのか?)。その出発点(憲法条約)を何処に設定するかを巡って、憲法条約に関する議論が発展しているのです。

補足：この小論は、EU憲法条約批准を巡る仏の国民投票日(5月29日)2ヵ月以上前に書いたものです。その後、憲法条約議論は、さらに広範で緻密な国民的議論に発展しているだけでなく、仏における条約可否を巡る議論が、EU各国の世論に重大なインパクトを与え、主要各国の民主的議論に特別な刺激を与えています。(2005年5月20日補記)

(ふくま けんどう・会員)

アメリカ「単独主義」とヨーロッパの将来

平河 寛

アメリカとヨーロッパは今、異なる二つの道を進んでいる。「単独主義」(アメリカ)と「多国間主義」(ヨーロッパ)の道である。しかし、アメリカの「単独主義」も、軍事と経済とは状況が全く異なる。たしかに軍事的にはアメリカは世界唯一の「超大国」であり、アメリカ以外の国々が東になってかかってもまったく相手にならないほどの軍事力を保持している。

ところが軍事とは対照的に、アメリカの世界経済に占める地位は、確実に、低下している。アメリカは世界の資本に依存しており、経済面ではアメリカの「単独主義」は成り立ち得ない。「一極集中」とはいっても、この点で今日のアメリカは第二次世界大戦後のアメリカと本質的に異なる。アメリカが経済面で対外依存を強めながら、軍事面で一極集中を維持するのは不可能である。

「消滅するドル」

昨年暮れ、イギリスの経済誌『エコノミスト』は「消滅するドル」と題する特集記事を掲載し、市場関係者の注目を集めた。同誌は、アメリカが現在の放蕩を止めなければ、今後数年間にドルは大幅な下落を避けられず、国際通貨としての地位を喪失するだろう、と予言した。「過去2000年の間に世界の主要通貨は何度も代わった。古くはローマ帝国のデナリウス、ビザンチン帝国のソリダス、近くはオランダ・ギルダー、イギリス・ポンド……。もしアメリカが放蕩をやめなければ、ドルもこれらの通貨と同様の運命

をたどるだろう」(同誌)。

1970年代半ば、ドルは世界の準備通貨の実に80%を占めていた。今日ではこの比率は65%程度まで低下している。

基軸通貨であるためには、いくつかの条件を満たさなければならない。たとえば、経済の規模、金融市場の厚み、流動性の規模、物価の安定、通貨(政策)に対する信頼などである。今日のアメリカはこれらの条件を十分満たしているであろうか。GDP成長率ではアメリカがユーロ地域を上回っているが、ドルベースでみた経済規模では、ユーロ地域がアメリカに肉薄している。貿易ではユーロ地域は今ではアメリカを上回る世界最大の輸出地域に成長している。ヨーロッパの金融市場も厚みと流動性の両面でアメリカ市場に見劣りしなくなっている。

ユーロ地域とアメリカの違い

ユーロ地域とアメリカの最大の違いは対外バランスにある。アメリカが世界最大の純債務国であるのに対し、ユーロ地域は純資産を保有している。歴史上、世界最大の債務国が基軸通貨国であり続けたことはなかった。なぜなら債務国は、債務を減らすために通貨切り下げの誘惑に駆られるからである。常に切り下げのリスクがつきまとうような通貨が、基軸通貨にふさわしくないのは当然である。

したがって、問題の核心はアメリカの債務にある。アメリカの対外純債務は、経常赤字の急拡大に伴って、昨年末に3兆ドル(約315兆円)

特集・拡大するEUの現状と課題

を突破したとみられている。アメリカとは対照的に日本は対外資産が対外債務を大幅に上回っており、この差額が対外純資産となっている。日本の対外純資産は03年末現在、172.8兆円で、2001年のピーク（179.3兆円）から2年連続の小幅減少となった（02年末比2.5兆円減）ものの、引き続き高水準を維持している。ヨーロッパではイギリス（03年末▲4.9兆円）、イタリア（同▲9.2兆円）は純債務国だが、スイス（02年末51.8兆円）、ドイツ（同27.6兆円）、フランス（同22.9兆円）は純資産国である

アメリカの経常赤字、3年連続の記録更新

アメリカの対外累積債務の原因はアメリカの慢性的な経常赤字にある。アメリカの経常赤字は月間平均500億ドル前後の史上最高水準で推移している。米商務省の発表によると、アメリカの経常赤字（季節調整済み）は04年第3四半期の1,658億6,000万ドル（改定値）から第4四半期には1,879億ドルに膨らみ、過去最高を更新した。この結果、04年全体の経常赤字は6,659億ドルとなり、前年の5,307億ドルから一気に25.5%も増大した。

アメリカの年間の赤字額が6,000億ドルを超えたのは史上初めてのことであり、記録更新は3年連続である。しかもドル安傾向にも拘わらず、貿易赤字が前年比24.4%も急増している。原油高と、景気拡大で内需が活発だったのに加え、ドル安で輸入額が膨らんだのが理由だが、実はここにドル安になってもアメリカの赤字が減らないというアメリカの貿易構造の問題がある。

それはアメリカの輸入が輸出よりも50%も大きいということである。だから輸出の伸び率と輸入の伸び率が同じなら、貿易赤字は拡大してしまう。貿易収支が均衡するには、アメリカの輸出が輸入を50%上回るペースで伸びなければならない。貿易赤字を削減するにはそれ以上に大幅な輸出の伸びが必要になる。

OECDは、アメリカの経常赤字は2006年には8,250億ドル、GDP比6.4%に達すると予想している。これは以前、「双子の赤字」が大問題になった80年代の2倍の水準である。さらに2010年には現在の2倍の12%に達するという見方もある。ただし、これはドルの調整がなかった場合である。現実にはその前に大幅なドルの調整が避けられないと考えるのが自然である。

アメリカの経常赤字は、アメリカのもうひとつの赤字、つまり財政赤字の反映でもある。アメリカ政府内では財政赤字は経常赤字の原因ではないとの主張がよくなされるが、実際にはアメリカへの資本流入はアメリカの生産的分野への投資ではなく、個人消費ブームと慢性的な政府赤字の穴埋めに使われていることを考えると、アメリカの経常赤字は財政赤字に原因があるといえる。

財政赤字は、イラクにおける米軍駐留経費等800億ドル（約8兆3,000億円）の追加支出を加えると、05会計年度（04年10月～05年9月）に過去最大の4,270億ドルに拡大する見通しだ（04年度は過去最大の4,125億ドル）。

06年度のアメリカの国防予算は前年度比4.8%増の4,193億ドル（約43兆6,000億円）で、05会計年度予算の伸び率4%を上回る。しかもイラク・アフガニスタン経費は後から補正予算として提出する方針で、イラク情勢によっては戦費はさらに膨れ上がり、政府財政を一段と圧迫することになる。アメリカのアフガニスタン及びイラクでの戦費は、今年度のイラク駐留経費の追加で01年の同時テロ以後、対テロ関連支出を含め総額で3,000億ドルを突破する。これは現在のドル価値に換算して約6,000億ドルといわれるベトナム戦争の戦費のほぼ半分に匹敵する。

一方、アメリカ議会予算局（CBO）は、05会計年度の財政赤字を3,940億ドルと、ブッシュ政権の予想よりも若干小さくみているが、それでも昨年9月時点のCBOの予想3,480億ドルを大幅に上回っている。04年度の赤字額より小さい

のは、景気拡大で税収増が期待できるとみているためである。06年度の赤字額については、イラク・アフガニスタンでの戦費を05年度と同額と仮定し、3,700億ドル前後まで縮小すると予想しているが、依然として高水準であることに変わりはない。CBOは今後10年間の財政赤字が総額2兆5,810ドルに達するとみており、「財政健全化を急がなければドル急落のリスクが高まる」と警告している。しかし、ブッシュ政権は軍事優先姿勢を貫く一方で、金持ち優遇と批判される減税の恒久化を打ち出している。それに公的年金改革や高齢者医療保険の支出増加などが重なって、「5年間で財政赤字を半減する」という公約は早くも空文化している。

進む中央銀行のドル離れ

アメリカの経常赤字は巨大であるが、それをファイナンスする資金が海外から還流する限り、深刻な問題にはならない、と言われてきた。しかし、海外の投資家・政府が、これ以上ドルを保有することを拒否すれば、資金はアメリカから逃避し（いわゆる「キャピタル・フライト」）、その結果、ドルは暴落し、アメリカはもちろん世界経済は大混乱に陥る。昨年秋の大統領選挙後、金融市場でドルを売る動きが強まったが、これはブッシュ政権下のアメリカとドルに対する信認が揺らぎ始めたことを示唆しているとも考えられる。

昨年12月にはロシアとインドネシアの中央銀行の関係者が外貨準備のドルの比率を引き下げることが検討していると語った。今年2月には韓国の中央銀行が外貨準備通貨の「多様化」方針を明らかにしている。さらに、3月中旬、アメリカの通信社ブルムバーグはアメリカの証券会社（リーマン・ブラザーズ）の顧客向けレポートを引用して次のように報道した。

「中国の中央銀行は同国の外貨準備に占めるドルの比率を下げ、ユーロの保有比率を高めてい

る」

報道によれば、昨年の同国の外貨準備に占めるドルの比率は前年の82%から76%に低下し、残りはユーロが占めているという。中国は事実上の対ドル固定為替レートを維持するために中央銀行が積極的な為替市場介入を実施した結果、2月末の外貨準備高は史上最高の6,100億ドルに膨張した。中国政府は外貨準備の通貨別内訳は明らかにしていないが、保有通貨の「多様化」に動き始めたのは確実とみられている。

イギリスのロイヤル・スコットランド銀行は1月、世界の中央銀行が外貨準備としてユーロの保有比率を引き上げているとの調査レポートを発表した。それによると、調査対象となった56カ国の中央銀行のおよそ70%がユーロの保有比率を高めていると回答している。この調査は昨年9月から12月にかけて実施された。

これらのデータは、国家レベルで、しかもかなり広範囲にドルからユーロへのシフトが起きていることを示している。昨年4月に公表されたIMFのデータによれば、03年末現在の世界の中央銀行の外貨準備に占めるドルの比率は63.8%で、2年前の66.9%から約3ポイント低下している。

こうしたなかで、2月初めロンドンで開かれた先進7カ国財務相・中央銀行総裁会議（G7）は、アメリカにドル安の背景となっている財政・経常収支の「双子の赤字」削減を促す一方、事実上の対ドル固定相場となっている中国人民元の「さらなる柔軟性が望ましい」と、改めて人民元の切り上げを求めた。

アメリカは責任転嫁

ドルに対する世界の圧力が高まると、ブッシュ政権は、アメリカの経常赤字の原因はアメリカの国内問題よりも、むしろ「外部要因」にあるという見方を強調し始めた。たとえばスノー財務長官は「貿易相手国の低成長」が、輸出の伸

特集・拡大するEUの現状と課題

び悩みによる赤字増の原因、と述べている。テラー財務次官も、「多くのエコノミストが日本の潜在成長力は1～1.5%以上だと話している」と語り、日本の低成長に不満を表明した。しかし、上述したように、アメリカの貿易構造は輸入が輸出を大幅に上回っているため、この構造が変わらない限り、海外の経済成長が多少加速してもアメリカの貿易収支の改善には限定的な効果しかないだろう。

グリーンズパン米連邦準備制度理事会(FRB)議長も、「今のところ、海外の外貨保有におけるドルから他通貨へのシフトは大きくない」ので「過度に心配していない」と楽観的な見解を述べている。この背景には、アメリカから資金を引き揚げてドルが急落すれば、結局、困るのは資金の供給国だ(外貨準備として保有しているドルの価値が低下する)、だから海外の中央銀行は売りたいくてもドルを売れないだろうという読みがある。また、ドル安になればアメリカの債務の軽減にもつながる。

ユーロに対しては、ドル安容認は別の意味を持つ。それはブッシュ大統領のヨーロッパ(ドイツとフランス)に対する“仕返し”という意味である。フランスとドイツは対イラク戦争でブッシュ政権に反抗したのであり、ドル安→ユーロ高になって欧州が輸出競争力を失い、その結果、景気が悪化し、失業者が増大してもアメリカは知ったことではない、というのである。二期目のブッシュ政権は、より協調的になるとの論評も一部でみられる。

しかし、新保守主義者(ネオコン)の代表格でイラク戦争を主導してきたウォルフォウィッツ米国防副長官を次期世界銀行総裁に起用するという人事をみても、また、イギリスのブレア首相は事前にライス国務長官からこの人事について知らされていたが、フランスのシラク大統領もドイツのシュレーダー首相も発表前にはまったく知らされていなかった(FT、3月26日付)という事実をみても、ブッシュ政権が「単

独主義」を改めたようにはまったく思えない。

筆者はブッシュ政権が続く限り、「単独主義」は改まらないだろうと考えている。なぜならそれこそがネオコンの本質だからである。ネオコンは、冷戦の終焉によってもたらされたアメリカの優位を一日でも長く維持することを至上命題に掲げており、そのために、軍事力を強化し、同盟国を徹底的に利用することを基本戦略にしている。われわれはネオコンと、彼らに支配されたブッシュ政権の危険な側面をもっと認識すべきである。

ユーロはドルに代われるか

ドル安・ユーロ高の影響が欧州経済に現れ始めた。ユーロ圏12カ国のGDPは04年全体では2.0%と4年ぶりの高成長を記録したが、四半期ごとの推移をみると、第1四半期の前期比0.7%をピークに第2四半期同0.5%、第3四半期同0.2%と減速し、第4四半期も同0.2%の小幅増にとどまった。これは1年半ぶりの低水準で、欧州委員会の事前予想のレンジ(0.2%～0.6%)の下限だった。

ドイツでは失業率が1930年代以来の高水準に上昇しており、フランスの失業率も過去5年間で最も高くなっている。ユーロ高で輸出が鈍化し、雇用不安が個人消費を抑え、それが生産活動の鈍化につながるという悪循環に陥っている。欧州の経営者団体である欧州産業連盟(UNICE)は、ユーロ高と原油高が引き続きユーロ圏経済のリスクになっており、ユーロ圏の経済成長率は昨年の2.0%から今年は1.8%に減速すると予想している。欧州中央銀行(ECB)の見通しはこれよりさらに低い1.6%となっている。

ところで最近、ヨーロッパの経済団体(Euro-chambers)が発表した調査報告によると、EUはまだ経済面ではアメリカに20年以上後れているとの結果が出た。主な点を拾ってみると――

●EUの一人当たりGDP(03年)は2万5,336

ドルで、これはアメリカの1985年当時の水準に等しい（従業員一人当たりでは89年のアメリカと同じ）。

- 03年のEUの雇用水準は64%程度で、これはアメリカの78年当時の水準に等しい。
- EUの研究開発投資はアメリカの79年レベルにとどまっている。
- 従業員一人当たりの生産性でEUがアメリカに追い付くには2056年までかかる（ただしこれにはEUの生産性が毎年アメリカのそれを0.5ポイント上回ることが必要）
- アメリカの生産性は1994年以降、EUを上回っている。
- 研究開発でEUがアメリカの水準に追い付くには2123年までかかる（ただしEUの研究開発投資がアメリカのそれを毎年0.5ポイント上回ることが条件）。

ユーロの「基軸通貨」への道はまだかなり長そうである。

中間点の「リスボン・アジェンダ」

5年前の2000年3月、EU首脳会議は歴史的な「リスボン・アジェンダ」を採択した。同アジェンダは2010年までにEUを、アメリカを凌ぐ「世界で最も競争力のある経済圏」に発展させるという大胆な戦略目標を掲げ、そのために①雇用の創出、②研究開発の促進、③国内市場のさらなる自由化——などの政策を打ち出した。ところがこの目標達成度を毎年評価し、その結果を発表（「リスボン・スコアカード」と呼ばれる）してきた欧州改革センターは、「リスボン・アジェンダ」の発表から5年、目標の2010年までのちょうど中間点に当たる今年3月現在、「EUは目標到達に大幅に遅れている」とする厳しい判定を下した。

同スコアカードによれば、(リスボン・アジェンダで合意された)経済改革の優等生は北欧諸国、なかでもスウェーデンで、これらの国は過

去5年間、高度な社会保障制度を維持しながら教育に積極的に投資し、経済競争力を高めることに成功した、と評価している。反対に「劣等生」はイタリアで、同国は昨年、年金改革とパート労働の規制を緩和したが、これだけでは同国の経済を活性化するにはまだ不十分だと指摘している。EUは人口の高齢化が進む一方で、アジアの新興国や新たな加盟国からの価格競争に押され、社会保障制度改革が最優先課題となっている。

EUの中核であるフランスとドイツのパフォーマンスについては、「これまでの改革は満足できるものではないが、一部で批判されているほどお粗末ではない」として、労働市場、年金改革、民営化の分野で一定の前進があったとしている。

5月にEU憲法をめぐる国民投票を控えているフランスでは、給与の伸び（04年第4四半期は0.3%の増加）が消費者物価上昇率（0.5%、タバコを除く）を下回っており、労働者の不満が増大している。3月初め、フランス各地で行われたストライキやデモの背景には、購買力の低下に対する不満があったとみられる。INSEE（フランス国立統計経済研究所）は、フランスの経済成長率が昨年第4四半期の0.8%から今年第1四半期は0.6%に、さらに第2四半期は0.3%に減速すると予想しており、こうした国内の経済状況に対する不満が、国民投票で反対票につながる恐れがある。

最近の世論調査では、いずれもEU憲法反対派が賛成派をわずかながら上回っている。EU憲法の制定には25カ国に拡大した全加盟国による承認（議会決議または国民投票）が必要で、一国でも否決すれば発効しない。フランスが否決すれば、拡大欧州は厳しい試練に直面することになる。

こうしたなかで、欧州委員会は、「リスボン・アジェンダ」にあった「2010年までにEUを世界で最も競争力の高い地域にする」との目標の撤回を決め、それに代えて2010年までに域内の

特集・拡大するEUの現状と課題

GDPの平均成長率を3%まで引き上げ、600万人の雇用を創出することを目標に掲げた新たな経済戦略を発表した。さらに、GDPの3%を研究開発に投資し、投資や企業活動を支援するための規制緩和やインフラ整備を促進することなどを重点項目に掲げた。だが、この新戦略に対しては、雇用と経済成長を優先する一方で、社会福祉や環境分野の目標が後退したとして、ドイツ、フランス、北欧諸国、労組などから反発の声が上がっている。

また、3月の首脳会議でEUは「財政安定協定」を大幅に緩和することで合意した。単年度財政赤字をGDPの3%以下に、政府債務残高をGDPの60%以下に抑えることを義務付けた規定そのものは変更しないものの、東西ドイツ統一の費用、国際支援や経済改革、年金制度改革など赤字の算定に含めない歳出項目を増やすなどして事実上、緩和する。緩和の結果、各国の財政政策の自由度が高まり、景気対策が実施しやすくなる半面、財政赤字抑制の制約が緩み、インフレ懸念が増大し、ユーロに対する信認が揺らぐ恐れもある。ECBは早速、財政安定協定の弾力化はユーロ圏に対する信認を揺るがしかねないとの「深刻な懸念」を表明した。

ユーロはドルに代わる資産通貨としての役割を担うために誕生した。しかし、皮肉にもユーロの成功が、ドルの大幅な調整を通じて欧州経済に大きな負担をもたらしている。この負担はユーロがドルに代わる準備通貨に成長するためには避けることのできないものである。しかし、改めて強調されなければならないのは、ドル安だけではアメリカの経常赤字は減らないということである。アメリカが財政赤字の膨張を止めない限り、アメリカの経常赤字は増え続ける。そこで、欧州とアジアが、ブッシュ政権の放蕩政策を改めさせることができるかどうかことが重要である。それができなければ、結局、これまでと同じように、ヨーロッパとアジアが調整の負担を受け入れることになるだろう。

アメリカ保守派とユーロ

ところで、クリントン政権はユーロの誕生を支援したが、アメリカの絶対優位維持を至上命題と考えるアメリカの保守勢力にとっては、ユーロの誕生は大きな脅威であった。彼らの関心は、いかにしてヨーロッパを分断し、弱いままにとどめておくか、にあった。イラク戦争は、その意味で格好の手段であり、ブッシュ政権はイラクに対する武力行使をめぐって、ヨーロッパを賛成派と反対派に分断した。イギリスとドイツ・フランスはEUや国連で鋭く対立し、アメリカの保守派（ラムズフェルド国防長官）は、武力行使に反対した国を「古いヨーロッパ」と呼んで侮蔑した。

戦後世界体制はアメリカの多国間主義の下で発展してきた。GATT、WTO、OECD、IMF、G7（現在はロシアを加えてG8）、さらに欧州統合（EU）も例外ではない。ところがブッシュ政権になって、アメリカはこうした国際機関や条約を一方的に否定し始めた。その例は、ミサイル防衛システム（NMD）配備のためにABM制限条約から離脱、地球温暖化に関する京都議定書に反対、CTBT（包括的核実験禁止条約）批准否決、地雷の製造と使用を禁止するオタワ条約批准拒否、国際刑事裁判所に反対、生物の多様性に関する条約の批准拒否と、数えればきりが無い。これは、ブッシュ政権の外交政策形成過程がかつて例をみないほど保守派イデオログに支配されているためである。彼らの特徴は、

- 1、アメリカの優位を維持するうえで国際的な取り決めや枠組みを障害としかみない
 - 2、アメリカの優位を維持するために同盟国も徹底的に利用する
 - 3、軍事力を国際政治問題解決の最も効果的な手段とみなす
- の3点に要約できる（アメリカ新世紀プロジェクト）。

アメリカの凄まじい国防支出をどうみるか
世界の人口の5%を占めるに過ぎないアメリカが、年間原油生産量の27%を消費し、世界の総生産の30%を消費している。凄まじいのは国防費である。アメリカの年間の国防予算は全世界の軍事支出の40%を占め、アメリカに次ぐ上位10ヵ国の防衛予算の合計額にほぼ匹敵する。『大国の興亡』の著者ポール・ケネディは、「これほどまでの軍事支出の集中は歴史上、一度もなかった」と指摘している。この途方もない軍事支出こそがアメリカ「一極支配」の源泉である。アメリカの軍事予算と比べると、「ごろつき国家」と呼ばれる国の防衛予算など、まったく比較にもならない。

アメリカはすでに世界最大の軍事超大国であり、全世界を相手に戦争しても十分過ぎるほどの戦力を保持している。このうえ、なぜ軍事力を強化する必要があるのだろうか。軍事支出を拡大し、防衛力を強化することが、本当にテロの克服につながるのだろうか。ヨーロッパは、むしろアメリカの軍備増強は、テロに対するアメリカの無力の証明に過ぎない、と冷めた目でみている。

事実、9.11ではアメリカのハイテク兵器はナイフにも勝てなかった。ではなぜ、ブッシュ政権は軍事力増強の道を突き進んでいるのか。その理由は「アメリカの軍事支配を全世界（と宇宙）に広げる」ためである。「テロとの戦い」はその婉曲表現に他ならない。軍事力が強大になればなるほど、外交交渉や説得という地道なプロセスは煩わしくなり、何でも軍事力で解決しようとする傾向が強まる。

軍事は「一極」、経済は「多極」

しかし、すでにみたように、ブッシュ政権の野望の前に大きな壁が立ちだかっている。それは「経済」の壁である。ブッシュ政権が突き進む軍事超大国の道は、膨大な借金によって支

えられている。事実、イラク戦争も日本が大量の米国債を買わなかったなら、金利が急騰し、アメリカ経済は大変な打撃を受け、戦争の遂行は不可能になっていたはずだ。日本は汗水流して貯めた貯蓄を日本経済再建のために使わずに、アメリカの国債を買ってブッシュ政権のイラク戦争と富裕層に対する減税を支援するために使ったのである。これが小泉政権の「構造改革」とやらの実体である。しかし、アメリカが借金を膨らませながら、いつまでも軍事支出を増やし続けることは不可能である。遅かれ早かれ、投資家はブッシュ政権に対し「ノー」を突き付けるであろう。以前はドルに代わる投資対象がなかったが、今はユーロがある。軍事は「一極支配」でも経済はますます多極化している。だからブッシュ政権は、国際法は無視できても、投資家を無視することはできないのである。

アメリカの国際金融市場におけるポジションは急速に悪化している。これまでは、アメリカの赤字はヨーロッパやアジアの投資家や政府によってファイナンスされてきた。ただそれは、債権者にとってその方がまだメリットがあるからというだけに過ぎない。

巨大なアメリカ市場に輸出することで彼らは貿易黒字を稼ぐことができるし、アメリカへの投資や融資によっても利益を上げることができる。しかし、歴史はこのような債権者と債務者の関係が永続きしないことを証明している。アメリカの対外純債務は昨年末にGDP比で28%に達したが、現在の放蕩政策が続けば、08年にはGDPの50%を突破し、同年の経常赤字のGDP比は8%（現在は6%）に上昇するとの見方もある。これはどう考えても維持不可能な水準である。

投資家がアメリカにノーを突き付ける場合、大きく言ってふたつのケースが想定される。ひとつは、投資家がこれ以上アメリカに貸し続けるリスクが大き過ぎると判断し、投資対象を他の通貨にシフトする場合である。もうひとつは、

特集・拡大するEUの現状と課題

債権者がアメリカの行動を阻止するために資金を引き上げる場合である。1956年のスエズ動乱では、アメリカはIMF融資を引き揚げ、ポンドは急落した。結局、イギリスはアメリカの圧力に屈服してエジプトから撤退した。

ヨーロッパやアジアが、かつてアメリカがイギリスに対して取ったのと同じような行動をアメリカに対して取るかどうかはわからない。しかし、ヨーロッパの主要国がイラク戦争でアメリカに対して取った行動は、次にアメリカがイランあるいは北朝鮮に対して単独行動を起こせば、アメリカに対してより明確な反旗を翻す可能性が高いことを示しているように思われる。

その場合のドルの調整は極めて劇的なものとなるだろう。

FRBの段階的な利上げにより、ドルは一時的に買い戻されている。しかし、ブッシュ政権が「軍事力による世界支配」という時代遅れの野望を捨てない限り、アメリカの構造問題（双子の赤字と対外債務の膨張）は解決しない。アメリカの構造問題は、あたかも流砂のごとく、「超大国アメリカ」の足元を揺るがしつつある。ブッシュ政権の「単独主義」は、アメリカの崩壊過程を早めることはあっても、止めることはできないのである。

（ひらかわ ひろし・評論家）

市民や働く人々の立場に立つ経営学=批判経営学とは？

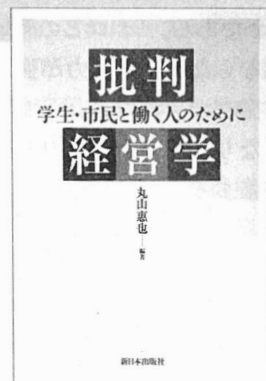
批判経営学

丸山恵也編著

学生・市民と働く人のために

三菱自動車の欠陥車隠し、西武鉄道の有価証券報告書の虚偽記載など、日本の代表的な企業の不祥事が頻発している。なぜ、日本の大企業がこのような病根に深く冒されることになったのか?! 現代企業の主要な活動領域を批判経営学の視点から総体的・体系的に捉えた清新で、入門的な書。「企業や経営者のための学問」ではない、経営学の鮮烈な登場です!

〈四六判・上製〉定価2625円(税込)



〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 電話03(3423)8402[営業] 郵便振替00130-0-13681 新日本出版社

国際・国内動向

改憲をめぐる情勢とたたかひの広がり

今井 文夫

改憲に向けていよいよ動きが具体的に

5月の自民党新憲法草案委員長試案の策定に向けて4月4日に、自民党新憲法起草各小委員会要綱をまとめた。要綱は、以下のような内容であり、復古的であるとともに、軍隊の保持の明確化と海外展開、立憲主義のおおもとを変え国民を縛る憲法にする、基本的人権にも重大な制約を加えるなど重大な問題点をもったものになっている。

- 憲法前文を全面的に改定し国民性や歴史、伝統、文化、天皇などを強調、復古的国家像を描く。明治憲法の歴史的意義を踏まえる。靖国神社の国家護持に道を開く政教分離の緩和をうたう。
- 軍隊の保持、国際貢献を明記し、前文で「地球上いづこにおいても圧制や人権侵害を排除するための不断の努力」をうたい、アメリカに追いつき世界への展開を志向。
- 国防の責務、社会保障など社会的費用を負担する責務、家庭等を保護する責務、社会的秩序維持の責務、憲法尊重擁護義務など新たに国民に責務を課す。
- 「個人の権利には義務が伴い、自由には責任が当然伴う」とし、「表現の自由」「結社の自由」「財産権」に対する制限を設ける。
- 「公共の福祉」を変えて、国家の安全と社会秩序を維持する概念として「公益」あるいは「公の秩序」に置き換え、戦争等への協力の強制と基本的人権に制限を加える。
- 道州制を想定した広域自治体との表記や改憲の国会発議の要件の「各議院の総議員の過半数の賛成」への緩和などを打ち出している。

マスコミからも「国家主義の地金が出た」（「朝日」4月5日）と批判される中身であるが、6月末までに新憲法の起草委員会試案を策定し、6月から全国

10カ所でのタウンミーティングも開催、11月15日の結党50年の大会への改憲草案を公表する予定である。今後、民主党、公明党を取り込む方向で調整が図られていくことになる。改憲の個別の内容に入れば、自民党内、民主党・公明党との間の矛盾の激化も孕みながら推移する。

民主党憲法調査会は4月25日、「憲法提言」の取りまとめに向けた「中間報告」と「国民投票法制に係わる論点」を確認した。自衛権と国の安全保障活動への参加・歴史、伝統、文化を踏まえた国の形などを盛り込むものになっている。

改憲への道を開く衆参憲法調査会の最終報告の議決が行われ、5月には国民投票法案の三党協議など改憲の動きが具体的な段階に入っていくことになり、運動の本格的な構えの確立と取り組みの飛躍が求められてきている。

先制攻撃戦略にもとづく米軍再編と自衛隊の海外派兵型への転換

02年9月20日ブッシュ政権は、核兵器を含む先制攻撃戦略である「国家安全保障戦略」を打ち出した。この先制攻撃戦略に対応し、機動的迅速に世界のどこにでも軍事介入できる態勢を打ち立てる米軍再編が進められており、その内容は、①先制攻撃戦略を支える軍事態勢、基地網の再編強化、②同盟軍の利用の重視である。

その米軍再編の中心点が在日米軍基地の再編であり、地球規模での軍事支配の中軸基地としての強化、司令部機能や出撃拠点の再編強化が位置づけられ、具体的には①キャンプ座間、アジア太平洋・インド洋など地球規模で部隊を展開している米陸軍第一軍団司令部（ワシントン州）を移転、第5空軍司令部（横田基地）と南西太平洋・インド洋を統括する第13空軍司令部（グアム）の統合による世界規模の

国際・国内動向

作戦拠点の形成、沖縄海兵隊の本土分散移転、沖縄基地再編、②自衛隊との共同作戦体制づくりがねらわれている。

アメリカの世界戦略と呼応し、昨年末決定の「新防衛計画の大綱」では、「世界の中の日米同盟」として、自衛隊と防衛政策を「海外派兵型」に大きく転換させている。

現在の改憲の動きの直接のきっかけは、アメリカの先制攻撃戦略にもとづく戦争へ、憲法を変えて日本が参加できるようアメリカが要求したことであり、米軍基地の再編と自衛隊との一体化はその具体化の動きの一環である。

小泉政権は、イラク戦争を防止するための外交的努力を一切行わずアメリカの侵略戦争を直ちに支持し、住民の大量虐殺が予想されたファルージャへの米軍の攻撃を、世界の指導者の中で突出して「成功させなければならない」と支持したことを思い返すとき、日本国憲法を変え戦争する国になったとき、世界の軍事費の44%を占め突出した軍事大国（GDPも第1位）のアメリカと世界第2位の6%を占める日本（GDPも第2位）の同盟は、好戦的な軍事同盟として、世界の平和に対する最大の脅威となるであろう。

改憲を阻止し、平和・中立の日本への転換は、21世紀の平和の発展に対するわれわれの重要な責務である。

急速に広がる運動

昨年6月の「九条の会」の発足以降、憲法を守る運動は全国に急速に広がってきている。「九条の会」アピールへの各界・各層の著名人の賛同者は1157人（05年1月25日）に達し、「九条の会」の講演会はどこも超満員で9ヵ所で2万7000人が参加している。都道府県段階の「九条の会」は、結成31府県、準備会4県となっており、その他の県でも様々な共同が広がっている。地域や学区、分野や職場の「九条の会」などの組織は、北海道123、東京92、京都112、大阪99など広がってきており、全国で1500を超え、日々増えてきている。

特に長野では昨年5月3日結成の「憲法9条を守る県民過半数署名をすすめる会」は、県内著名人を

呼びかけ人に署名推進の運動体として発足、330人の個人と54団体の賛同を得ている。長野における地域の「九条の会」などは準備会を含めて140となり、カバーする人口は長野県の人口の70%に達している。

また、971人となった「映画人九条の会」、1500人に達した「医師・医学者の会」、730人を超えた「詩人の輪」、700人の賛同者を集めている「女性九条の会」、歌人の会、スポーツ九条の会、3月15日に発足し1万人の賛同をめざす『「九条の会」アピールを広げる科学者・研究者の会』、4月5日発足の「マスコミ九条の会」と各分野で広がっている。4月15日には、金閣・銀閣寺を擁する臨済宗相国寺派管長、法隆寺管長など名だたる仏教界の重鎮や日本におけるカトリックの最高位にいる枢機卿などが呼びかけて「宗教者九条の和」が結成された。

全労連の各単産では、建交労の学習会と結合しての職場九条の会づくり、JMIUでは憲法パンフの全組合員読み合わせ運動、映画人九条の会事務局で奮闘する映演労連、県支部ごとの九条の会の結成、県・地域の九条の会等で奮闘する年金者組合、職場憲法遵守宣言運動や語り部の登録を進める国公労連、25万パンフを作成し20万人学習運動を進める自治労連、3・26憲法・教育基本法の改悪反対の1万人大集会を成功させ、組織の拡大強化にも結びついている全教の取り組みなど広がっている。しかし、全体としては春闘山場を越えてからであり、今後の急速な取り組み強化が求められている。

地方・地域においては、県レベルの学習会がほぼ開催され、県レベルの「九条の会」結成や「九条の会」講演会、共同センターでの積極的な役割の発揮など奮闘が広がっているが、取り組みに大きなアンバランスが存在している状況である。

憲法闘争の位置づけ

憲法改悪を許さないたたかいは、以下のような位置づけをもっており、日本の将来を左右するたたかいである。

- 改憲を許すことは、日本を戦争する国に大転換することであり、基本的人権、生活、文化など社会のあり方に取り返しがつかない変化をもたらすものであり、日本の行く末がかかる負けら

れないたたかいである。

- 改憲のねらいがアメリカとともに海外で戦争する国づくりにあるが、改憲勢力はそれをごまかさざるを得ない根本的弱点を抱える。憲法を守るたたかいは無党派層や自民、民主、公明の各支持層との共同を大きく広げることのできる取り組みである。
- 改憲は、新自由主義にもとづく構造改革とも連動し、大企業本位の一層の弱肉強食社会をもたらすものであり、消費税大増税反対、社会保障拡充をはじめとした生活要求とも結合していくたたかいとなっている。
- 改憲は、国民の意識・要求と正面からぶつかるものであり、日本国憲法を擁護するたたかいの発展は、日本の政治状況を大きく転換させる可能性をもったたたかいである。
- 憲法を守るたたかいは、戦後かつてなかった憲法の一大学習運動の側面を持っており、今後の国政と地方政治や地域・職場などに憲法を生かす大きな基盤を形成する取り組みとなる。
- 改憲が人権を踏みにじる「戦争する国づくり」であることに對し、憲法を守るたたかいは平和と人権を守り花開かせるたたかいであり、取り組みも人間性豊かな文化の薫り高いものにしていくことが発展にもつながる。
- 憲法擁護のたたかいは、日本の侵略を受けたアジア諸国と連帯する取り組みであり、21世紀の世界の平和を求める流れと連帯するたたかいである。

今、求められる取り組み

1) こちらから垣根をつくらず広範な人々に依拠して
改憲勢力の動きが強まっているもとで、広範な人々の間に危機感や行動への参加意欲も強まっている。全国の取り組みの教訓として、「こちらから壁はつukらない」大胆な動きかけが共同を広げる重要なポイントとなっている。最初の段階で「この指とまれ」でない動きかけ、準備を行い、全自治体レベルでの「九条の会」や、地域、学校区への草の根への拡大が

求められる。

2) 民主勢力の役割の重要性

「憲法9条を変えてはいけない」「戦争はいけない」と考えている人は、どこでも6～7割存在するが、自然発生的には運動は広がらない。少数であっても民主勢力が、人々の思いをつなげ、広げ、共同をつくり出す役割を発揮することが極めて重要となっている。

また、学習や宣伝・署名などの行動で、憲法闘争全体の牽引車の役割の発揮が求められる。

3) 学習が取り組みの力

憲法闘争は数年をかけたたたかいであり、国民過半数の支持を獲得する運動を進めるためには、無数の学習会を開催し、運動の担い手を広げることにつたかひの成否がかかる。「憲法変えたほうがよい」との世論が過半数を越えていることから学習は重要となっている。そして、学習会から「〇〇職場九条の会」などをつくり、継続した活動を進めることが求められる。

4) 期限も明確に、署名の推進や多彩な活動を

具体的取り組みとして、学習会の開催、組合員と家族・知人の署名の節を設けての推進、地域で共同しての講演会、学習会やシンポジウムの開催、諸団体への協力の申し入れ、街頭宣伝・署名、各戸宣伝や署名、文化的取り組み、意見広告など多彩な活動を展開し、全体として住民過半数の署名の達成につなげていく。

5) 要求との結合

構造改革は憲法改悪と根っこでつながっており、国民の要求から憲法の課題に入れば、より身近に憲法闘争に接近できるし、運動の発展にもつながることになる。

6) 取り組みの情報の交流

憲法闘争のように全国闘争であり、様々な知恵の発揮も求められるたたかいでは、取り組みの情報を発信・交流することは、運動を激励し、発展させていく上で非常に重要となっている。

(いまい ふみお・全労連常任幹事・
国民運動局次長)

連合、全労連05春闘結果の評価と課題

——ナショナルセンター機能の違い鮮明化——

鹿田 勝一

春闘50年の節目となった05春闘は、中小では健闘が目立っているが、自動車、電機、電力など連合大手組合は企業の高収益とは裏腹に賃上げ要求を放棄し、またとないベア春闘のチャンスを逸し、一時金への傾斜をみせた。

日本経団連の奥田会長は05春闘結果について「自社の賃金決定とともに、短期業績は一時金の考えが定着した」と評価した。企業主義春闘が強まり、成果分配のあり方を含め、今後課題を残す春闘結果となっている。

一方、全労連など春闘共闘は大企業労使の社会的責任の追及と憲法改悪阻止など、経済闘争と政治闘争を結合した春闘を展開したのが特徴である。05春闘はナショナルセンターの違いを鮮明にさせた。

チャンス逸した連合春闘と一時金傾斜

自動車、電機などJC回答は、賃金カーブ維持（ベアゼロ）にとどまる一方、一時金の増大が目立った。回答についてJC、各産別は「現行賃金水準を維持し、一時金も水準引き上げを果たすことができ、一定の成果」と評価した。連合の笹森会長も「賃金カーブを維持し上乘せの工夫が図られた」と評価した。

しかし、労働側が過去最高益の春闘で不安定な一時金増額やベアゼロ（賃金カーブ維持）を「一定の成果」と評価することは、日本経団連の春闘変質と重なりあい、成果分配のあり方でものわかりがよく、甘い総括といえる。

05春闘は景気回復と大企業の過去最高収益のもとでベアのチャンスとされた。3月期の経常利益は前年比21%増、GDP成長も1.2%と予測され、ミクロとマクロの両面でまたとない賃上げのチャンスだった。連合のシンクタンクである連合総研も賃上げ3%を試算し、日銀さえも賃上げ期待を表明していた。日本経団連の奥田会長も業績回復を考慮し、「個別企業の賃上げは自由」と労働対策57年、研究会報告31

年間でも初めての提起を行った。

他方、勤労者の給与は前年比0.7%減少し、4年連続でマイナスとなった。実質賃金も4年連続して下落し、年金負担増などで可処分所得は6年連続してマイナスに転落していた。

連合も「可能な限り積極的に純ベアを要求」と決定。笹森会長は日本経団連が「個別企業の賃上げは自由」としたことと触れて、「門は開いた。取りにいく」と檄を飛ばした。ところが、連合自体がベアを4年連続して放棄し、電機4年、NTT5年、電力5年など大手産別でベア放棄が続出。分配の歪みは正へまたとないベア春闘のチャンスを逸し、連合が重視する生産性向上運動の破綻をみせた。

他方、経営側は「成果は一時金」のもとに固定費削減を狙い、一時金を増額させた。トヨタでは1兆円以上の史上最高益をあげながらベアゼロで、年間一時金244万円を回答した。鉄鋼では「労使とも想定外の好業績」で年間233万円の一時金を確保した組合もある。

大手の一時金水準は、年収200万円層以下が増大する所得格差のなかで、中小の年収にも相当する。UIゼンセン同盟の高木会長は「年収ベースの二極化となり社会的にも問題」と指摘し、自動車総連の加藤会長も「ベアに取り組みないことから一時金シフトが強まっているが、基本はベア」と述べている。

大企業の収益は23%増となりながら、夏の一時金は2.2%の微増にすぎない。しかも、大手組合はベア放棄の理由として「中小の格差是正」をあげながら、逆に年収格差は拡大という自己矛盾に陥っている。

大手組合批判を強め、中小春闘健闘

「今年ベアをやらずに、いつ要求できるのか。もっと怒ろうではないか」と、連合中小は大手のベア放棄に対する怒りを背景に共闘を強め、昨年を上回る回答を引き出した。

要求は昨年より500円高い5700円を設定し、連合要

求とした。要求組合も中小共闘に参加しているUIゼンセン、JAMなど27産別で昨年より増加し、妥結水準は低額だが昨年来267円上回る3991円(1.60%)となっている。

中小春闘の前進は「統一賃上げ要求」「賃上げ相場の形成と波及」「共闘による集中決戦」を展開していることである。行動でも初の春闘交流会を開き、47都道府県に中小共闘センターを発足させ、求心力を高めた。

闘いの評価も明るい。ゼンセンは「賃金カーブ維持分にプラスしてベア要求してはじめて賃上げ交渉となる」とベア要求の重要性を強調した。JAMは「ベア放棄の大手追従でなく、格差是正へ中小共闘の強化」と訴え、連合も中小相場の形成波及に期待を寄せた。

一方、課題では「中小だけで全体の相場形成はできず、連合が統一要求設定を」と訴え、「下請単価の是正」も求めている。連合には2万8500組合が加盟しているが、要求なし・要求見送り・状況不明が1万1500組合もあり、大手のベア放棄が全体的に波及している。大手対中小、官公労の三極化春闘の修復と統一ベアは連合春闘再生のカギとなっている。

春闘方式で連合、全労連の差異が鮮明化

闘い方でも05春闘は大きな課題を残した。争点は春闘個別化との闘いである。日本経団連は「ベア終焉」を提起しつつ、「個別企業で賃上げ、賃下げもある賃金改定へ」と企業主義を強めた。財界は96年から「構造改革春闘」として「総額人件費抑制」「自社型賃金決定」「業績成果主義」のもとに賃金破壊と産別統一闘争を瓦解させてきているが、05春闘ではさらに自社型賃金決定を強めた。

自社方式の結果、松下では経常利益45%増、東電33%増、トヨタも1兆7546億円と史上最高益ながら単組はベアを放棄。企業主義による大手組合の要求放棄が春闘のパターンセッターとなって各産別に波及し、連合春闘の低迷を誘いだし、春闘方式の解体につながる構図となっている。

春闘変質は労使関係にも大きく影響し、連合の単組幹部のなかには任期中に賃金要求を一回もせず、交渉も配分も知らない幹部がでてきているともいわれている。しかも春闘が「春討」となるなかで、組合の問題解決能力は低下し、経営側は今後、職場の

個別労使紛争は増えるだろうと想定。「職場の労使安定帯」も不安定化の兆しをみせはじめた。

一方、全労連は、連合春闘結果について「財界の意向にそって労組が春闘変質の方向に踏みだした」と厳しく指摘。全労連など春闘共闘として春闘50年の積極的な伝統の継承発展と国民春闘の追求、憲法改悪を許さない春闘、組織拡大などを掲げた。要求は誰でも1万円以上を掲げ、産別では3万円以上もある。さらに最賃、均等待遇、公契約、公務員賃金なども設定。回答は昨年来208円上回る6274円(2.00%)の相場を形成している。パート賃上げも112組合平均で9.7円を引き出した。

闘いではストを背景とする全国統一闘争を展開し、全労連議長名による初の「全労連統一要請書」運動にも18産別、38地方が取り組んだ。組織拡大でもJMIU、建交労などで大手関連会社の組合結成も進んでいる。

今後、春闘のあり方をめぐって連合はベア要求の是非や上げ幅でなく賃金水準額共闘などを検討している。雇用・賃金破壊に対して均等待遇と標準労働者の社会的横断的な賃金水準と統一要求、全国一律最賃制を含むミニマムの確立が戦略課題となる。

全労連春闘——経済と政治闘争を結合

全労連は結成15年の節目となる05春闘で、企業の社会的責任(CSR)の追及と憲法改悪阻止など、ナショナルセンターとして経済闘争と政治闘争を結合した春闘を展開した。

大企業の社会的責任を追及する闘いでは、全労連も加わったナショナルセンターレベルの闘いとして、世界の大企業で日本経団連会長企業であり、政財界を牛耳るトヨタの社会的責任を追及する「トヨタ総行動」を2月11日、本社工場がある豊田市内で展開し、全国から1500人が参加。「トヨタは史上最高のものを労働者と下請に還元せよ」「正規雇用を増やせ」などを掲げて終日行動を展開した。

トヨタのベア放棄については連合の笹森会長や自動車総連の加藤会長も「残念」と語り、UIゼンセン同盟の高木会長とJAMの小出会長は「中小には賃金マイナスの悪影響」と危機感を表明している。全労連の熊谷議長は「ベアを認めないトヨタ。要求

国際・国内動向

しない組合とも社会的責任が問われている」と集会で指弾した。トヨタの労働者も「大もうけでも賃上げ、時短も要求しない組合に、職場では労働組合とは何かとの疑問もおきている」という。

全労連は05春闘の目玉として大企業の労働実態「企業通信簿」活動に初めてとりくみ、東京、神奈川、大阪など30都府県から320通の返信が寄せられた。大企業の労働者は会社名を明らかにしつつ、「ここ2～3年で賃下げがある」「リストラや人減らしで不安」「残業割増が支払われない」「仕事が原因で精神疾患になった人がいる」など、共通して「働くルール」の破壊を訴えている。

「日本の戦後史をかけた課題」と位置づけられた憲法改悪阻止の闘いでは、40都道府県に憲法改悪反対共同センターが設置され、06年末までに住民過半数の署名をめざしている。全教は教育基本法反対で独

自に1万人を上回る集会も行っている。

05春闘で財界は高収益とカネ余りでも「ベア終焉」を宣言し、賃金・雇用・福祉破壊・増税、労働法制改悪、公務員制度改悪、派兵改憲など全面的な生活破壊攻撃を強めてきた。その反撃へ改めて経済闘争と政治闘争を結合した国民春闘の強化拡大が重要となっている。

戦後60年、春闘50年。政財界の国民犠牲政策に対して、世直しへ向け大企業労使の社会的責任を追及し、人間らしく働き、暮らせる「働くルールの確立」「ルールある経済社会」の構築はいまや国民的な課題だ。おりしも連合の有力産別幹部や全労連から「企業の社会的責任（CSR）だけでなく、組合の社会的責任（USR）も問われている」との声が聞かれ始めたのも新たな動向として注目される。

（しかた かついち・会員・ジャーナリスト）

イラク選挙後の中東情勢 ——アメリカのねらう「中東民主化」の行方

尾崎 美紀

アメリカのイラク戦争の口実である「大量破壊兵器の存在」や「テロリスト組織とのかかわり」が虚構だったことは、当の米政府や議会、さらには米独立調査委員会の報告書によって疑問の余地なく明らかになった。ブッシュ米政権は自らのあやまちに口をぬぐい、今ではフセイン政権打倒によるイラクの「勝利」を足場に、中東全域に「民主化」を拡げていくという目標を前面に押し出している。

ブッシュ大統領は2005年一般教書演説で、同政権2期目の「究極の目標は、世界における圧政の根絶」とのべ、とくに中東地域での「自由と民主主義の拡大」を主要な課題にあげた。そしてパレスチナやイラクでの選挙を民主主義の勝利ともちあげ、モロッコ、ヨルダン、バーレーンの「改革」を賞賛し、サウジアラビアやエジプトへの期待を表明する一方、名指しで批判したのはシリアとイランである。シリアについては「中東和平のチャンスの破壊をねらっているテロリストを援助」、イランについては「世界

で一番のテロ支援国家」とまで断罪した。

ブッシュ政権は、イラク選挙後の中東情勢、とくにイラクやパレスチナ、レバノンの動きをイラク戦争の成果として強調しているが、実際、アラブ自身が米政権の「中東民主化」をどう見ているのか、また「民主化」の名のもとにアメリカがこの地域で何をめざそうとしているのか見てみたい。

「占領が人間開発を阻害」——アラブ人間開発報告

自由や民主主義のさまざまな面でアラブ諸国に大きな立ち後れがあることはアラブ人自身が指摘してきた。しかし、ここ数年来、内部から改革に取り組む動きが政府、民間レベルで出てきている。なかでも国際的な注目を浴びているのは、4月5日に発表された「2004年アラブ人間開発報告——アラブ世界の自由に向けて」である。

この報告書は、39人のアラブ知識人や専門家が国連の支援を得て、アラブ諸国の政治、経済、社会を

分析し、将来の改革の方向を示したものである。この年次報告は今回で3回目。アラブ世界の「生産性、創造性、女性の権利、政治制度」面での深刻な立ち後れを直視し、「自由と良き統治の社会への道程には巨大な障害が待ち受けている」としながらも、「過去に失われたチャンスを取り戻すときがきた」とのべ、今度こそ失敗してはならない、と同胞のアラブ人を鼓舞している。

報告書は、イラクのフセイン政権打倒がアラブ諸国の民主化を進めたという議論を拒否する。逆にアメリカのイラク戦争を厳しく批判し、「対テロ戦争」が人々の自由を制限したとのべ、イラク国民は「専制支配から抜け出たものの、結局、外国支配のもとにおかれ、苦しみが増えただけだった」とのべている。

ブッシュ政権の「民主化」構想のご都合主義についても批判している。つまり、「民主主義の欠如がテロの温床」とアラブ諸国を非難する米政権が、イスラエルのパレスチナ占領、アメリカのイラク占領を不問にしている点である。報告書は、パレスチナでのイスラエルによる殺りくや家屋破壊、侵攻、分離壁建設などがパレスチナ人の人間開発と自由を大きく阻害している事実、またアメリカのイラク侵略・占領がイラク人の人権と自由を同様に大きく侵害している事実について具体的な例をあげて批判している。この項目の挿入を嫌ったアメリカの圧力で報告書の出版が6ヵ月も遅れた。

アラブ諸国のなかには、内部の民主主義の立ち後れを暴露することが、米政府に干渉の口実を与えてきたのではないかという批判がある。これにたいして報告書が「この地域への外国の干渉を防ぐ唯一の道は、みずからの弱点を認識し、克服することだ」とのべていることは注目に値する。

イラク、パレスチナ、レバノンの運動の原動力

《イラク》

ブッシュ大統領は、米軍占領下でおこなわれた1月30日の国民議会選挙を「自由の勝利」と呼び、これは「対テロ戦争での新たな同盟国を強化し、係争地域に希望と進歩をもたらす」と自画自賛した。しかし「希望をもたらす」どころか、新政府の大まかな陣容が決まったのは選挙からやっと3ヵ月後の4

月末であり、国民生活は大きな困難に直面してきた。武装勢力による攻撃やテロも急増、4月末から5月初めの10日間で300人を超すイラク人が犠牲となるなど、治安は最悪の事態となっている。

しかも本番はこれからだ。占領当局に任命されたイラク統治評議会(IGC)が、2004年3月に承認した「移行期統治法」による日程はこうである。8月15日までに国民議会が新憲法を起草し、10月15日までに憲法の国民投票をおこない、これが無事承認されれば12月15日までに新憲法にもとづく選挙をおこなって、やっと正統なイラク政府が誕生する。しかし、もし憲法が否決されれば——あり得ることだが——議会選挙から始まる道程を1年かけて再びやり直さなければならない。イラクの今後は、国づくりの根幹である新憲法を採択できるかどうか、そのための国民的討論を組織できるかどうかにかかっている。しかし、問題は、憲法制定を第一の任務とするこの国民議会選挙に、人口の20%を占めるスンニ派の多くとシーア派の一部が参加しなかったことだ。「占領軍撤退の日程を明らかにすれば選挙に参加する」という要求を米占領軍が拒否し、彼らを武力で排除して選挙を強行したのである。

選挙戦のなかでも「占領軍撤退」を公約に掲げる党はいくつもあった。最近ではフセイン政権崩壊2周年の4月9日、バグダッドで「米軍撤退」を訴える、占領開始後最大のデモがあった。占領に反対するイスラム教シーア派とスンニ派の有力組織が共闘したものだ。一方、イラク戦争前からアメリカと緊密な関係をもつ勢力は米軍の撤退を望んでいない。選挙を受けて移行政府の大統領となったクルド同盟のタラバーニ氏は、4月初めの就任演説で米軍を「解放軍」と呼んで感謝し、「占領反対」のデモに対して「米軍のイラク駐留継続を支持する」と開き直った。

こうしたなかでブッシュ米政権は、「アメリカはイラクから去る人為的な時間表は決めない」(一般教書演説)と宣言し、手に入れた権益を手放さない仕組みをつくりあげるため、イラク全土で数十ヵ所の恒久的な基地を建設しつつある。今年1月ニューヨーク・サン紙は、米国防総省が、常駐に不可欠な恒久軍事通信システムをイラク全土に建設中と報じた。これは12の通信タワーから成る新たなネットワーク

国際・国内動向

で、バグダッドのキャンプ・ビクトリーと他の基地とをつなぐもの。将来的にはカタール、アラブ首長国連邦、アフガニスタンの米軍基地と連結して湾岸一帯を俯瞰できるという。

《パレスチナ》

イスラエル占領下のヨルダン川西岸とガザでも1月9日、パレスチナ自治政府議長（大統領）の選挙が9年ぶりにおこなわれた。アラファト路線の継続を掲げ、「武力ではなく、交渉によってパレスチナ国家を創設する」と訴えたPLO主流派のマフムード・アッバス氏が選出された。ブッシュ政権は「民主主義の開始」と讃えたが、パレスチナ人が選挙に行った最大の理由は、「外国の占領を終わらせたいため」（汎アラブ紙「アルハヤート」2月4日付）とされている。占領下の困難な生活のなかで秩序を回復し、治安や基礎的サービスを提供する政府、そしてその後、長期にわたる困難な独立の事業に着手する政府を望んでいるのだ。アメリカ式の「民主主義」など、占領下で堪え忍ばなければならない厳しい条件のなかでは意味のないことなのだ。

パレスチナ人が「民主主義」をどのように考えているかは、有力候補者の1人だった人権活動家ムスターファ・パルグーティ氏の発言にも現れている。彼は「民主化」が必要であること、しかしそれは治安対策のための「民主化」というイスラエルの思惑を超えて、民主的に選ばれた機関だけがパレスチナ人の願望を実現できる誠実さをもちうるからだと訴えた。

ブッシュ大統領はイラク戦争開始1ヵ月前、「イラクでの勝利は中東和平の新たな段階の始まりでもあり、真に民主的なパレスチナ国家への歩みが始まる」と演説し、イラク戦争を皮切りにパレスチナ問題もアメリカに都合良く解決したいという思いをにじませた。それを裏付けるかのようにブッシュ大統領は2003年4月30日、イラクでの「大規模戦闘終結」宣言の2日前に新たな中東和平文書「ロードマップ」（米ロ、国連、欧州連合が作成）を発表した。

この行程の第1段階では、まずパレスチナ側に「暴力の無条件停止」を、イスラエル側に「すべての入植活動の凍結」を要求、最終段階では「イスラエルおよび主権をもつ独立、民主、生存可能なパレスチ

ナという2つの国家が平和と安全に共存」することをうたっている。

しかし、ロードマップを主導したブッシュ大統領は、昨年4月、シャロン・イスラエル首相とワシントンで会談、ガザからのイスラエル軍撤退計画を讀えながら、「イスラエル入植地という新しい現実を考えれば、1967年戦争前の国境まで完全に復帰すると考えることは非現実的」と公言、国際社会を驚かせた。これは1967年の第3次中東戦争で占領した領土にイスラエルがつくり続けてきた入植地をイスラエル領として認めることであり、今までまがりなりにも米政権が掲げてきた「入植地は平和への障害」との立場をかなぐりすてるものだったからである。この立場は今年4月のブッシュ・シャロン会談でも同じ文言で確認された。ブッシュ政権は、パレスチナ人に「民主主義」を要求しながら、イスラエルによる「武力による領土の取得」を我慢しろと要求しているのである。

《レバノン／シリア》

ブッシュ大統領が2月2日に一般教書演説でシリアをイランとともに糾弾してから約2週間後の2月14日、ハリリ・レバノン元首相が暗殺された。これをきっかけに、1万5000人の軍をレバノンに駐留させているシリアへの非難が内外で沸き起こった。シリアはみずからの関与を否定、犯人は明らかになっていないが、ブッシュ政権はシリアの関与を暗示して同国にたいする国際的糾弾の先頭に立ってきた。長年イスラエルの脅威をたてに撤退を引きのばしてきたシリアも、内外の撤退要求に抗しきれず、紆余曲折ののち、結局4月25日までに軍をほぼ完全に撤退させた。ブッシュ政権は、イラク戦争のおかげでレバノンにも自由の波が押し寄せてきた、と自画自賛した。

そもそもシリア軍のレバノン介入は、レバノン内戦が始まった1970年代半ば、レバノンの民族主義・左派勢力の運動を抑えるために米政府の容認のもとに始まったものである。その後、アメリカは、自国とイスラエルの都合にあわせて、シリア軍のレバノン駐留への態度を二転三転させてきた。内戦終了後（1989年）、シリア軍駐留の根拠は、シリアとレバノン両政府間の条約に定められている。条約に規定されているとはいえ、シリア軍の存在は長年にわたっ

て、レバノンの政治、経済、社会すべての面で大きな圧力となっており、レバノン国民の反シリア感情は深く沈殿してきた。

しかし、ウクライナの政変に続き、米「民間団体」フリーダムハウスが指南するレバノンの「民主化」運動は、必ずしも民主主義を志向する人々が担っているわけではない。たとえば、このなかには、かつて旧宗主国フランスに優遇されたキリスト教马龙派の勢力がいる。政治的宗派主義のもとで、大統領職や議会での議席を実力以上に保障されてきた宗派である。最近、同派指導者が「選挙は数ではない、投票者の質の問題だ」とのべ、自派の権益を維持する発言をしている（英紙「ガーディアン」3月10日付）。今回の動きは「民主化」というよりも、外国勢力の占領に反対する国民感情が背景にある。

また、アメリカの宣伝する「民主化」の動きがレバノン政局を圧倒しているわけでもないことは、米仏の干渉に反対する勢力が「民主化」デモに優るとも劣らない規模の運動を展開していることにも示されている。

5月に予定されているレバノンの選挙までにシリア軍の撤退を強く要求した米政権にたいして、「これと同じ論理がなぜ、占領下で選挙をしたイラクやパレスチナに適用されないのか」と米政権の二重基準

を厳しく批判する声もあがっている。ゴラン高原をイスラエルに占領されているシリアは、「アメリカやイスラエルがシリアを模範とすることをアラブ諸国は望んでいると思う」と皮肉を込めて語っている。

90年代半ば、アメリカといっさい軍事的な関係をもっていない中東の国は、イラン、イラク、シリア、リビアだけだった。しかし、今このうち、イラクは米軍の占領下に置かれ、恒久的な米軍基地が建設されつつある。リビアもここ数年来、経済危機を乗り切るため、米政府と交渉をおこなって2003年、大量破壊兵器廃棄を決定した。さらに今、米政府はシリアに圧力をかけている。残るはイランのみ。中東では公正な選挙制度をもち、女性の社会進出も進んでいるイランにたいして、米政権は「専政国家」と名指しの攻撃を加えている。

「民主化」を要求しつつ、自らの軍事占領は止めない。アメリカの中東政策は、結局、「民主化」の名のもとに中東での影響力を拡大し、アメリカに都合のよい体制を押しつけることによって、中東再編をおこなおうとする外交・軍事政策となっている（5月5日記）。

（おざき ふき・中東問題研究者）

点描：独・仏・伊組合運動の最新動向

労働総研創立15周年記念海外調査に参加して 齊藤 隆夫

労働総研が創立15周年記念事業の一環として独・仏・伊3国に派遣した「海外調査団」に参加した。調査の主な目的は職場における労働者の交渉権限とその機能および企業の社会的責任問題での取り組みの現状であったが、ここでは話を前者に限定する。

職場における労働者の交渉権限といっても、国によってその内容は様々であり、その担い手も多様である。今回訪れた3国に限ってもかなり異なっている。今回われわれが訪問したのはドイツではダイムラー・クライスラー社の従業員代表委員会、フランスではトヨタ・パレンシエンヌ工場およびルノーの

CGT企業支部、イタリアではフィアットRSU（統一組合代表）であった。ドイツの従業員代表委員会は賃金・労働時間等の「社会的事項」については事業所協定の協同決定権を持ち、フランスの企業レベル組合支部は団体交渉権を持ち、イタリアのRSUは企業レベルでの労働協約締結権を持っているからである。

これら交渉機関の持つ権限が、経済のグローバル化とメガコンペティション・新自由主義経済政策の攻勢・労働市場のフレキシブル化等激動する情勢の下で生起する様々な労働問題を前にどのように機能しているのか、その交渉機能の意義と限界はどのよ

国際・国内動向

うなものかを明らかにすること、それが今回の調査の主目的の一つだったのであるが、この主題に関する報告は別途まとめる報告書に譲ることとし、また、各国の労働者との懇談の大まかな様子は「労働総研ニュース」などでも紹介されているので、以下、2つのテーマにしばって、調査から知りえたことをベースに若干の敷衍をして、これら3国の労働組合運動の最新動向を紹介してみたい。

トヨタ方式労務管理の浸透度

1つは、トヨタ式労務管理の浸透度の問題である。

トヨタ・バレンシエンヌ工場では、基本的には日本と同じ労務管理が導入されていた。同工場のCGT幹部は、鎌田慧『自動車絶望工場』に書かれているのと同じことが自分たちの工場でも行なわれている、と述べていた。一人当たり生産台数も日本とほぼ同じになっており、「過労死」すら発生しているという。しかし、それが日本と同じように労働者の抵抗なしに（少なくともストライキなどの積極的な形ではそれは見られない）受け入れられているかと言えば、決してそうではない。作業速度を一層速めようとする動きに対しては労働者から「文句」が出るし、厳しい労働条件故の遅刻や欠勤もおおい。会社へ届けずに遅刻や病欠をすると、経営側は「工場の円滑な運営に妨げになるとして」解雇をするという。トヨタ的な労務管理とフランス労働者の労働・生活慣行との間にはズレがあるのである。数年前には遅刻や欠勤を理由とする解雇に対するストライキを組織しえたり、同僚の「過労死」への抗議として自然発生的な作業停止が起こったこともあった。地域社会からも「トヨタは非常に厳しい企業」との批判が挙がったという。

だが、そうした労働者の抵抗はこの工場では徐々に後退してきているかに見えた。従業員代表委員選挙でのCGTの得票率は、昨年の49%から今年の14%に大きく後退しているし、CGT組合員と支持者はこの数年で300~400人が解雇されている。組合員の差別的解雇に対するたたかいは必ずしも成功していない。今回の調査時点でCGTの組合員数は約40名（従業員総数3200）だった。トヨタ式労務管理は経営者による労働組合の影響力排除とともに浸透度を深め

ているのである。とはいえ、そのことは依然、経営者がフランスの労働者を日本の労働者並みに働かせていることを意味しない。いまなお、彼らの年間総労働時間は1600時間なのである。

ドイツでもトヨタ式労務管理は導入されていた。だが、ここでは、その労働強化的側面は消失していた。例えば、「カイゼン」は日本のような人員削減の効果を全く持っていない。それはあくまでも業務上の改善提案であり、それによる生産性上昇分の30%は提案者に手当として支給されることになっているという。われわれが会った従業員代表委員は、トヨタ的な働き方はこの国の労働者には受け入れられないだろうと述べていた。この国の従業員代表委員会は新しい作業方法・作業工程の導入にあたっては、経営側から情報を受け、協議する権限を持っている。この権限は最終的には使用者の決定権を留保したものであるとはいえ、「社会的交渉システム」（A. トレーヌ）の深く根ざしているドイツにあつては、労働者の意向を容易には無視しえないほどには機能しているであろう。

今回の懇談では立ち入ることが出来なかったが、実はヨーロッパの自動車企業でより全面的にトヨタイズムを導入したのはイタリアのフィアットである。1993年、ナポリから約100km東の町メルフィに政府から多額の助成を受けて作られたSata工場は、ジャストインタイム方式（倉庫の廃止と生産に必要な量だけの材料の利用）を取り入れ、労働条件もフィアットの他工場に比して格段に低く設定して設置された。農村地帯で採用者に労働者の意識が弱く、失業率も高かったことがそれを可能にした。そこでは、Tmc-2（Tempo dei movimenti collegati-seconda versione 連続的動作時間-2版）と呼ばれる作業方法が導入された。それは、これまである部品を組み立てるのに60秒必要だったとすれば、それを48秒に短縮させ、6日かかった仕事を5日でできるようにするというものであった。労使関係も「改善」提案の推奨や「参加システム」など労使協同の謳い文句にもかかわらず、実態はRSUとの交渉を拒否する抑圧的なものであった。この工場で、昨春、労働者のストライキが発生したのである。結果はフィアットの他工場並み労働条件への漸進的な接近の約束で

あった。

ヨーロッパにおけるトヨタ式労務管理の浸透度はフランスでは深まり、ドイツでは浸透もせず、イタリアでは後退しているというのが現状のようである。こうした差は組合運動の力量の差によるところが大きいと筆者には思われる。

不安定雇用規制

もうひとつのテーマは不安定雇用規制である。

この問題では、今回訪れた3カ国に共通していたのは、産業別協約で不安定雇用者の従業員総数に占める割合を規制すると共に、事業所レベルでもその割合を制限する取り決めをしていることであった。フランスの場合、金属機械部門協約では50%が不安定雇用の上限であるが、ルノーでのその割合は熟練工と技術者については17%、単純工では44%だという。また、CGTの方針としては「ゼロが目標であるが、正規労働者の出産などで期限付き雇用が必要になることもあり、5-10%程度はやむを得ないと認めている」と述べていた。不安定雇用は青年層で顕著であるが、技術者のなかでもサービス部門で増えている。特に、派遣労働者が増えているという話であった。従って、これら不安定雇用労働者の中には、正規労働者のやむを得ない事情による代替としてではなく、より安価な労働力として導入されている労働者もかなり存在すると思われる。

一方、ダイムラー・クライスラーの場合、派遣労働者等の割合は事業所協定によって4%が上限とされていた。「出産や長期の病氣、子育てなどで、正規社員が休暇をとる場合がある。その代替要員として、派遣労働者が必要になっている」というのである。その場合でも、「賃金は手取りで正規社員と同じ額になるようにしている。従って、派遣会社に支払う費用はそれより多くなっている。正規社員より高い費用がかかるようにすることで、非正規労働者の増大を困難にする方針を私たちは意図的に採っている」というのが従業員代表委員の説明であった。

フィアット・ミラフィオーリ工場の場合、この工場では2~3年前から経営危機が続き、今日では操業率が30%に落ち込んでいて労働者の新規採用は行なわれていない。従って、不安定雇用の採用そのもの

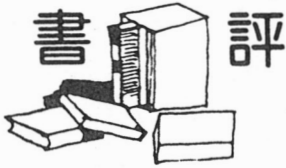
が問題とならない、というのが質問に対する答えであった。しかし、裏返して言えば、そうした状況の下で正規労働者の人員削減問題が浮上しないこと自体が団員にとっての新たな疑問となった。おそらく「所得補填金庫」の存在と解雇に訴えた場合に起こる反応への経営者の懸念にその疑問を解くカギがあると思われるが、今後の研究課題としておこう。

イタリアについては、フィアット以外のトリノ金属機械企業の状況を紹介しておこう。

昨春秋、トリノ金属機械部門の多くの企業で産業別協約を補足する企業レベルの協約改定交渉がRSUによって展開され、約90の企業協約が結ばれた。この協約では賃上げのほか、昨年成立した「法律30号」で導入が認められた新たなタイプの不安定雇用を規制するルールが盛り込まれた。その結果、「呼び出し労働」や「期限のない労働者供給」の利用は原則的に禁止され、期限付きの契約も従業員総数の12~15%を上限とすることが決まっている。

イタリアの不安定雇用規制について、今回の調査で分かったことをもう一つ書き加えておきたい。イタリアでは、「擬似的自営業者」とか「準従属労働者」と呼ばれるタイプの労働者を主たる組織対象者としてNIDILという新しいタイプの組合が作られ、組織人員を着実に増やしていることは知っていたが、そういう組織の必要性が何処にあるのかはいまひとつ理解できていなかった。その点の疑問が今回の調査で解けたのである。Filcamsという商業、ホテル、食堂、サービス部門の労働者を組織する組合の幹部との懇談で、この質問をぶつけてみたところ、こうしたタイプの労働者はその時々で就く仕事の業種が異なり、労使交渉の相手である経営者団体も異なるので、従来のような産業部門別の組織の仕方をとらず、労働者のタイプによる組合という新しい組織原則を採用したと言うのである(ちなみに、パートタイム労働者は産業別組合に所属する)。Filcams幹部の述べた「われわれの組織形態は今日は良くて明日はまた違うかもしれない。われわれは日常不断に現実にあうように努力している。だから、将来はまた違う組織形態をとることになるかもしれない」という言葉が真に印象的であった。(05/3/28)

(さいとう たかお・常任理事・群馬大学)



平地一郎著

『労働過程の構造分析』

藤澤 建二

本書を簡潔に評することは難しい。それは本書の取り扱う領域が、欧米労働過程論争、情報技術論、鉄鋼労働論、生産管理論、労務管理論、労使関係論等々と多岐に亘っており、しかもそれぞれが慎重な吟味を必要とする叙述に満ちていて、評者には難解な書であるからである。従って、著者には不本意だろうが多少型破りの書評にならざるを得ない。

本書の目的はその副題からすると現代日本鉄鋼業の管理・労働・賃金の実態分析に置かれているようにみえるが、評者には理論仮説提示の書と思える。その大筋の論点の一部を大胆に再構成して要約するならば、次の通りである。

- ①労働衰退説（プレイヴァマン）・労働単純化説は間違いで、「ある労働は非熟練化」（p. 52）するとはいえ、「別の労働は熟練化する」（p. 52）ので、熟練労働は「歴史的に一定」（p. 29）である。「労働とはどのようなものでも習熟するのに時間を要する」（p. 44）ので、「熟練労働とは『労働』と同義なのである」（p. 44）。
- ②資本による労働の支配は、資本の意思を、管理を媒介として労働者に再対象化（＝労働者の合意）することによってなし得る。労働者が資本の意思を自らに再対象化するには、労働は目的意識的活動である熟練労働でなければならない。それ故資本は、「資本の意思を再対象化する主体としての契機が消失する」（p. 5）熟練の解体を目指すはずがない。資本主義的管理は「熟練労働を前提として成り立ちうる」（p. 208）のである。
- ③独占段階における熟練は、独占体の「内部昇進制のなかでの熟練形成がその中心概念である」（p. 29）ため、「社会的通用性に乏しく、曖昧な概念」（p. 29）にならざるをえない。
- ④熟練が「歴史的に一定」だとすれば、資本主義

的労働過程で変化しているのは「労働の社会的結合」様式である。それは「生産管理における製造スケジュールの作成（およびその監視機能）として」（p. 50）見ることが出来る。「製造スケジュールは、労働を結合させようとする資本の意思の現実態であって、まさに、こうした労働の形式を労働者が自らの労働のなかに再対象化することによって、生産力化すると考えられる」（p. 50）から。

こう再整理することで、著者が主張したいことが評者には少し見えてくるが、逐一のコメントは割愛せざるを得ないとしても、次の点だけは触れておきたい。

著者はプレイヴァマンの「構想と実行の分離」論を批判して次のように述べる。

「労働者の構想によって導かれる実行とは『労働』にほかならないから、彼の議論は、労働を管理するために労働を解体するという奇妙な論理構造を持っている。明らかにプレイヴァマンの主張は誤りである。労働が労働者自身の構想によってしか導かれなないからこそ、その搾取もまた不安定・不確実なのである。」（p. 32）

だが、プレイヴァマンの「労働者の構想によって導かれる実行」とは何よりも熟練労働であって、それ故、資本は労働を管理するために熟練労働から構想を奪うことによって熟練労働を「解体」し、構想から分離された実行＝「労働」を管理可能にしようとする整理したのではなかっただろうか。著者のいうように「労働が労働者自身の構想によってしか導かれなない」とすれば、構想と実行を分離することは出来ず、労働の細分化→単純化は出来ない。従ってこの世に労働の単純化など存在するはずがないということになるだろう。だが評者は、例えば『現代日本の職場労働』（新日本出版社）が詳細に報告した

労働が、「労働者の構想によって導かれる実行」とは到底思えないのである。

とにかくこうした枠組みのもとで本書は「熟練の衰退がながらく発見されてきたとされる産業（鉄鋼業……引用者）における熟練労働の存在」（p. 9）を「強調」する。著者は評者らが鉄鋼労働単純化説を唱えていると錯覚し、「コンピュータ制御された転炉操業においても、なお熟練を要する」（p. 89）と「強調」する。だがそのこと自体は取り立てていうほどの新しい知見ではない。問題はその熟練がどういう性格のものかということである。そしてそれは、コンピュータ制御操業技術の現段階における限界なのか、それとも熟練労働を技術的に不可欠なものとしているのか。著者もいうように現段階では「熟練労働を介在させない限り、効率的な生産の課題は解決することができない」（p. 92）。つまり、熟練労働が必要か否かは技術だけが一義的に決めているのではない。有り体にいえば、熟練を基礎に資本の管理に抵抗しようとはしない、従順で安価な熟練労働者を確保出来るのであれば、資本は安んじて熟練労働者を活用し、極限まで生産効率を高めようとするだろう。だが、テラーが問題にした現実はそうではなかったが故に「科学的管理法」を案出したのではなかったのか。なお評者はプレイヴァマンには逆らって（というのは正確ではないのだが）、「ホーソン実験」が見いだしたものを重視する。熟練を「解体」されてもなお労働者は資本の管理に抵抗を続けるのだということに、もっとヒントを得たい。

また、「技術革新が技能序列（熟練の序列）を崩壊させる」という議論に対する疑問と批判」（p. 11）を実証しようとしているが、個々の職務に「技能序列」があり、熟練の「形成序列」（p. 11）があることは、何ら不思議なことではない。問題はそれが作業のプール化のもとで、かつてのような労働者序列としては機能し難くなってきたことが「議論」されたのであ

る。要員削減→作業のプール化→職務給のプール化→職務の大括りの果てに、「工長—統括—一般」という「役割区分」が導入され、職務給から職能給に切り替えられた。従って、「職務とその序列の存在という現実の前に、……職能給への一本化がどれほどの賃金体系の安定を保証するかが、きわめて疑問」（p. 221）という評価は、「疑問」には共感したいが「職務序列」の存在を根拠とするのは的を射ているとは思えない。

ところで、熟練問題を議論するとき心に留めておかなければならないことがあると評者は考える。労働の一部に熟練が必要とされ熟練労働が残るとしても、それが単純労働に従事しなければならない多くの人々にとって何の慰めになるのか、ということである。マルクスもプレイヴァマンも、まさにそのことを問題にしていたのではないだろうか。

それはさておき、「生産管理」を詳述していることは本書のメリットの一つである。鉄鋼大企業が各工程の直結を生産効率的に追求するなかで、タイトな製造スケジュールが現場に投げかけられ、その製造スケジュールに従うことを余儀なくされる現場の超過密労働。それをこなすためには「熟練」が必要不可欠である、その仕組みを生産管理＝製造スケジュールの作成・修正過程から跡づける。だが、労働者が製造スケジュールの要請を本音でどのように感じているのか、そのことを掘り起こさない限り、資本の意思が労働者にいかに「再対象化」されているのかを論証していないだろう。労働者が製造スケジュールに従うことが、直ちに資本の管理に「同意」を与えていることになるのかは、もう少し慎重に吟味したい。論ずべき点はまだたくさんあるが、紙数が尽きた。妄言多謝。

(2004年10月・御茶の水書房刊・5000円)

(ふじさわ けんじ・岩手大学)



阿部芳郎著

『ウィと言えない「ゴーン改革」』 坂ノ下 征稔

日産自動車村山工場の跡地に立ってみると、南北ちょうど2キロメートル、東西約800メートルの広大な原野である。

村山村（現武蔵村山市）に生まれ、「砂川山」と呼ばれた武蔵野の雑木林と一面の麦畑を切り開き開始された村山工場建設を見、工業高校を卒業してその工場で働き続けてきた私にとって、原野に戻った跡地を見るのは特別の感慨がある。あそこがプレス工場、ここが車体工場、あのへんが組立工場、ここが自分の働いてきた機械工場のあったところ、と明確に指さすことができる。

その工場で組合分裂や集団暴力・差別とたたかい、労災事故で殺された何人もの青年たちを悼み赤旗を先頭に抗議の構内デモを繰り広げたことなどが昨日のように思い出される。

村山工場閉鎖によって、福島県いわき工場、栃木工場、追浜工場、座間工場、遠く九州工場へと配転になり、定年までの長期単身赴任を余儀なくされた仲間、転居していった仲間、心ならずも退職せざるを得なかった仲間たちのことを思うと心が痛む。私自身も定年までの最後の時期を毎日往復4時間かけて座間工場に通勤することとなった。

そして売り上げ急減で店を閉めた工場周辺の商店、仕事の減少と単価切り下げで廃業に追い込まれたり、経営悪化に陥った関連企業をみると「日産リバイバルプラン」がいかに身勝手なものであったか明白である。

カルロス・ゴーン氏は「日産リバイバルプラン」とそれに続く「日産180計画」によるいわゆるV字回復を『成果』にして、フランス、ルノー社の会長に凱旋就任するという。マスコミや財界はこぞってゴ-

ン氏を「改革者」とほめたたえ、小泉首相は勲章まで授与している。

だが真実はどうか。

多くの従業員を退職に追い込み、関連メーカーに犠牲を強要し、結果として購買力を減少させ国内販売は少しも増加していない。このような経営が長続きするはずもない。

三菱自動車のクレーム隠しやJ R西日本の利益優先の経営による重大事故、さらには大手橋梁メーカーによる長年の談合が告発されるなど、大企業の社会的責任の欠如が次々と明らかになっている。

こうしたなかで、本書は地を這うような取材で「ゴーン改革」がもたらしている実態を告発し「ルールある資本主義」の重要性を教えている。

(2005年3月・本の泉社刊・1400円)

(さかのした まさとし・

前JMIU日産自動車支部委員長)

大江 洸・三上 満・小林 洋二著

『憲法—人生をかけて守るもの』

小川 薫

大先輩である大江さん、三上さん、小林さんたち歴代全労連議長が書いたこの本は、私たち青年層には難しいものかと思いましたが、読み始めると引き込まれるように一気に読み上げることができました。今の青年が体験できなかったことがいろいろ書かれていて、憲法があったから、紆余曲折を辿りながらも労働運動の前進を勝ちとってきたことを感じました。多くの人や組織と団結して国民的な大きな流れをつくることと革新自治体をつくり世の中のために声をあげることの必要性について改めて考えることができました。

今、自民党は07年を目途に「憲法改悪」をすすめています。これと一体となった「教育基本法の改悪法案」と憲法改悪を準備する「国民投票法案」の通常国会への提案を画して、国民世論に挑戦する「戦争する国づくり」を強引に進めています。

しかし、国民世論は「憲法を生かせ」「憲法9条を守れ」が多数を占め、戦争する国づくりと憲法改悪に反対する強い意志を持っています。

政府による「戦争する国づくり」と「構造改革」の推進は、「この国のあり方」が問われる根本的な国民との対決点であるだけに、国民的な共同のたたかいを大きくする条件を持っています。

この本を多くの人が読んで、憲法の素晴らしさを知ってもらいたい。また、その素晴らしい憲法が「政府にとって都合の良いもの」に変えられようとしていることも知ってもらいたいと思います。

憲法は「平和」だけでなく、「自由」「平等」「民主主義」そして「暮らし」など国民の生活を保障しているものです。もちろん平和でなければ安心して生活はできませんが、戦争しないことだけが平和ではなく、「安心して暮らせる」ことが平和であると感じました。今、自殺者が年間で3万4千人以上います。こうした社会が平和であるといえるでしょうか。環境問題や社会保障など、全てが充実してこそ平和であるところの本は言っているのではないのでしょうか。

タイトルの「憲法―人生をかけて守るもの」はまさにそのとおりであり、労働組合が憲法を守る意義がわかる一冊に出会えたように感じます。

もうひとつの日本をつくり、「歴史の1ページをつくる」そんな決意を読み終えた時抱くことができました。

この本に書かれていることを読むだけではなく、この大先輩たちと青年が語り合うことができた、年齢・世代が違っても「目指すところは同じ」であり、「この運動に迷いはない」と実感できる気がしました。

(2005年3月・かがわ出版刊・1400円)

(おがわ かおる・全労連青年部長)

全労連編

『世界の労働者のたたかい 2005 年版』 藤吉 信博

本書は1994年に第1集が発刊されて、今年度版で11集となる。

本書のすごいところは、世界的に見ても類書がないということである。アメリカ労働省がアメリカの世界戦略を立てる必要性から各国の労働運動の現状のレポートを収録したものやLONGMAN社から不

定期的刊行されている『世界の労働組合』(“TRADE UNION IN THE WORLD”)などがあったが、労働組合のナショナルセンターが発行している例はないように思われる(幾人かの専門家に聞いてみたが「ない」という返事であった)。

本書の第1の特徴は、労働総研の国際労働研究部会のメンバーが全労連と協力して、10年以上にわたってアニュアルレポートとして刊行しつづけていることである。このことにより、20世紀後半から21世紀初頭にかけての世界の労働組合・労働者のたたかいが系統だって研究することができることである。2005年度版の執筆者は、労働総研・国際労働運動研究部会メンバーとして、岡田則男(ジャーナリスト)、面川誠(ジャーナリスト)、小森良夫(国際労働問題研究者)、木暮雅夫(日本大学教授)、齊藤隆夫(群馬大学教授)、坂本満枝(国際労働問題研究者)、猿田正機(中京大学教授)、島崎晴哉(中央大学名誉教授)、平井潤一(国際問題研究者)、宮前忠夫(国際労働問題研究者)、全労連から加藤益雄(全労連国際部長)、布施恵輔(全労連総合総務局員)の12氏である。

第2の特徴は、編集姿勢・分析視角である。全体的な編集方針は、アメリカの多国籍企業を中軸とする新自由主義的なグローバル化、アメリカの一国覇権主義的な軍事戦略のもとで、たとえば、本書が取り扱う2004年中に展開された世界36ヵ国・1機構の労働組合・労働者のたたかい、例えば、イラク侵略戦争反対、社会保障削減反対など、主要な労働組合・労働者のたたかいを紹介している。

紹介(分析)の視点は、第1集から堅持されているつぎの3つである。①闘争課題(要求)は何であったのか。②そのたたかいの組織・規模・戦術はどのようなものであったのか。③それらのたたかいの到達点はどのようなものであるか。10集からは賃金闘争や社会保障闘争、組織拡大の課題などが意識的に紹介されるようになっていく。

第3の特徴は、本書がカバーしている国数の多さである。アジア地域では、韓国、中国、フィリピン、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム、インド、パキスタンの9ヵ国。オセアニア地域では、オーストラリア、ニュージーランドの2ヵ国。北米地域

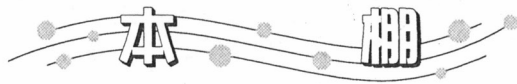
新刊紹介

では、アメリカ合衆国、カナダの2ヵ国。中南米地域では、ベネズエラ、ボリビア、メキシコ、コロンビアの4ヵ国。ヨーロッパ地域では、欧州連合（EU）、イギリス、フランス、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、ドイツ、オーストリア、スイス、イタリア、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、スウェーデンの13ヵ国、1機構。東欧・独立国家共同体ではスロベニア、チェコ、ハンガリー、ポーランド、ロシアの5ヵ国。全体として、36ヵ国、1機構となる。

労働総研は、設立記念事業の一環として、2月16日から10日間の日程で、独仏伊3ヵ国で職場における交渉権・機能および企業の社会的責任に関する調査研究をおこなった。私も、調査チームに参加したが、その事前学習の資料として、本報告集をも活用した。本報告書を系統的に読むことによって、各国の労働組合と労働者のたたかいかいの特徴と共通性をリアルに学習できた。“グローバル化時代”に生きる研究者はもとより活動家に、本報告書の一読を勧めたい。

(2005年5月・全労連発行・頒価1000円)

(ふじよし のぶひろ・労働総研事務局次長)



憲法会議・労働者教育協会／編

『憲法問題学習資料集—憲法「改正」

論議の本質と、改憲阻止の展望』

憲法会議編『月刊憲法運動』05年5月号

「憲法調査会報告書」総批判

現在、アメリカの要求に呼応して、憲法改悪の策動が戦後最大規模で展開される。こうした憲法改悪策動を国民的規模で打ち破る運動がきわめて重要な段階にある。憲法会議・労働者教育協会／編『憲法問題学習資料集—憲法「改正」論議の本質と、改憲阻止の展望』と憲法会議編『月刊憲法運動』05年5月号「『憲法調査会報告書』総批判」は、憲法闘争に勝利するための国民的運動を前進させる上で、必携の文献といわなければならない。

憲法会議・労働者教育協会／編『憲法問題学習資料集—憲法「改正」論議の本質と、改憲阻止の展望』は巻頭に、川村俊夫憲法会議事務局長の「学習を深めるための論文」がすえられ、憲法「改正」議論の本質と、改憲阻止の展望が分かりやすく解明されている。

資料編には次のような資料が収録されている。

「自民党の改憲動向」＝自民党憲法調査会プロジェクトチーム「論点整理」(04年6月10日)、自民党「憲法改正のポイント」序文、与党合意「教育基本法に盛り込むべき項目と内容について(中間報告)」(04年6月16日)および小泉首相、安倍幹事長、安岡憲法調査会長などの発言。

「民主党の改憲動向」＝民主党憲法調査会「創憲に向けて、憲法提言・中間報告」(04年6月22日)および岡田代表、仙石憲法調査会長の発言。

「公明党の改憲動向」＝公明党憲法調査会「論点整理」および神崎代表の発言。

「議連・憲法調査会の改憲動向」＝憲法調査促進議員連盟「憲法改正国民投票法案」(01年11月)、衆参両院憲法調査会の動き。

読売新聞社「憲法改正2004年試案」。

「財界の改憲動向」＝日本経団連「国の基本問題検討委員会」設立趣意(04年7月)、経済同友会「憲法問題調査会意見書 自立した個人、自立した国たるために」(03年4月)、日本商工会議所「憲法問題に関する懇談会」。

「九条の会」アピール(04年6月10日)。

「アメリカの対日要求と世界戦略」＝「米国と日本 成熟したパートナーシップにむけて」(アーミテージ報告)(00年10月)、アメリカ国会安全保障戦略(序文)(02年9月)。

「EU、東南アジアの新しい動きと国連憲章」＝EU「よりよい世界の中の安全な欧州」(03年12月12日)、東南アジア友好協力条約(76年2月24日、87年改定)、国連憲章(45年10月24日)、ハーグ平和アピール市民会議「公正な世界秩序のための10の基本原則」(99年5月15日)。

憲法会議編『月刊憲法運動』05年5月特別号「『憲法調査会報告書』」総批判は、衆議院憲法調査会(4月

15日)、参議院憲法調査会(4月20日)が発表した「憲法調査会報告書」を、各項目にわたって全面的に批判を加えた力作であり、前書と共に憲法闘争にとっての必携の書である。

本書の構成は、I部に「総論 調査なき『調査』会報告」(小林武愛知大学教授)を置き、II部では「最終報告書の論点別批判」を10章にわたり、詳細に展開している。章構成は次の通りである。

1. 前文(横田力都留文科大学教授)
2. 国民主権・天皇(高橋利安広島修道大学教授)
3. 国民主権・国際協力・非常事態
 - (1) 自衛権・自衛隊(前原清隆長崎総合科学大学教授)
 - (2) 国際協力(木下智史関西大学教授)
 - (3) 非常事態(塚田哲之神戸学院大学助教授)
4. 国民の権利・義務
 - (1) 総論・近代立憲主義(成澤孝人三重短大助教授)
 - (2) 基本的人権の限界(清水雅彦明治大学講師)
 - (3) 自由権(主として精神的自由)(寺川史朗三重大学助教授)
 - (4) 家族・家庭に関する条項(中里見博福島大学助教授)
5. 国会・政党(上脇博之神戸学院大学教授)
6. 議院内閣制・首相公選・オンブズマン(小松浩神戸学院大学教授)
7. 財政(小沢隆一静岡大学教授)
8. 司法(北川善英横浜国大教授)
9. 地方自治(植松健一島根大学助教授)
10. 憲法改正・最高法規(隅野隆徳専修大学名誉教授)

憲法会議・労働者教育協会／編

『憲法問題学習資料集－憲法「改正」論議の本質と、改憲阻止の展望』

(2004年9月・学習の友社刊・952円)

憲法会議編『月刊憲法運動』05年5月号

「憲法調査会報告書」総批判

(2005年5月・憲法会議刊・800円)

民主法律協会編

『萬井隆令・西谷敏先生還暦記念論文集 新たな権利闘争の地平をめざして』

本書は、関西における権利闘争のセンター・民主法律協会の中心メンバーの一人である萬井隆令龍谷大学教授、西谷敏大阪市立大学教授の還暦を記念して発刊された論文集である。しかし、本書は、ただ単なる論文集ではない。

「かねてから労働法研究会、鑑定意見書、鑑定証人など数限りないご面倒をお懸けしてきた組合関係者、弁護団から期せずして還暦記念論集発刊の声が上がり」、以下のようなコンセプトで編集されている。

①労働問題を中心としたレベルの高い論文集。書き下ろし。②民法協会員の活動をベースにした実践的なもの。③たんなる事件報告や民法協の年次活動報告レベルを超えるもの。④なるべく今日的課題を網羅する(・最先端の事象にも対応するもの。・21世紀の労働者の権利や労働運動の行く末を照射するもの。・全国の労働弁護士・労働組合に問題提起をしようもの。)。こうして企画された内容は以下のごとく多彩で挑戦的である。

「はじめに」(小林つとむ)／「労働争議と弁護士の役割」(佐藤真理)／「権利救済機関のあり方」(野村裕)／「国鉄闘争」(三上孝孜)

「賃金・労働条件」＝能力主義・成果主義賃金体系導入をめぐる諸問題(鎌田幸夫)／就業規則の不利益変更問題について－NTT管理職 藤井・藤田裁判判決を題材として(中村和雄)／ILO94号条約をふまえた公契約・条例の制定をめざして(久保貴裕)／労働債権の優位的確保と否認権行使との対抗(徳井義幸)／企業年金の不利益変更－松下年金事件も題材にして(森信雄)

「雇用流動化」＝雇止め効力が争われた裁判例の紹介と分析(成見暁子)／派遣労働者の権利擁護のために(綱本守)

「企業再編」＝労働事件における法人否認の法理の適用(藤木邦顕)／営業譲渡の法理－不動信用金庫事件を素材に(河村武信)

「配転」＝配転に関する最近の判例等の動向(出田健一)

本棚

「懲戒処分」＝懲戒権の社会的規制としての司法検査のあり方―「法の支配」と企業懲戒権―(豊川義明)

「ジェンダー」＝「差別的効果」(Disparate Impact) 法理と日本におけるその課題 (長岡麻寿恵)

「民法協の課題」＝個人か、集団か―新自由主義イデオロギーへのアンチテーゼ (城塚健之) / 財界・政府の労働力政策と教育政策の反労働者性・反国民性を告発する―財界の労働力政策と政府の教育政策との関連及び教育基本法「改正」に至るその展開について (小林保夫) / いま何が問題か―現代社会が直面している問題への一試論 (大江洋一)

「鑑定意見書」

萬井隆令＝JR採用拒否事件とJRの「使用者」性／業務請負事業の従業員と元請け企業との労働契約関係の存在認定について

西谷敏＝企業職員・現業職員の退職手当計算方法変更の適法性―堺市職員退職金等請求事件意見書―／就業規則による労働条件不利益変更の限界―八王子信用金庫事件に関する意見書―／男女「コース制」の違法性とその救済法理―野村證券事件に関する意見書―

「あとがき」(城塚健之)

(2004年12月・民主法律協会刊・2000円)

年金者組合東京都本部編

『15年史』

年金者組合が元気である。組織も伸びている。これにはいろいろの理由があるであろう。「定年」以降の高齢者が、元気であるということもある。現役時代に蓄積した労働運動の経験が高齢者の運動で“活かされている”ということもあろう。そうした高齢者の肉体的精神的活力が年金者組合に結集されて、小泉「構造改革」の悪政、年金、医療、生活と仕事に対する攻撃とのたたかいで、噴出しているのではなかろうか。

本書は、「1989年3月31日、組合員数679人で産声をあげた全日本年金者組合東京都本部が、15年目を迎えた今年は組合員数8000人にまで成長」した足跡をまとめた珠玉のような15年史である。この年金者組合東京地本の15年史から、われわれが学ぶ論点は多い。

たとえば、最低保障年金要求は、どのようにして産声を上げ、全体の要求として確立されていくのかなど、今日、ナショナルミニマムを考えるうえで、避けて通れない論点がある。さらに一般的な言い方をすれば、切実な要求を探り出し、共通要求として果敢にたたかうということはどういうことか、組織拡大のための力点はどこに置かれるのかなど、一読をすすめたい。

(2004年10月・年金者組合東京都地本刊)

編集後記

巻頭の福田静夫論文「日本経団連の改憲要求とその歴史的社会的責任」は、アメリカの要請に積極的・能動的に呼応する小泉自民党・公明党、民主党の憲法改悪を財界の立場から推進する日本経団連のイデオロギーを批判し、憲法9条擁護の歴史的国際的意義を解明している。特集＝「拡大するEUの現状と課題」は、タイムリーな企画となった。EU憲法条約批准の是非を問う国民投票が実施された、フランス（5月29日）では、拒否票が賛成票に10ポイントの大差をつけ、オランダ（6月1日）では、23ポイントの大差をつけ、国民は批准を拒否した。EU憲法条約批准拒否の原因を考えるうえで、福岡健三論文「フランスから見たEU憲法」は有益な材料を提供している。宮前忠夫論文「早分かり 労働関係から見たEU」は、EUの機構、条約・法令などを労働関係の視点からまとめた「便覧」として活用していただきたい。平河寛論文「アメリカ単独主義とヨーロッパの将来」は、「基軸通貨」＝ドルに対抗して登場してきたユーロの現状と将来だけでなく、アメリカの現状と将来を予測する上でも一読をお勧めしたい。

(K. K.)

季刊 労働総研クォーターリー No.58 (2005年春季号)
2005年5月1日発行

編集・発行 労働運動総合研究所

〒114-0023 東京都北区滝野川3-3-1 TEL 03 (3940) 0523
ユニオンコーポ403 FAX 03 (5567) 2968
<http://www.yuiyuidori.net/soken/>

印刷 有限会社 なんぶ企画
頒価 1部 1,250円 (送料180円)

年間購読料 5,000円 (送料含む)

(会員の購読料は会費に含む) 振替 00140-5-191839

RODO SOKEN NO.58 2005 Spring Issue

Contents

Demand of Nippon Keidanren for Constitutional Amendment, and Its Historical and Social Responsibility

Shizuo FUKUTA

Special Article : Actual Condition and Tasks of the Expanding EU

- * Quick Reference to EU in Terms of Labor Relations Tadao MIYAMAE
- * EU Constitution from the Point of View of France Kenzo FUKUMA
- * U.S. Unilateralism and the Future of Europe Hiroshi HIRAKAWA

Information at Home and Abroad

- * Situation Concerning the Attempts for Constitutional Amendment and the Development of the Struggle against Them Fumio IMAI
- * Evaluation and Tasks of the 2005 Spring Struggle by Rengo and Zenroren Katsuichi SHIKATA
- * Middle East Situation Following the Election in Iraq Fuki OZAKI
- * Participating in the Overseas Research in Commemoration of the 15th Anniversary of the Founding of Rodo Soken Takao SAITO

Book Review :

- * "Structural Analysis of Labor Process," written by Ichiro Hirachi Kenji FUJISAWA

Introduction of New Publications :

- * "*Can't Say Oui to 'Ghosn Reform'*," written by Yoshiro ABE Masatoshi SAKANOSHITA
- * "*Constitution — Something We Must Defend at Our Lives*,"
written by Takeshi OE, Mitsuru MIKAMI, and Yoji KOBAYASHI Kaoru OGAWA
- * "*World Workers' Struggle 2005 : Report on the Actual Situation of Trade Union Movement in the World*," edited by Zenroren Nobuhiro FUJIYOSHI

New Publications :

- * "*Study Materials on Issues concerning the Constitution - The Real Aim of the Advocates for Constitutional Revision and Perspectives for Foiling Their Attempts*," edited by the Liaison Council for Preventing the Adverse Revision of the Constitution and the Association for Workers' Education
- * *May 2005 Issue of "Movement to Defend Constitution ; Comprehensive Analysis and Criticism of the Reports of the House Research Commissions on the Constitution,"* edited by the Liaison Council for Preventing the Adverse Revision of the Constitution
- * "*Festschrift in Celebration of the 60th Birthday of Profrsors Takayoshi YOROI and Satoshi NISHITANI : Looking for a New Horizon of the Struggle for Rights*," edited by the Japan Democratic Lawyers' Association
- * "*15 Years of the Pensioners' Union Movement*," edited by the Pensioners' Union

Edited and Published by
The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)
Union Corp. 403

3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114-0023
Phone : 03-3940-0523 Fax : 03-5567-2968